

議会会議結果概要

令和7年第4回定例会

1、招集年月日

令和 7年 6月13日

2、会 期

令和 7年 6月13日

令和 7年 6月20日

8日間

3、会議録署名議員

5番 渡 口 直 樹

6番 与 儀 一 人

4、議会答弁のための出席者

村 長 知 花 靖
副 村 長 宮 城 明 正
教 育 長 宮 城 尚 志
会 計 管 理 者 知 花 博 正
総 務 課 長 宮 里 幸 助
企 画 政 策 課 長 與 儀 光 浩
住 民 課 長 山 城 修

福 祉 課 長 金 城 由 美 子
環 境 保 全 課 長 平 良 政 幸
農 林 水 産 課 長 田 場 盛 久
建 設 課 長 新 垣 隆 雄
商 工 観 光 課 長 前 田 浩 也
教 育 課 長 宮 里 光
振 興 策 推 進 室 長 樋 口 淳 一

5、職務のための出席者

事 務 局 長 奥 原 崇

主 任 宮 城 美 希

会期日程及び処理結果

自：令和 7年 6月13日

8日間

至：令和 7年 6月20日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
6月13日 (第1号)	金	1		会議録署名議員の指名	
		2		会期の決定	
		3		諸般の報告	
		4		行政報告	
		5	議案第36号	令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号）	説 明
		6	議案第37号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	説 明
		7	議案第38号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	説 明
		8	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例）	説 明
		9	議案第40号	国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
		10	議案第41号	国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について	説 明
		11	議案第42号	国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について	説 明
		12	議案第43号	国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について	説 明
		13	議案第44号	くにながみ球場照明改修工事請負契約について	説 明
		14	議案第45号	備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）	説 明
		15	議案第46号	備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）	説 明
		16	決議案第5号	議員派遣の件（町村議会正副議長・正副委員長研修会）	採 決
		17	決議案第6号	議員派遣の件（令和7年度北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会）	採 決
6月18日 (第2号)	水	1		一般質問 ① 渡 口 直 樹 議員	

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
6月18日 (第2号)	水			② 島 袋 晴 美 議員 ③ 与 儀 一 人 議員 ④ 山 城 弘 一 議員	
6月19日 (第3号)	木	1		一般質問 ① 大 田 孝 佳 議員 ② 山 川 安 雄 議員 ③ 山 城 正 和 議員	
6月20日 (第4号)	金	1	議案第36号	令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
		2	議案第37号	令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
		3	議案第38号	令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
		4	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例）	原 案 可 決
		5	議案第40号	国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		6	議案第41号	国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		7	議案第42号	国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		8	議案第43号	国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について	原 案 可 決
		9	議案第44号	くにながみ球場照明改修工事請負契約について	原 案 可 決
		10	議案第45号	備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）	原 案 可 決
		11	議案第46号	備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）	原 案 可 決
		12	追加議案第47号	森林公園新管理棟・トイレ・シャワー施設建築工事請負契約について	原 案 可 決

議会議員出席状況

議席番号 月 日	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番	計
6月13日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人
6月18日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人
6月19日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人
6月20日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人

令和7年第4回国頭村議会定例会会議録目次

議会会議結果概要	1
会期日程及び処理結果	2
議会議員出席状況	4
○第1号（6月13日）	5
開 会	7
日程第1. 会議録署名議員の指名	7
2. 会期の決定	7
3. 諸般の報告	7
4. 行政報告	7
5. 議案第36号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号）	説明 8
6. 議案第37号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	説明 13
7. 議案第38号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	説明 14
8. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例）	説明 15
9. 議案第40号 国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	説明 21
10. 議案第41号 国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について	説明 23
11. 議案第42号 国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について	説明 24
12. 議案第43号 国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について	説明 25
13. 議案第44号 くにながみ球場照明改修工事請負契約について	説明 26
14. 議案第45号 備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）	説明 27
15. 議案第46号 備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）	説明 27
16. 決議案第5号 議員派遣の件（町村議会正副議長・正副委員長研修会）	採決 28
17. 決議案第6号 議員派遣の件（令和7年度北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会）	採決 28
散 会	29
○第2号（6月18日）	31
開 議	33
日程第1. 一般質問	33
① 渡 口 直 樹 議員	33
② 島 袋 晴 美 議員	41

③ 与儀一人議員	51
④ 山城弘一議員	62
散 会	70
○第3号（6月19日）	71
開 議	73
日程第1. 一般質問	73
① 大田孝佳議員	73
② 山川安雄議員	77
③ 山城正和議員	87
散 会	95
○第4号（6月20日）	97
開 議	99
日程第1. 議案第36号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号）	質疑 ----- 99
	修正動議 ----- 108
	討論 ----- 111
	採決 ----- 113
2. 議案第37号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質疑 ----- 113
	討論 ----- 113
	採決 ----- 113
3. 議案第38号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	質疑 ----- 113
	討論 ----- 114
	採決 ----- 114
4. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例）	質疑 ----- 114
	討論 ----- 114
	採決 ----- 114
5. 議案第40号 国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	質疑 ----- 115
	討論 ----- 115
	採決 ----- 115
6. 議案第41号 国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について	質疑 ----- 115
	討論 ----- 116
	採決 ----- 116
7. 議案第42号 国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について	質疑 ----- 116
	討論 ----- 116
	採決 ----- 116
8. 議案第43号 国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について	質疑 ----- 116
	討論 ----- 118

		採決	118
9. 議案第44号	くにながみ球場照明改修工事請負契約について	質疑	118
		討論	122
		採決	122
10. 議案第45号	備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）	質疑	122
		討論	123
		採決	123
11. 議案第46号	備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）	質疑	123
		討論	124
		採決	124
12. 追加議案第47号	森林公園新管理棟・トイレ・シャワー施設建築工事請負契約について	説明	124
		質疑	125
		討論	132
		採決	132
閉 会			132
1. 陳情等一覧表			135
2. 議長の公務報告書			137
3. 村長の行政報告			139
4. 議員派遣の件			145
5. 議案等処理一覧表			147

令和7年第4回国頭村議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 1 3 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 会 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 会	6月13日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	6月13日 午前11時06分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	5 番	渡 口 直 樹	5 番	与 儀 一 人
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩	振興策推進室長	樋 口 淳 一
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸般の報告 4 行政報告 5 議案第36号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号） 6 議案第37号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 7 議案第38号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号） 8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例） 9 議案第40号 国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について 10 議案第41号 国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について 11 議案第42号 国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について 12 議案第43号 国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について 13 議案第44号 くにながみ球場照明改修工事請負契約について 14 議案第45号 備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務） 15 議案第46号 備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務） 16 決議案第5号 議員派遣の件（町村議会正副議長・正副委員長研修会） 17 決議案第6号 議員派遣の件（令和7年度北部市町村議会議員・事務局職員研修会及びスポーツレク大会）
会 議 に 付 し た 事 件	1. 議案第36号 説明 2. 議案第37号 // 3. 議案第38号 // 4. 議案第39号 // 5. 議案第40号 // 6. 議案第41号 // 7 議案第42号 //	8. 議案第43号 説明 9. 議案第44号 // 10. 議案第45号 // 11. 議案第46号 // 12. 決議案 5 号 採決 13. 決議案 6 号 //
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第4回国頭村議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 渡口直樹議員、6番 与儀一人議員、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、令和7年6月13日から6月20日までの8日間と決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、令和7年6月13日から6月20日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情等一覧表となっており、陳情書等の写しを配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔陳情等一覧表 巻末に掲載〕

次に、議長の令和7年3月から5月までの公務の報告をいたします。お手元に議長の公務報告書を配付しておりますので、各自お目通し願います。

〔議長の公務報告書 巻末に掲載〕

次に、村長より入札結果公表の写し及び規則等の写しがお手元に配りましたとおり送付されておりますので、各自お目通し願います。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定によって、監査委員から例月出納検査の結果報告が、お手元に配りましたとおり提出されております。各自お目通し願います。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、村長より報告第4号 令和6年度国頭村繰越明許費繰越計算書の報告についてが提出されております。各自お目通し願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 令和7年3月から5月までの主な内容について報告をいたします。

〔村長の行政報告 巻末に掲載〕

3月5日、沖縄医師会から昨年に引き続き、2回目の災害支援金を贈呈がありました。併せて、267万1千円の多額の御寄附をいただき、感謝を申し上げます。

めくっていただき、3月26日から27日、伊東沖縄担当大臣へ5名の沖縄選出国會議員同行の上、比地・大滝キャンプ場等の災害復旧の支援要請を行いました。また、国土交通省へ村道等の災害復旧事業補助率のかさ上げとなる激甚災害指定の御礼に伺いました。

4月13日、名護市民会館において、北部豪雨災害復旧支援チャリティー芸能公演が開催をされ、後日、収益金から1百万円の支援金の贈呈がありました。御礼を申し上げます。

5月1日、やんばる学童野球大会において、国頭ファイターズから優勝の報告がありました。8月に福岡県で開催される大会に出場が決まり、派遣費用の一部を本定例会の補正予算に計上をしております。

5月11日、自民党沖縄振興調査会小淵優子会長ほか、3名の国会議員が比地・大滝キャンプ場の災害状況を視察し、その際に復興支援に力添えをお願いしたところです。その他については、お目通しをお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 議案第36号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第36号

令和7年度国頭村一般会計補正予算

令和7年度国頭村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,079,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債の補正」による。

令和7年6月13日 提出

国頭村長 知花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第36号 令和7年度国頭村一般会計補正予算（第1号）について補足いたします。次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,558,346	32,190	2,590,536
	1 地方交付税	2,558,346	32,190	2,590,536

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		1, 204, 313	103, 340	1, 307, 653
	1 国 庫 負 担 金	218, 352	6, 025	224, 377
	2 国 庫 補 助 金	985, 044	97, 315	1, 082, 359
16 県 支 出 金		530, 842	85, 233	616, 075
	1 県 負 担 金	98, 803	18, 324	117, 127
	2 県 補 助 金	411, 383	66, 892	478, 275
	3 委 託 金	20, 656	17	20, 673
17 財 産 収 入		75, 549	420	75, 969
	1 財 産 運 用 収 入	58, 435	420	58, 855
19 繰 入 金		191, 240	41, 177	232, 417
	1 繰 入 金	191, 240	41, 177	232, 417
21 諸 収 入		143, 520	9, 654	153, 174
	4 雑 入	121, 429	9, 654	131, 083
22 村 債		760, 100	△43, 200	716, 900
	1 村 債	760, 100	△43, 200	716, 900
歳 入 合 計		6, 850, 441	228, 814	7, 079, 255

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		1, 093, 416	52, 675	1, 146, 091
	1 総 務 管 理 費	987, 623	41, 731	1, 029, 354
	2 徴 税 費	58, 563	8, 395	66, 958
	3 戸籍住民基本台帳費	31, 986	2, 532	34, 518
	4 選 挙 費	10, 302	17	10, 319
3 民 生 費		841, 478	18, 648	860, 126
	1 社 会 福 祉 費	713, 613	14, 007	727, 620
	2 児 童 福 祉 費	127, 810	4, 641	132, 451
4 衛 生 費		590, 054	9, 988	600, 042
	1 保 健 衛 生 費	366, 489	6, 438	372, 927
	2 清 掃 費	223, 565	3, 550	227, 115

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		570,304	51,743	622,047
	1 農 業 費	253,043	14,007	267,050
	2 林 業 費	260,516	38,020	298,536
	3 水 産 業 費	56,745	△284	56,461
7 商 工 費		696,917	13,826	710,743
	1 商 工 費	696,917	13,826	710,743
8 土 木 費		230,524	2,083	232,607
	1 土 木 管 理 費	49,370	583	49,953
	4 住 宅 費	17,589	1,500	19,089
10 教 育 費		1,299,079	40,664	1,339,743
	1 教 育 総 務 費	341,175	8,351	349,526
	5 社 会 教 育 費	395,859	9	395,868
	6 保 健 体 育 費	105,378	32,284	137,662
	7 認 定 こ ど も 園 費	327,011	20	327,031
11 災 害 復 旧 費		375,714	39,187	414,901
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	10,207	1,987	12,194
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	365,505	37,200	402,705
歳 出 合 計		6,850,441	228,814	7,079,255

第2表

追 加 地 方 債 の 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
国頭村森林公園機能強化事業 船溜まり施設災害復旧事業	千円 6,800 1,900	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体 金融機構資金、民間等資金又はその 他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和7年度、ただし、事業その他の 都合により、その一部又は全部を翌 年度に繰り延べることができる。	年10%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては当該見直し 後の利率)	償還についてはその融資条 件による。 ただし、村財政の都合によ り繰り上げ償還もしくは低 利に借り換えすることがで きる。
合 計	8,700			

第2表 変更

地方債の補正

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備促進事業	農業事業	千円	(借入先)	年10%以内	償還についてはその融資条件による。	千円	(借入先)	年10%以内	償還についてはその融資条件による。
森林公園施設等災害復旧事業	森林事業	6,500	財務省財政融資資金、地方公共	し、利率見直し方式で	償還についてはその融資条件による。	8,500	財務省財政融資資金、地方公共	し、利率見直し方式で	償還についてはその融資条件による。
公共土木施設等災害復旧事業	公共事業	28,600	団体金融機構資金、民間等資金	借り入れる	償還についてはその融資条件による。	31,900	団体金融機構資金、民間等資金	借り入れる	償還についてはその融資条件による。
河川単独施設等災害復旧事業	河川事業	66,800	又はその他	政府資金及び地方公共	償還についてはその融資条件による。	25,000	又はその他	政府資金及び地方公共	償還についてはその融資条件による。
林業施設等災害復旧事業	林業事業	20,000	(借入方法)	団体金融機構資金に	償還についてはその融資条件による。	8,100	(借入方法)	団体金融機構資金に	償還についてはその融資条件による。
		5,100	証書借入又は証券発行	利率の	償還についてはその融資条件による。	1,600	証書借入又は証券発行	利率の	償還についてはその融資条件による。
			(借入時期)	見直しを行なった後においては当該見直し後の利率)	償還についてはその融資条件による。		(借入時期)	見直しを行なった後においては当該見直し後の利率)	償還についてはその融資条件による。
			令和7年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。		償還についてはその融資条件による。		令和7年度、ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べることができる。		償還についてはその融資条件による。
合 計		127,000				75,100			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書、それから給与費明細書を添付しておりますので、お目通しよろしくお願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第6 議案第37号 令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第37号

令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度国頭村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ859,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第37号 令和7年度国頭国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足いたします。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		675,517	254	675,771
	2 県補助金	675,516	254	675,770
歳入合計		859,045	254	859,299

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		11,884	254	12,138
	1 総 務 管 理 費	3,500	254	3,754
歳 出 合 計		859,045	254	859,299

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しよろしくお願ひいたします。
以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第7 議案第38号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第38号

令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度国頭村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度国頭村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 簡易水道事業収益	308,324千円	2,917千円	311,241千円
第2項 営業外収益	238,858千円	2,917千円	241,775千円
支 出			
第1款 簡易水道事業費用	283,173千円	2,897千円	286,070千円
第1項 営業費用	277,641千円	2,897千円	280,538千円

第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,223千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,213千円、当年度損益勘定留保資金38,441千円及び過年度利益剰余金処分額8,569千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	146,196千円	51,400千円	197,596千円
第1項 企業債	60,600千円	51,400千円	112,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	203,399千円	51,420千円	254,819千円
第1項 建設改良費	144,944千円	51,420千円	196,364千円

第4条 予算第5条の表中限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
建設改良費	60,600千円	112,000千円

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	32,560千円	2,840千円	35,400千円

第6条 予算第9条中「119,113千円」を「122,030千円」に改める。

第7条 予算第10条中「13,222千円」を「8,569千円」に改める。

令和7年6月13日提出

沖縄県国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第38号 令和7年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

3ページをお願いいたします。補正予算実施計画書となります。収益的収入及び支出、収入。款、項、目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げいたします。補助金2目だけを数字を読み上げます。1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目補助金、8,811万2千円、291万7千円、9,102万9千円、一般会計からの繰入となります。

支出、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、4,476万5千円、289万7千円、4,766万2千円。手当と旅費になります。

次のページ、資本的収入及び支出、収入。1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良等企業債、6千60万円、5,140万円、1億1千2百万円、建設改良等の企業債の起債となります。

次に、支出です。1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設費、6,994万4千円、2万円、6,996万4千円。1目については旅費です。2目配水施設費、20節工事請負費、7千5百万円、5,140万円、1億2,640万円、新与那トンネル送水管の工事に係る補正となります。次ページ以降、キャッシュ・フロー計算書、給与明細書、予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しよろしく願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

(国頭村税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 7 年 6 月 13 日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

地方自治法第 179 条第 3 項の規定による。

住民課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 山城 修 住民課長。

〔山城 修 住民課長登壇〕

○ 山城 修 住民課長 議案第 39 号 専決処分の承認を求めることについて（国頭村税条例の一部を改正する条例）の補足説明をいたします。

国頭村告示第 30 号

専 決 処 分 書

国頭村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

国頭村長 知 花 靖

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国頭村税条例の一部を改正し、施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

国頭村税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

国頭村長 知 花 靖

国頭村条例第16号

国頭村税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

国頭村税条例の一部を改正する条例

国頭村税条例（昭和47年国頭村条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの
年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項を第4

項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 村長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、

売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - （1）第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - （2）第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- （2）附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- （3）第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の国頭村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の国頭村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、国頭村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）国頭村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

今回の条例改正は、地方税法の改正に伴い、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分により国頭村税条例の一部を改正いたしました。

次ページをお願いいたします。専決処分書になります。裏面2ページ、その公表になります。3ページから改正の主な内容を御説明いたします。第18条、公示事項が不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取るとともに電子計算機の映像に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を取ることによってするに改める文と、第34条の2所得控除に関するもので控除すべき金額について、特定親族特別控除を創設し、その追加と村民税の申告に関する改正で、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備並びに住民税の申告のマイナンバー法の改正と併せての項のずれになります。

第36条の3の3では、村民税に係る給与取得の扶養親族等申告書に関する改正で記載事項について、特定親族の追加、村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する改正で、特定親族特別控除の創

設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備となっております。

次に、第63条の2マイナンバー法の改正に合わせての項のずれになります。

第82条は排ガス規制強化により50cc原付の生産が2025年11月に終了するため、125cc以下4キロワット以下のバイクを原付バイクとして取扱う新基準によるウ号の新設になります。

第89条マイナンバー法の改正に合わせて項ずれと減免軽自動車種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備。

次ページをお願いします。第90条は身体障害者等に対する種別割の減免に関する改正。道路交通法の改正に伴う改正で、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備。

第139条の3第2項以降はマイナンバー法の改正に合わせての項のずれになります。

附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を請け負うとするものがすべき申告についてです。特定マンションに係る特定について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例適用できることとする規定を新設、その他、改正による項のずれになります。

第16条の2加熱式たばこに係る村たばこ税の課税標準の特例。不法規定に新設し加熱式たばこに係る村たばこ税の課税標準の特例の1条を加える内容となっております。

6ページをお願いします。附則、第1条令和7年4月1日から施行。原則施行日になります。村民税については令和8年1月1日施行。たばこ税については令和8年4月1日施行です。

8ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第9 議案第40号 国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第40号

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年6月13日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

沖縄振興特別措置法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の関係省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

住民課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 山城 修 住民課長。

〔山城 修 住民課長登壇〕

○ 山城 修 住民課長 議案第40号 国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

国頭村固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年国頭村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条（第1号、第2号）中「（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国頭村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、令和7年4月1日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、令和7年3月31日までに新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日が施行日前である場合における改正後の第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

今回の条例の一部改正は沖縄振興特別措置法の改正に伴い、各促進地域に係る個人及び法人が事業用設備などの取得をした場合、租税特別措置法の適用に伴う計画に従って、地方税のうち固定資産税の課税免除の受ける期間の延長の内容となります。

1 ページをお願いします。第3条は、観光地形成促進地域並びに第4条は産業イノベーション促進地域の区域内で沖振法の規定で課税免除に係る計画書を提出するよう令和7年3月31日から令和9年3月31日にそれぞれ延長する改正内容となっております。また、同条の第1号第2号中の特定高度情報通信技術活用システムに限るを削る内容により、限られていた事項の適用範囲が広がる内容となっております。

第6条中は地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意を、令和7年3月31日から令和10年3月31日に延長する改正内容となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の課税免除に関する規定は、令和7年4月1日からの適用になります。

次ページに新旧対照表を添付してありますので、お目通しお願いいたします。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

10分間休憩いたします。（午前10時37分）

再開いたします。（午前10時45分）

日程第10 議案第41号 国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第41号

国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について

国頭村政功労者表彰条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年6月13日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第41号 国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村政功労者表彰条例の一部を改正する条例

国頭村政功労者表彰条例（1972年3月31日条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第9条第1号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によるとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

今回の一部改正は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する国の法改正に伴うものです。

2 ページの新旧対照表をお願いします。第2条から第9条の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。公布の日からの施行となります。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第11 議案第42号 国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第42号

国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について

国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年6月13日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

総務課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

〔宮里幸助 総務課長登壇〕

○ 宮里幸助 総務課長 議案第42号 国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

国頭村公認ガイド利用推進条例の一部を改正する条例

国頭村公認ガイド利用推進条例（令和2年国頭村条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

今回の一部改正は、懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する国の法改正に伴うもので、議案第41号と同様に規定中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。公布の日からの施行となります。

以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第12 議案第43号 国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第43号

国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 国頭陸上競技場膜屋根建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 283,030,000円
- 4 契約の相手方 (株)北勝建設・(有)のうけん 特定建設工事共同企業体
国頭村字辺土名294番地の1
株式会社 北勝建設
代表取締役 新里 勝則

令和7年6月13日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による。

建設課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

〔新垣隆雄 建設課長登壇〕

○ 新垣隆雄 建設課長 議案第43号 国頭陸上競技場膜屋根建築工事請負契約について補足説明をいたします。

資料1ページをお願いします。入札結果報告書でございます。

資料2ページをお願いします。工事請負契約書でございます。

資料3ページをお願いします。契約保証書となっております。

資料4ページをお願いします。配置図でございます。

資料5ページをお願いします。屋根伏図と立面図でございます。膜屋根の設置位置につきましては、メインスタンドの中央部分、長さ34.2メートルとなっております。

資料6ページをお願いいたします。断面詳細図でございます。

資料7ページをお願いいたします。ルーバー屋根詳細図でございます。

資料8ページをお願いします。特記仕様書でございます。くいの長さが23.8メートル、くいの本数が

14本でございます。

資料9ページをお願いします。くい14か所の配置図となっております。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第13 議案第44号 くにながみ球場照明改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第44号

くにながみ球場照明改修工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

記

1 契約の目的 くにながみ球場照明改修工事

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 157,300,000円

4 契約の相手方 (株)北勝建設・国光電気工事社 特定建設工事共同企業体

国頭村字辺土名294番地の1

株式会社 北勝建設

代表取締役 新里 勝則

令和7年6月13日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による。

建設課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

〔新垣隆雄 建設課長登壇〕

○ 新垣隆雄 建設課長 議案第44号 くにながみ球場照明改修工事請負契約について補足説明をいたします。

資料1ページをお願いいたします。入札結果報告書でございます。

資料2ページをお願いします。工事請負契約書でございます。

資料3ページをお願いします。契約保証書となっております。

資料4ページをお願いいたします。平面図でございます。内野4か所、外野2か所、計6か所の改修工事でございます。

資料5ページをお願いします。照明取付詳細図となっております。水銀灯からLED投光器への取り替えとなっております。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第14 議案第45号 備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第45号

備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）

下記の備品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 品 名 | 液晶ディスプレイ一体型電子黒板 |
| 2 | 取 得 数 量 | 44台 |
| 3 | 取 得 金 額 | 35,332,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 那覇市字安謝638番地
株式会社 興洋電子
代表取締役 古舘 和広 |

令和7年6月13日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山 城 弘 一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による。

教育課長が補足説明をします。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

〔宮里 光 教育課長登壇〕

○ 宮里 光 教育課長 議案第45号 備品の取得について（国頭村立各小中学校電子黒板購入業務）の補足説明をいたします。

添付資料の1枚目をお願いいたします。資料1が入札結果報告書でございます。

次のページをお願いします。資料2、物品売買契約書となっております。

次のページをお願いします。資料3、電子黒板の仕様書となっております。現在、各学校に導入しております電子黒板の耐用年数が5年以上過ぎたため、新たに更新する台数44台を各学校の普通教室や特別教室に導入することとなっております。また、今回の議案等の契約の相手方の代表取締役の氏名についてですが、資料1、入札結果報告書の落札者氏名、代表取締役 多良間洋二となっております。

次に、前ページの議決を求める提案議案の中に4 契約の相手方、代表取締役 古舘和広となっております。理由については、令和7年5月に契約の相手方の株式会社興洋電子の臨時株主総会及び取締役会におきまして、代表取締役が変更になったためでございます。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第15 議案第46号 備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第46号

備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）

下記の備品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | 学習用パソコン |
| 2 | 取得数量 | 393台 |
| 3 | 取得金額 | 20,845,506円 |
| 4 | 契約の相手方 | 浦添市沢岬2丁目17番1号
オーシーシー・興洋電子・学映システム共同企業体
代表企業 株式会社 オーシーシー
代表取締役 屋比久 友秀 |

令和7年6月13日提出

国頭村長 知花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による。

教育課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

〔宮里 光 教育課長登壇〕

○ 宮里 光 教育課長 議案第46号 備品の取得について（令和7年度沖縄県域GIGAスクール第2期学習用端末等の調達業務）の補足説明をいたします。

添付資料をお願いします。資料1と資料2が沖縄県教育の情報化推進協議会会長から各市町村の調達業務に係る企画提案選定委員への業者選定報告書となっております。

次のページから資料3と資料4が物品売買契約書となっております。

次のページは資料5、学習用端末の資料となっております。令和2年度に児童生徒一人1台ずつの整備された学習用端末の耐用年数5年が過ぎたため、新たに更新する台数393台を児童生徒一人1台ずつに整備することとなっております。また、今回の学習用端末等の調達については、沖縄県教育委員会と県内の市町村教育委員会において、沖縄県教育の情報化推進協議会を令和6年4月1日から設立され、ICTによる学校教育の充実、発展、GIGAスクール構想のさらなる推進に連携、協働して取り組んでいるところでございます。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。本案続行中といたします。

日程第16、日程第17 決議案第5号、決議案第6号の議員派遣の件についてを、一括議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

決議案第5号、決議案第6号の議員派遣の件については、別紙のとおり議員派遣することを決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、決議案第5号、決議案第6号 議員派遣の件については、議員派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさんでした。

散会（午前11時06分）

令和7年第4回国頭村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 1 3 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 議	6 月 1 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	6 月 1 8 日 午 後 3 時 3 6 分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	5 番	渡 口 直 樹	6 番	与 儀 一 人
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩	振興策推進室長	樋 口 淳 一
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	一般質問 ① 渡 口 直 樹 議員 ② 島 袋 晴 美 議員 ③ 与 儀 一 人 議員 ④ 山 城 弘 一 議員
会 議 に 付 し た 事 件	1. 一般質問	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 これから一般質問を行います。

初めに、5番 渡口直樹議員の一般質問を許可します。5番 渡口直樹議員。

〔5番 渡口直樹議員登壇〕

○ 5番 渡口直樹議員 おはようございます。これより一般質問を通告書に沿って行いたいと思います。今回、2項目上げております。

1、桃原地区における水門の課題対策について。

「桃原の歴史にとって最も大きな難問は、水との闘いの連続であるといっても過言ではない」桃原区制100年誌に記載されている。集落内の海拔は0メートルから2メートルの湿地であり、大雨には増水し集落はその都度、床上床下浸水が繰り返され、台風時には潮水が流れ込み農作物が全滅状態になることも過去には何度も経験している。戦後の早い時期から区民により護岸工事が行われたが、台風時の高潮により半壊し、さらに水門は海砂によって吐口がふさがれる問題が繰り返し続いていた。その後の対策として昭和61年に改修工事が行われたが、抜本的な対策には至らなかった。先人の思いと度重なる苦勞を感じます。さらに水門対策委員会を設置し新しい水門事業を訴えつづけ、防衛予算により平成22年に区民の懸案であった水門（排水路施設）が完成した。その施設は調整池を整備し満水になると二基の自動ポンプが稼働して排水する仕組みであるが、開閉ゲートは台風等の停電時には手動となるため、危険を伴う管理状況や、海岸への吐口部分の海砂撤去も繰り返し行われている。また、排水路における管理状況の在り方が周辺の海洋環境や生態系に影響を与える可能性があるため、持続的な管理体制が必要と思うが対策ができないか伺う。

2、教育現場におけるDXの取り組みについて。

学校教育を取り巻く社会状況の変化や教育DXをはじめとする学校現場において学習環境が多様化する中で、村内の小中学校や教育委員会におけるDX化は現在どのように進められているのか伺う。

Q1 現在の学校教育と校務DX化推進と課題について。

Q2 学校・保護者・教育委員会とのオンラインによる情報交換やネットワーク環境整備の取り組みについて。

Q3 令和2年度GIGAスクール構想で整備したICT機器及び支援員の配置など今後における継続的な計画について。

Q4 教育への理解と参画の機会を図るため、地域社会に開かれた学校づくりの取り組みについて。

以上、答弁いかんによって、質問席より再質問を行います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 おはようございます。渡口直樹議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1. 桃原地区における水門の課題対策についてであります。

桃原水門については、潮水が集落や畑への侵入を防ぐ目的で整備され、維持管理に関する協定を桃原区と締結し、桃原区による維持管理が行われている状況であります。

先日、桃原区長立ち合いの下、現地にて施設の維持管理の状況、課題などについて確認をいたしました。区ではほぼ毎日ため池や排水路の水量を確認し、潮の干満の状況に合わせてゲートの開閉を行っているが、

大雨時や台風が襲来した場合はその作業もより困難を極め危険を伴う場合もあるとのことでした。特に停電となった場合は電動でのゲート開閉ができないことが一番の課題とのことで、手動による開閉器の操作についても確認をいたしました。

区からは、施設内の開閉器の改良や作業の省略化などの要望があり、維持管理上の危険性の除去や作業の省力化に向けどのような方法があるのか検討してまいります。質問2については教育長がお答えいたします。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 おはようございます。質問2. 教育現場におけるDXの取り組みについて。渡口直樹議員の質問にお答えします。

1点目の現在の学校教育と校務DX化の推進と課題について、お答えします。

本村におけるICT環境は近年大きく進展し、学校教育の質を向上させるための重要な要素となっております。

各小中学校では、教員用の校務用パソコンや児童生徒用の学習用端末が整備されたことで、オンライン教材の活用等により、「個別最適な学び」、「協働的な学び」の機会が増え、学習の効率と質が大幅に向上しているところであります。

また、本村が委託するICT支援員と各小中学校が連携していることや、校務支援システムが整備されたことでデジタルでの出席簿運用や成績管理により、教職員の業務負担が大きく軽減されております。現在、子どもの欠席届については、電話がほとんど使われていない状況です。

しかし、このような進展の中でも「FAXでのやり取り」などの非効率的な業務が依然として残っていることから、教職員の情報活用能力、あるいはICTの運用の向上も重要な課題になっています。

今後、これからもICT支援員と連携を図りながら、教職員が技術進歩に対応できるような研修等を実施し、課題解決に努めてまいります。

2点目の学校・保護者・教育委員会とのオンラインによる情報交換やネットワークの環境整備の取組についてお答えします。

本村では、学校、保護者、教育委員会がオンラインでの情報交換を促進するために、教育現場向け連絡システム「すぐる」を今年度から導入しております。

このシステムによって、教育現場での日々の連絡業務が集約され、教職員と保護者の負担が軽減された協働体制が構築されております。

さらにWeb会議ツールの活用ができる環境整備を行っており、遠隔地からのオンライン会議や打ち合わせへ出席することなど、多様な働き方や情報交換の対応を行っているところであります。

3点目の令和2年度GIGAスクール構想で整備したICT機器及び支援員の配置など今後における継続的な計画についてお答えします。

GIGAスクール構想は、全ての児童生徒にICT機器を活用した先進的な教育を提供することを目指しており、教育の質を飛躍的に向上させるために必要な機器となっております。

令和2年度に各小中学校に整備しましたICT機器は、今後においても教育現場で継続的に利活用できるよう、電子黒板と学習用端末を今年度に更新する計画であります。

今後も学校現場において、児童生徒の学習環境の向上に努めてまいります。

4点目の教育への理解と参画の機会を図るため、地域社会に開かれた学校づくりの取り組みについてお答えします。

現在、学校現場で行われている「開かれた学校づくり」について、定期的な保護者の授業参観や関係機関の授業視察などが、対面で行われております。

近年、本村においてもICT教育を推進する中、今年度から導入しました連絡システム「すぐーる」など配信システムを活用し、学校での児童生徒が学び合う様子について、オンラインで発信することができると考えております。

今後も本村の教育への理解と参画を図るために、オンライン方式による多様な形で「開かれた学校づくり」の実現に向けて、取り組んでまいります。

今後も国の文科省の方針と、あと世界の動向を見て国頭村としても他に後れを取らないICT教育を進めていきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 1点目の桃原区の水門に関する質問から再質問を行いたいと思っております。

答弁に先日、区長と会って現場を確認しましたということがありました。歴代の桃原の区長に、区長になって一番大変な業務は何かというふうに確認したら、現区長も含めて、これまでの歴代の区長全てが口をそろえて「水門の管理だ」というふうに話をします。以前から通告書にも明記しているように、本当に一番の課題だなというふうに認識をするところであります。維持管理については、答弁にもありましたように桃原区で行っているのですが、その辺含めて災害時等に危険が伴う状況です。特別行事にかける保険適用外に独自の安全性を確保するために、独自に別の保険も今かけている状況です。そういう意味からも歴代の区長たちは苦勞して自分の外泊、いわゆる旅行等もなかなか行けない状況。人に任せてけがをさせたらどうなんだろうというような、非常に辛い思いをしているというのが今までの現状ということを理解していただければなと思っております。

水門の開閉だけについて今、通告書には行いましたが、水門トータルで見ますと、周辺の例えば水路の転落防止。いわゆるガードレールを使われているのがありますが、それも腐食して実際には機能を果たしていない部分があったり、一部道路の陥没があったり、あと海岸側のその水門吐口の上部に空気口なのか、掃除口なのか私、個人的には明確ではないのですが、そこに当初グレーチングで蓋がされている部分があったのですが、それも全て腐食して穴が開いている状態ですので、特に夜などはキャンプをする人も多くて、間違って落ちる可能性も十分ある危険場所なのです。あと、海に出ている防波堤の先のほうが崩れかけていて、そこに足を踏み外すと非常に危険な場所があったりというようなことが、トータル的に見るといろいろな危険な場所があります。そういうことも含めて農林水産課長なり建設課長なりで現場の細かいところの確認というのはされたことがありますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

今の追加の質問で渡口議員のほうからありました道路の陥没については以前も確認しておりまして、これについては早急に対応しなければいけないということで、現場を区長と確認し、その作業の準備はしているところではあります。水量が少ない時期、ある程度水をせき止めて下のほうで作業をしないといけないということもありますので、そのタイミングについて区長とは今後調整しながら進めていこうと考えているところでもあります。また、海岸の危険箇所については、先日の区長立ち合いの下での調査のときには、そこまでの確認はしておりませんでしたので、そこについてはまた再度現場のほうで区長あるいは渡口議員も一緒になって、今おっしゃっていただいた細かい箇所がどこなのかということをしつかり教えていただいて、その

対応策について検討していきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 海岸については県との調整もいろいろあるかと思いますが、地域の安全性含めた課題については真っ先に現場を確認していただくことを要望いたします。

第1のその開閉の手動の状況も見たということで、あれは本当に回しても回しても上がらないのです。です。例えば年配の方が区長になったりとか、そういう場合には本当に大変な苦労だなというふうにつくづく思いますので、簡易的な方法とか、あるいは発電機の設置がいいのか。あるいは以前にため池の所に設置している停電用の発電機があるのですが、それから100メートルぐらいなので、あれを同じよう引っ張ってきて、停電時に使えるような電圧の余裕がないのかとか。県内にこのような同じような水門の管理がないのか、ぜひ調査をしていただいて進めてほしいと要望します。あと、この農業、特に海岸端の農業用水から水門に流れていくわけですが、数年前にミニユンボが入る部分だけ、一部へドロ関係を浚渫したという話は、私は現場は見えていないのですが区長からそういう話も聞いています。それだけでもかなり水はけがよくなったということを聞いていますが、その辺というのは計画的に農業をされている農家もいますので、相談しながら計画的に浚渫し掃除をしていくというようなことは計画にないのか。あるいはそれをやろうと思ったらできるのか、その辺を伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 答えいたします。

今の排水路の課題については、村内の農地、土地改良区、あるいはそれ以外の農地も含めて、全域に挙げられる課題であります。今の土地改良区の管理組合のほうについては、その管轄している地区の排水路についての調査等を進めながら、団体としてやるべきところと、あとはまた個人の農家のすぐ目の前であるとか、そういう作業をする農家が特定される部分については農家のほうでしっかりやっていただきたいとか、そういったところの整備を現在進めているところであります。今後は計画的にできないかということの話もありましたので、まずは一回全体を把握するための作業を進めながら、その中で検討していきたいと考えております。当然、管理組合でやるべき箇所、あるいは個人の農家でしっかりやるべきところ、それよりまた超える大きなものについては行政のほうでしっかり責任を持ってやらなければならないという、すみ分けについても今後しっかり整理してやっていきたいと考えているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今おっしゃるように、例えば元々の地主ではない方が借りてやっている方々もいます。です。その場所、土地にあまり理解できていないとか分からない状況で行っている方々もいると思いますので、今の線引き、すみ分けというのはとても大事なことだと思いますので。いずれにしても、最終的にはその課題となる水門に流れていく状況を管理に含めて早急な対応ができるような調査をしてほしいと思っております。

次、2項目に移りたいと思います。教育現場におけるDXの取り組みについてでありますけれども、4点質問した中で1項目ずつ単発に質問させていただきます。

1点目については、答弁に令和2年からですか、GIGAスクールがスタートするときにもいろいろ議論された中で、一番懸念されることが先生方はどれだけ生徒にそれを教えることができるか。実際には今まで慣れてきていない教員の状況が変わっていく中で、学校現場においてスムーズにできるのかというような課題があったわけですが、今回の答弁にも実際にはまだファックスでやり取りをしている非効率的な業務が依

然として残っているとか、教職員の情報活用能力の向上も重要な課題であるというようなことが課題としてまた上がってきています。その不足している教職員への今後の対応・対策については、具体的にどういうふうに進めていけばいいのか、その辺り、これだけ進めてきた中で具体的な課題というのがどこにあるのかというのは把握できているのかと思いますので、今後どういうふうに具体的に進めていくのか伺います。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 渡口直樹議員の質問にお答えします。

教職員のスキルの向上。つまりパソコンやＩＣＴに関するものは、例えば現在３０歳以上の教職員は大学でそういったのが必修にはなっていません。全て個人研究でそのスキルを身につけてきています。これまでの流れの中で最初はＩＴ教育でした。先生方をワープロからパソコンに移させようというもの。次にＩＣＴ教育で電子黒板を設置して、デジタル教科書をみんなで実際に使っていこうというのがＩＣＴ教育。その後、今ＧＩＧＡスクールが来て、子どもたちにまで端末を持たせようというところまで来ました。しかし、それを今進めている現場の先生方というのは、それについて一切大学等で学ぶ機会はありません。全て自力で学んできています。非常に今回、私たち国頭村がそこについていけているのは、実際は指導主事の宮城主事がかなり個人的に深く勉強していて、それでつながっているという状況があります。今、先生方は実際にプログラミングが教育課程の中に出てきているのですが、プログラミング教育が充実しているところは、ほとんどが外部の指導者を入れて学校でやっているという状況があります。国頭村では実際にふれあいセンターを使ってプログラミング教室などをやったりしてきました。今は教職員がかなりＤＸ化に伴って、今度はネットワークというものが出てきました。ネットワークという言葉が出てきて、そのつながりとかセキュリティの持ち方、情報モラルの伝え方、いろいろたくさんの課題が出てきて、県の研修会、地区が主催する研修会。それとあとは村主催で指導主事が毎年研修会をやっています。今回も「すぐる」や「マナビ〜くにながみ」とか、新しいネットワークを構築したのですが、全て各学校からの代表者、関係者を集めて指導主事のほうで現場に下ろしていくという形を取っております。それと、たまたま興洋電子のＩＣＴ支援員の理解が非常に深く、また国頭に思いを寄せて国頭が一つのいい事例だということで、ここで非常にエネルギーを使ってもらっています。ここでの実践をほかの市町村で情報提供しているぐらいの状況だそうです。そうやって少しずつ、先生方に「この研修やったので、これに参加したのでもうできますよね」という、そういう投げやりな研修ではなくて、本当に寄り添いながら一緒に考えていって、それが子どもたちに還元されていく未来につながるＩＣＴへの運用になっていくかなと思っています。今後もまた主事とうまく、ＩＣＴ支援員とうまく連携を取りながら先生方のスキルを向上させるためのいろいろな取り組みについて、今後も深く考えて検討していきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 ５番 渡口直樹議員。

○ ５番 渡口直樹議員 今の教職員、教育長がおっしゃった３０歳以上、現に私たちもそうですね。そういうふうに慣れてきていない機器を扱うというのは大変な苦勞だと理解をします。しかし、子どもたちは待ったがきかないわけです。ですので先ほどのいろいろな講演、講義含めて迅速に取り組んでほしいと思います。本村は先ほどの答弁にもあったように、ＩＣＴ支援員が継続的に年間、恐らく１，６００万円ぐらいかけて毎年行っている事業だと思います。これも先ほどから言っているように、とても重要な今かけるべき予算の部分かと思っていますので、子どもたちに十分な教育、そのデジタル化が進んでいくように、これからの将来はそこに向かっていくのは間違いありませんので、そこに落ち度が出てこないように、しっかり行ってほしいと思います。

2点目の中に教育現場向け連絡システム「すぐーる」というのが出てきました。私たちも学校現場から子どもたちが離れて、なかなかそういう経験をする場がなくて、「すぐーる」って一体何だろうというふうに感じました。ここで言う連絡システムということなのですが、具体的にもう少し詳しく、こういった内容のことなのか。この「すぐーる」について、今年度からでしたかね、4月からスタートしてまだ2か月ぐらいですので、保護者の理解度がどうなのか。保護者全体の中で、それを活用できている、共有できている保護者は実際何%ぐらいいるのか。その辺の具体的な数字の答弁をもらいたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 情報連携システムは非常に私も戸惑うところがあったのですが、この質問を機会に勉強してきました。国頭村は今教育委員会が扱っている情報連携システムが3つあります。1つは「ミライム」という学校・地区事務所・県とかをつなぐ「ミライム」という情報ネットワークがあります。これが北部広域でやっている一つの情報ツール。あと2つは村内でやっています。1つは今言った「すぐーる」というもの。これは子どもと学校と保護者等、こういう人たちをつなぐもの。例えば先ほど言った、自分の子どもが欠席になりますという情報などを保護者から学校に伝えたりすることができるようなものです。これが「すぐーる」と言うものです。これはあくまでも村内です。極端に言うと村内の学校と家庭をつないでいるようなものと理解していただきたい。もう一つは村内の学校と教職員と教育委員会をつないでいる「マナビ〜くにながみ」というのがあります。これは先生方の校務と学習指導に関する教材共有の部分があります。3つ、「すぐーる」で学校と保護者。「ミライム」で学校と北部広域。「マナビ〜くにながみ」で村内の学校と教職員の先生方と教育委員会がつながる。こういうシステムになっております。それと加入率というのがあったのですが、これも聞いてみました。小学校はすぐに90%以上になっていたらしいのですが、中学校が今現在、約80%です。しかし、簡単に数字が今出せないのは、1人の生徒に対してお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、1に対して複数登録があるので、詳しい数値はまだ調べられていないのですが、中学校は本当に頑張りました80%までつながりができているということでした。まだ保護者からの声のアンケート等は取っていないので、情報はまだこちらにはありません。とりあえずは80%の加入率があるということです。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 あとは情報の共有というのはとても大事な部分かなというふうに理解するところですけども、当然のごとくプライバシー保護的なこともしっかり行っていないといけないのかなと懸念するところもありますが、しっかりこの辺は情報共有ということでは大事な部分かなと理解をしました。

次、3点目に、GIGAスクール構想、ICT含めてDXの推進をしていくと同時に、本村には学びの共同体が推進されています。その理念等に基づいて、学びの共同体が先にスタートしていった、そのDXのほうは後追いで教材が使われてきた状況だと思います。その辺の学校現場における授業の在り方とかというものの整合性はしっかり取れているのか。この辺はどういう状況になっているのか伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 児童生徒に端末のタブレットが1人1台配られたのですが、子どもたちはずっとこればかりで学習しているわけではありません。これでいろいろな情報を収集する、分析する、選択する、整理する。それを基に発信する。それは協働的に行われていることです。ですから私たちは一つの言葉で「協働的な学び」とあるのです。これはそもそも私たちの学びの協働体の理念の一部だったのですが、それがそのままそこに使われているというものです。それでちょっと矛盾的に聞こえる「個別最適化」という言葉が

あるのですが、あの個別最適化というのは、あくまでも個人でやりなさい。自立とかそういうものではなくて、パソコンを使って自分のレベルに合った問題を自分で収集して、自分でそれに取り組むことができる。個人の取組の部分を表していますので、自分たちが学びの共同体と言っている協働と対話による学びには、一切相反するところはないので大丈夫かと思います。学校現場では何の違和感もなく、そういう疑念を抱くこともなく先生方は普通に授業で、この個別最適化と協同的な学びが運用されているという状況です。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 本村にとっては学びの共同体も県内で一番のスタートを切って、これを見本にほかの学校も事例として取り上げている部分もありますので、そこ子どもたちが混乱しないように。今の答弁を聞いていると、しっかりとできているということですので安心しております。

4点目の開かれた学校づくりについては、答弁の中では定期的な保護者の授業参観や、関係機関の授業視察などが対面で行われておりますということですが、これについてはその地域性。今は学校になかなか簡単に入っていくことが難しい状況にあると思っています。そういう中で本村も地域らしい開かれた学校づくりというのは、どういうものができるのだろうか。その辺含めて今後、その地域子どもたち、特に本村辺りでは珍しい準会員といいますか、村民がお金を共有していくというような仕組みもある中で、学校の在り方、行事をその地域の人たちに伝えていくというのも、ある意味フィードバックしていくということも、とても重要なことだと思いますので、その地域に開かれた学校づくりというのはどういうふうを目指していく指針なのか、伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 渡口直樹議員の質問にお答えします。

開かれた学校、文科省のほうから20年ほど前から最初に出た言葉かなと思っています。最近では開かれた学校という言葉をもっと進めて「開かれた教育課程」、学校の中でどういう授業が行われているか、どういう学びが行われているかを表に出していこうという方向に今向いています。国頭村でも学校の中に地域の人を入れて、例えばクラブ活動の講師、三線であるとか昔遊びだとか、大正琴もありました。そうやって地域の人を中に入れて、平和学習も含め協力してやっていき子どもの学びに関わっていくという機会をつくってきました。今はさらに私のほうで考えるのは、前は地域から学校に入れたのですが、逆に今度は学校から地域に出て行って学びを獲得していく。実際に自然体験学習は全てそうです。先生方も子どもと一緒にあって、地域の方から地域を学んでくださいという形でやっています。

あと、校区体験というのが小学校2・3年生にあるらしくて、その時に地域を知っている人。保護者を通して、保護者ができたらそれが一番いいのですが地域をよく知っている人に、例えば辺土名大通りのほうのお店の説明をしたり、スーパーの学習では国頭スーパーで大城ゆかりさんにいろいろ説明してもらったりしているみたいです。そうやって学校にいただけではなく、学校から外に出て地域の人から学びを獲得していくという、これはサービスラーニングという考えになっていくのですが、これをもっと強める必要があるなと。課題、これは皆さんにも協力していただきたいことなのですが、実はこれまでいろいろお世話になってきた方が高齢になって、学校内のクラブ活動とか、例えば平和学習などもそうなのですが、かなり支障が出ています。そこで地域の人材、地域人材バンクは教育委員会でも取りまとめて持ってはいるのですが、もしこういう人がいるよというのがあれば情報提供いただくと、子どもの地域に出ての学びはもっと豊かになるかなと思いますので、ぜひ御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 地域の子どもたちが地域に馴染んでいく、一緒に取り組んでいくことで子どもたちがその場所を誇りに思えるというような教育の推進というのはとても重要なと思っています。学校教育のDXについては想定外で全て教育長が答弁していただきました。それを含めて一つ提言というか、以前学力推進向上として学校の実践報告会をふれあいセンターで行っていたと思います。記憶ではコロナ禍の前までだったのかと思いますが、その時には私たちにも案内があり、各学校の活動報告を聞いてきました。それで少なくともその学校内でどういうことが行われているかということを知る機会だったのですが、現在はそのまま行われていないと認識しておりますが、そういうことを含めると、子どもが巣立って現在学校に私たちの子どもがいない中で、学校教育の中の現場を知ることがなかなか難しいのです。そういうことを含めると、そういうチャンスは何かしらの形で行く、知る、チャンスができないのか。その辺の新たな取組ができないのかが考えられないか、もしあれば希望とかと思っているのですが、何かありますか。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 学校での子どもたちの学びの様子を参観する機会というのも、以前は実践報告会というのをふれあいセンターで持ったときには、私も主事を5年間やっていた、かなり案内を出して、たしか案内文を150名ぐらいに送ったのですが、実際に現場に来るのはほとんど教職員と、あと20名に満たないぐらいの村民の数でした。それからどんどん減っていく様子がありました。それで何らかの形でこういう子どもたちの学校での学びを報告する機会がないかということで、現在行われているものを紹介したいと思います。現在は年に1回佐藤 学先生を国頭村の学校に招聘して、辺士名小学校、奥間小学校、国頭中学校で年に1回、3校を輪番で回しているのですが、2月に村内の先生方、村内の学校に係る保護者の方、地域の全員に声をかけて研修報告会をやっております。ほとんど研修会が目的なのです。ぜひ、そういったときに議員の皆さんにも、今考えてみるとこれは大変恐縮なのですが、すみません。謝るべきところなのですが、議員の皆さんたちに学校の状況を見る機会を案内することが実際はされていませんでした。反省しながらですね、今後こういう研修、みんなが集まる場所で議員の皆さんも案内したいと思います。また、議員だけを学校に案内した場合は多分、先生方が委縮するかと思いますので、そこら辺は検討していきたいと思っています。ということで、今後は2月に行われる村の実践報告会に皆さんを案内して、学校を見る機会にしていきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 教育長に最後の質問になりますが、本村における学校教育DX推進への取組について、相対的な考え方で村の取組としての現在の評価。また、本村の今の可能性や優位性、または課題となること、リスクなど感じている点を伺いたいと思います。それに加えて、教育長の考え方や思いがあれば、それを最後に聞きたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 ICT教育、GIGAスクール、DX化の総評という形になると思うのですが、日本がこれに取り組み始めているのは、やはり世界の動向があるからです。世界の動向を考えたときに、実はオーストラリアは16歳未満SNSが完全に法律で禁止になりました。ヨーロッパのスウェーデンという国は小学校の教室から子どもたちのパソコンを全部取り上げました。紙と鉛筆に戻しました。こういう世界の動向もあります。しかし、日本では文科省が主となってやっていく教育のシステムがありますので、これに乗り遅れないように私たちも引き続き進んでいきたいと思っています。現状として国頭村は、先ほど言った主事

のおかげで本当に先進的なＩＣＴへの取組が可能となっているところです。リスクやハンデがあったのですが、確かに沖縄県本島の最北端、さらに安波、安田、奥の部分には電波や交通の面での不便があります。ですがそこを何とかやっていこうということで、公民館にＷｉ－Ｆｉを設置したり、いろいろ取組をやっていきます。とにかく沖縄県の一番先のほうにある田舎でへき地ではあるのですが、先進的な取組に自分たちが残り残されないように、最大の情報発信をして情報を収集しながらやっていきたいと考えております。今後はＤＸ化に関しての総評としては、機器とかそういうものは行政でいろいろ負担してもらっていますので、それを運用するスキルに関しては教育委員会で責任を持って、ここに来る先生方のスキル向上とか運用に努めていきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 ５番 渡口直樹議員。

○ ５番 渡口直樹議員 ５月１３日の新聞に教育長が載っていましたね。「子が主役の授業づくり」ということで載っていましたけれども、ぜひここに出てくるような子が主役の授業づくりは、とても大事なことだと思います。しっかりそれも含めて教育委員会で取り組んでほしいと思います。

最後にまとめますが、今回その学校教育におけるＤＸの推進については質問の要点は学校教育に置きましたけれども、実際は本村、我々議会も執行部も含めてＤＸの取組推進というのは行われていかなければならないというような今状況にあります。時代が急速に進んでいっているわけですね。その中で今、学校で教育を受けている子どもたちが、あと数年したら当たり前前にそれを分かっている子どもたちが社会に出てきます。議員であつたり執行部に職員としても入ってくるでしょう。その時に我々はどういう対応ができるのかということも今から実際に一緒になって考えていかなければ時代に我々が残されていくことではないかと、一部感じる場所もあります。そういったことも踏まえて学校現場におけるＤＸということを今回主題として置きましたが、ぜひ我々大人も、その学校教育の中で教わってきていない部分ですので、どれだけそれから先ができるかということと一緒に考える機会になればと思って、今回の質問を出しておりますので一緒に考えていしましょう。これで質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで５番 渡口直樹議員の一般質問を終わります。

１０分休憩いたします。（午前１０時４９分）

再開いたします。（午前１０時５７分）

次に、１番 島袋晴美議員の一般質問を許可します。１番 島袋晴美議員。

〔１番 島袋晴美議員登壇〕

○ １番 島袋晴美議員 それでは通告書に従って一般質問を行います。

１．「２０年目の再構築」くいなエコ・スポレク公園を“誰もが使える場所”にするために。

くいなエコ・スポレク公園が整備され供用開始から２０年が経過します。施設の老朽化だけでなく、利用者層の偏り、管理体制、開放性など様々な課題が見え始めています。村が掲げるスポーツ合宿誘致は重要な取り組みですが、それだけでなく、村民一人ひとりの健康増進、地域交流の拠点として、国頭村の運動施設をどう生まれ変わらせるのかが、いま問われていると考えます。そこで以下の４点を伺います。

① エコ・スポレク公園、今後の活用方針について。

村として、この２０年を振り返りつつ、次の２０年に向けてくいなエコ・スポレク公園をどう位置づけていくのか。スポーツ合宿誘致と村民利用のバランスについて、明確な方針はあるのか伺います。

② 村民利用のしやすさ・開放性について。

高齢者や若者も含め、日常的に使いやすい環境が整っているとはいいがたい現状です。より多世代に開か

れた設備導入を検討する考えがあるか伺います。

③ 管理運営体制のあり方について。

現在のように運動施設の管理が総合体育館は教育委員会、くいなエコ・スポレク公園は商工観光課と課ごとに分かれている体制では、連携の妨げや利便性の低下を招いているように思われます。今後の施設整備に向けて、組織横断的な運営体制の整備や一元管理の導入についての見解を伺います。

④ 地域参加型の運営と住民の声の反映について。

利用する住民やクラブ・学校・子どもたちの声を反映させる機会や仕組みはどのように確保しているのか。今後、住民参加型のワークショップや意見交換の場を設け、より開かれた施設整備、運営を目指すべきではないか。

2. 「保健センターの持続可能な運用と機能強化に向けて」。

国頭村立保健センター、現在の主な利用は乳幼児健診など一部に限られ、年間を通じて住民が日常的に利用できる健康相談や健康づくりの場としては活用されていません。

一方で、村内には高齢者が気軽に日常的に運動できる場が乏しく、社会福祉協議会が主催するミニデイサービスやくいなサロンなどにも参加ができない高齢者もいると伺っています。

高齢者の身体活動の低下や社会的孤立は、要介護状態のリスクを高めるだけでなく、医療・介護費の増大にもつながります。しかし、もし保健センターが気軽な健康相談や簡単な運動ができるような機材を備えた「健康増進センター」としての機能を持てば、高齢者のみならず多くの村民が身近に健康増進に取り組める拠点となり得ると考えます。そこでお尋ねします。

① 現在の保健センターの利用状況について、村としてどのように把握し、評価しているか。

② 高齢者が日常的に健康相談や軽運動ができる場が村内に乏しい現状について、村は課題と認識しているか。

③保健センターに健康機器を導入し、高齢者のみならず運動したいという方が気軽に立ち寄れる「健康増進拠点」としての活用を進める考えはあるか。

④ 保健センターの活用強化が介護予防につながり、結果的に介護保険給付費や保険料の抑制にも貢献すると考えるが、村としてこのような波及効果についてどう考えているか。

村長の答弁をいただいた後、質問席より再質問を行いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 島袋晴美議員の一般質問にお答えをいたします。

質問1 「20年目の再構築」くいなエコ・スポレク公園を“誰もが使える場所”にするために。

質問1の①の今後の活動方針についてであります。くいなエコ・スポレク公園は、平成16年度の供用開始から20年がたち、村民利用による健康増進とスポーツ振興、県内外からのスポーツ合宿誘致による地域振興の面で一定の成果を上げております。設置条例においても、村民の健康増進とスポーツ振興及びレクリエーションに寄与し、県内外のスポーツ合宿等誘致による地域振興を図るための施設としております。

次の20年におきましても、多様化する住民ニーズへ対応し、プロ・アマスポーツの誘致・受入れを継続し、誰もが利用しやすく親しまれる施設を目指して努めてまいります。

合宿誘致と村民利用のバランスにつきましては、村内主要イベントと行事等による利用を最優先しております。スポーツ合宿時は占用利用となる場合もありますが、可能な限り村民利用を確保するため、共用可能

な施設は合宿チーム側とも調整を行っております。

質問1の②の村民利用のしやすさと開放性につきましては、小学生のクラブチームから、一般世代、壮年世代、高齢者の健康づくり教室等、幅広い年代の方々に施設を御利用いただいております。

しかしながら、施設や設備の経年劣化も見受けられることから、利用者ニーズに合わせた設備更新やサービスの提供も検討したいと考えております。

質問1の③の管理運営体制のあり方につきましては、くいなエコ・スポレク公園と総合体育館では施設の設置目的が異なることから、商工観光課と教育課の両課で役割分担を明確にし、連携して管理を行っております。

現在、総合体育館の建替事業も計画していることから、利用者目線でより利便性が向上できるよう管理運営に努めたいと考えております。

質問1の④の地域参加型の運営と住民の声の反映につきましては、施設利用者からのダイレクトメールや現場スタッフ、担当職員からの声を拾い上げ、施設の利便性向上に鋭意努めているところですが、全ての要望を考慮しサービスの改善までは至っていないのが現状であります。

そのことから、一般利用者や利用団体・チームとの意見交換の場を設ける必要性も認識しております。

質問2 保健センターの持続可能な運用と機能強化について。

質問2の①の利用状況についてお答えします。

令和6年度の保健センターホールの利用実績は、乳幼児健診や離乳食実習が16回、健康教室5回、村営塾32回、会議研修等45回でございました。

保健センターの機能の中には、自治体の責務である母子健康包括支援センター機能があり、障がい児や医療的ケア児、児童虐待や精神疾患などへの相談や支援を行うほか、ホールではそれらについての会議や研修も開催しております。また、住民健診結果説明会を開催し、保健指導や健康相談を実施していることから、保健センターの設置及び管理に関する条例に定める、「村民の健康増進を図るための業務」の適正な利用が図られていると評価しております。

しかしながら、平成8年5月の保健センター建築から29年が経過しており、トイレの排水管に不具合が生じるなど大人数での集会等には利用できない状況となっています。そのため、現在、工事設計に向けた調査を行っているところであります。

質問2の②の介護福祉・高齢者福祉の観点からの日常的な健康相談や運動の場としましては、徒歩圏内にある各地区公民館が「通いの場」として位置づけられており、各種介護予防事業を実施しております。「通いの場」の理想的な運営の形は、地区ごとにリーダーやサポーターによる自主的な活動が行われることですが、運動や体操のサポーターが少ないことが課題と考えております。そのことから、現在、各地区の「通いの場」サポーター育成のための講座を実施し、高齢者相互の助け合いによる介護予防を推進しているところです。本村としては、様々なアイデアや工夫を凝らし、「通いの場」の活動を支援することが、健康寿命の延伸につながるものと考えております。

質問2の③の健康機器の導入については、先ほど述べた各地区「通いの場」において、サポーターを通じた健康機器の需要の高まりなどを踏まえ、介護予防事業の一環として整備することは可能だと考えています。

また、65歳以下の方々の運動の機会につきましては、総合体育館やエコ・スポレク公園を利用した健康増進事業として、種目・時間・回数を定めた各種教室を開催しており、次年度以降は気軽に立ち寄れる要素を盛り込むことが可能であると考えています。健康増進事業の拠点としての保健センターの活用につつまし

では、改修工事等の調査を踏まえた検討が必要になります。

質問2の④については、介護保険給付費、保険料の抑制と後期高齢者医療保険の医療費、保険料の抑制を一体的に行う事業を、令和6年度より段階的に実施しております。その主な内容は、専任の保健師と看護師を保健センターに配置し、調査分析と保健指導により予防と抑制を促進するものです。高齢者の健康を支援する中心的役割を担う拠点として、運動や栄養、生活習慣に関わる事業の展開へ波及するものと考えております。

住民にとっての保健センターの役割と利点は、保健師が常駐していることでございます。保健師は、福祉や保健に関する全ての相談や支援、各種福祉サービスへのつながりを細やかに行っております。保健センターを活用して行う事業につきましても、保健師を有効に活用する内容が適していると考えますので、障がい者や要介護者の家族への支援、当事者間の情報交換の機会づくりなども含め、広く検討してまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 村長、御答弁ありがとうございます。それでは1番の項目から再質問をさせていただきます。

20年目の節目ということで、これまでの成果をしっかり認めつつも、今私たちが問われているのは、この施設のあと20年先をどう生まれ変わらせるかではないでしょうか。昨年は野球場の幕屋根設置、そして今年は倉庫の増設。あと、競技場グラウンドのスタンドに屋根をつける工事。そして今は屋内運動場屋根の修繕と、大がかりな設備の整備ですね、これは大変はかどっているように感じます。しかし、私たちが望んでいるのは果たしてそれだけでしょうか。

それでは①から一つずつ再質問をさせていただきたいと思います。位置づけと今後の利活用についてということですが、スポーツ合宿、村民利用の両立、そして調整していくということだったと思いますが、村の柱の合宿の誘致はとても大事だと思います。そして住民の日常的な地域医療、この2つのバランスをどう両立させていくのかということ、今こそ改めて戦略的に整理し明文化することということですね、分かりやすく。それが求められているのではないのでしょうか。特に屋内運動場は野球シーズンになると何か月も当たり前のように使えなくなるという事実があります。これは合宿優先、偏りの1つではないのでしょうか。それでは総合体育館があるじゃないかとおっしゃいますけれども、エコ・スポレク公園から車で六、七分。そして日曜日が定休日。申請先が別々などとあって、利用者にとっては非常に不便を感じる場所があります。位置づけについては条例、景観計画、そして総合管理計画の3つの公文書、全てにおいてエコ・スポレク公園は村民の健康と交流の場かつ地域振興の核と明記されていますので、実際には12月は借りにくさを感じていたり、そして若者の声も反映されていない状況が続いているかと思います。計画が机上の理念だけにとどまって、うまく運用できていないということが考えられると思います。では、いま一度伺いたしますが、この誘致、そして地域医療のバランス、それをどう図るのか明確な方針、そういうものが必要ではないのでしょうか。年内には戦略的な方向性を整備し村民に公表するような場の設定というのが必要と考えるのですが、これはいかがでしょうか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、くいなエコ・スポレク公園に関しましては村長の答弁にありましたように、平成16年度から供用開始しております。鏡地のパークゴルフ場とふれあい広場がスタートで、野球場、陸上競技場と段階的に整

備が進んで、平成19年度の4月から全ての整備が整ってスタートしております。その中で村長の答弁にもありましたように、エコ・スポの設置条例には村民の健康増進と、スポーツ合宿誘致による地域振興というところでございます。実際になかなかバランスを取るのが難しい状況の中で、日々調整しながら進めているところではあります。実際に村民の声も聴きながら、スポーツ合宿のチームの声も聴きながらというところで、施設整備を行っている。実際に現状は進んでいるところでございます。ただ今後も島袋議員がおっしゃるとおり、どういう形で村民に対して健康増進の場を設けるのか。あるいはその中でバランスよくスポーツ合宿の誘致をしながら含めていく。これも常に課題の中で考えながら進めているところでございますので、お互いに意見交換しながら進めていければと考えております。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 前田商工観光課長、ありがとうございます。ぜひ方向性を整理して、しっかり見える化をしていただけることを期待いたします。

②の村民利用のしやすさ、開放性についてですが、設備導入というのは非常に難しいお話になるかと思いますが、検討したいという村長の答弁がありましたので、以前の私の一般質問で健康運動ベンチのお話をしたのですが、覚えていらっしゃるでしょうか。子ども議会におきましても、国頭中学校男子生徒の一般質問に、バスケットのリングやバレーボールコートが欲しいという声を覚えていらっしゃると思います。たしか御答弁いただいたときには、村有地が確保できないからちょっと難しいよというお話だったと思います。①の質問にもリンクしていると思いますが、何も大きな施設を造ってほしいと言っているわけではありません。できれば親子でも安全に雨でも遊べる屋根つきの交流スペースとか。あと、雨の後でもビショビショにならないで済むタータンの外周コース。これは私個人の意見なのですが、そういったものがあると望ましいなと思うのですが、広い敷地の中には空間、余白がたくさんあります。競技場の投てきサークルの収納する場所をグラウンドの中にお造りになりましたよね。そういう芝の部分を切り取って、セメントを敷いてバスケッティングを建てる。ただそれだけでいいのです。中学生も大人も実は遊ぶ場所が必要なのです。スタッフの手が足りず芝の整備が追い付かないというのなら、その芝の空間の余白に、またスケートボードのような若者文化に対応できる場所の整備も、視点を変えれば可能ではないでしょうか。場所はあっても使いこなせていない。これは空間の不足ではなく、管理と意思決定の問題だと思います。できない理由ではなく、どうすればできるかという視点で子どもたちの声に応える努力が必要です。このままでは声が届かない村というイメージが若者に定着し、結果として人口流出を招く懸念すらあります。そして今日は日陰がないと運動が難しいです。日陰に関しては朝、早い時間にエコ・スポはどこが日陰になる。夕方はどこが日陰になるなど、ぜひ調査していただき小さなものから導入する。どんな年代の方でも気軽に利用ができる開かれた公園になることを期待したいのですが、それでもまだこの機材導入というのは難しいとお考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 答えいたします。

以前にも子ども議会含めて、幾つか質問を受けさせていただきました。その時にも職員を含め現場での検証も行っております。例えば今、島袋議員がおっしゃった芝の空きスペースの利活用ということですね。あと、例えば駐車場の一角が使えないとか、いろいろ議論しておりました。実際には小規模かつ今言ったバスケッティングなど含めて協議の場はありましたけれども、なかなか今は進んでいる状況ではございません。実際にこの費用の面、あるいはどれだけの利用者がいるのかどうかも含めて、できればまた議論ができる場を実際に私ども含めて進めていきたいなと思っておりますので、その際はまた御協力のほどよろしくお願い

します。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 協力はかなり力を入れてやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

では③の管理体制についてなのですが、部署間で連携を取っているということで村長の答弁をいただきました。ではこの連携会議などでありました情報の共有というものを行っている実態があれば教えていただきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 島袋晴美議員の質問にお答えします。

教育委員会では総合体育館を管理しております。やはり体育館は屋内施設ということもありまして、球技関係で主に使われているところでございますが、スポ・レク公園の管理をしている商工観光課とは実際に先ほどお話が出たとおり企業、あとプロ、アマ関係のスポーツ活動を通して体育館を利用するケースもございます。そういったときでも各課、情報共有の会話はございませんが、その都度何かあれば実際に利用するときに共有して、利用できるような環境をつくっているところでございます。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 連携は行っているということで。3月ですか、くいなエコ・スポレク公園のホームページがリニューアルされていましてね。前のものよりは幾分か良くなっているかとは思いますが、しかし、このホームページでは全てのスポーツ施設が集約され案内をされています。しかしながら、やはりこの総合体育館だけが管轄が違うということで、営業日や営業時間が違う。そしてメールで問い合わせ先をクリックしようとしてもリンクができない。なぜでしょうか。そしてまた利用者が雨で急遽体育館を使いたい連絡ができない。使いたいのに使えない。利用者にとって分かりやすい窓口の統一的な運用ルールの整備というのは求められているものだと思います。利用者、そして村民目線で見たときの改善余地というのは、本当にないとお考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 島袋晴美議員の質問にお答えします。

先ほどお話があったホームページのリンクができていないということでお話がありました。こちらについては確認させていただきたいと思います。雨天時など急に施設を利用したいことなどがあれば、今、教育委員会では総合窓口というか、体育館の利用については体育館の管理人に直接手続や御連絡など含めて一本化しているところでございます。引き続きお話があったルール関係も利用者の情報も聞き取りながら、うまく改善できるように検討したいと考えております。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 施設も離れているというところで、管理が難しいということもあるかもしれませんが、以前はエコ・スポレク公園、これは教育委員会が管轄していらっしゃったときがありましたよね。管理者都合で理屈を言われても、ホームページ上には同じように掲載されているのであれば、利用者がちょっと納得がいけないところがあるかと思います。ここでちょっとホームページの話が出ましたので、皆さんに確認していただきたいことがあります。URL、アドレスなのですがエコ・スポレクのエコはECO。これがEKOになっているところがあります。それとホームページを開くとアドレスバーのところに「安全ではありません」という言葉が出るのですが、これは私のパソコンだけでしょうか。一度皆さん確認をしていただきたいです。村のホームページもそうなのですが、これは一度確認を急いでしていただきたいという

お願いです。

では、ここからは関連した質問になりますが、3月議会の後の意見交換会で、今お話しにも上がりました総合体育館の今後の計画についてお話を伺いました。今回の予算にも総合体育館の建設に関する設計ですが予算計上されていましたが、今現在、どういう段階に入っているのか。現況について伺えますでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 島袋晴美議員の質問にお答えします。

この質問については後程また質問があります議員へのお答えと一緒にかもしれませんが、現在新たな総合体育館の建設に向けて、昨年度検討委員会を設置しまして基本計画の策定を行い、そして国の事業認定に向けて手続を行ったところです。引き続き防衛省の補助事業が活用できるように防衛局と調整しております。これから今議会の補正予算にも計上しています基本設計を基に、施設の構造的なものを含めて設計を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 意見交換会の時にも、私含め多くの議員が同じ場所に建てることに疑問を抱いていたかと思います。仮に今の場所に建て替えをすることで、総合計画にあるスポーツ施設の集約という方針、そして整合性の説明。たしか意見交換会では2年間設備が使えなくなる。そしてその建てる理由が津波からの避難のため。利益はたしか数万円なのに総工費が何十億円とかかる。これは多くの村民に疑問を与えることになるかと思います。それに対して丁寧に答える説明責任を果たす必要があるのではないかと思います。現在はプレハブ工法の体育館がたくさんあります。津波のために壁を厚くする。これは壊すときに幾らかかるのでしょうか。この予算があればプレハブ工法にしてエコ・スポと2つの体育館ができるのではないかと、そういうふうに思ったりもするのですが、この管理運営体制、そして総合計画、村民への説明責任を踏まえて、いま一度よく検討されることを希望いたします。

そのまま④についてですが、声を反映するというのをぜひやっていただきたいのですが、パークゴルフ場は利用者からの声は届いていますでしょうか。意見箱がありますが、意見は届いていますでしょうか。トレーニング室は蛍光灯が切れてLEDに変更になるまで現状のままでしょうか。そして20年でマシーンが古くなっています。リニューアルのお考えはありますか。券売機が新しく入りましたが、新札が使えない状態です。こういう声が上がっています。必要があれば聞くという受け身では、村民が声を届けにくい状態です。計画を策定する、何かを実行する前の段階から住民の声を反映する仕組みというものをつくる予定、これはないでしょうか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

島袋議員がおっしゃるとおり、小さなことですが今はどうしても大きな施設整備というのが目立っているところがございます。実際に私も現場に週に1回は行くようにはしております。パークゴルフ場含めて幅広い公園でございしますが足を運んでおります。どうしても予算も含め、修繕費等も含めて限られた予算の中で優先順位をつけながら整備をしているところがございますので、当然村民の声を聴きながら進めているところがございますので、しっかりこの修繕に関しても計画を立てながら進めていきたいなと思っております。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 ぜひ、この声を反映する仕組みづくりというのをいつ頃までにやるというのを、

ぜひ次にはお伺いできるように準備していただければと思います。この何周年記念やリニューアルなど、大きな転換期こそ事前に対話の機会を設けて住民と共につくる姿勢というのを示すことが、信頼や利用促進につながるのではないのでしょうか。村民の声を拾うのにエコ・スポ20周年祭りとか大会とかをやってください。

では2番の保健センターの持続可能な運用と機能強化についてということですが、利用状況を非常に細かく説明していただきまして、ありがとうございます。日常的な健康相談、そしてこの自主的な保健活動というものをさらに促進していただきたいと思います。建物だけがあって中身が機能していないでは、保健センターとしては説明がつかないということにもなります。そして適宜活用されているという認識でしたが、住民のニーズですね、これには本当に応えているのでしょうか。また、その声に耳を傾けたのでしょうか。そもそもトイレが今使えないという状況については、これはいつから調子が悪くなって、いつから利用ができなくなったということでしょうか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

まず29年が経過して、様々な所に不具合が生じている中、トイレにつきましては、そもそも少し詰まり始めて、それを修繕の範囲でできることはやってまいりました。現在はですね、細かく言いますと建物内の配管と外の浄化槽の間に地盤の沈下が生じて排水管がずれていまして、こちらについてはコンクリートを全部開けて管を替えないと通らないということになっていて、このずれの所からどうも細かい土砂が入っているようで、それが原因として詰まっている関係で少し大きな工事になるという予測をしているところであります。これにつきましては今、調査中で設計を入れた後にまた工事ということになりますので、それにつきましての予算も今後適宜、議会に申請させていただいて、つけていただくことになると思うのですが、そういった大きな規模であるということは御理解いただきたいと思います。

それでですね、少人数では多少使える状況ではありますので、職員には影響は出ていないのですが、どうしてもホールを使った大規模な人数のものをやるに当たっては、簡易トイレを設置することになるのかという想像はしておりますが、今のところ大規模イベントはないのですが、例年は10月からの村営塾ですね。こちらは人数が多いですので、この時にはそういう簡易トイレなども考えられるのかと思っておりますが、何しろトイレを使わないイベントというものはないものですから、大変私たちも苦慮しているところではあります。施設が古くなってきているというところで、こういうことが起きておりますが、ただ、お考えの中にセンターの機能とホールを使う行事というのは少し分けて考えていただきたいと思います。お願い申し上げます。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 説明ありがとうございます。しばらくはトイレの工事がちゃんと始まるまでには時間がかかるというような認識でよろしいのでしょうか。保健センターは常に良好な状態において管理し、その設置目的に最も効率的な運用をしなければならないと、保健センター設置及び管理に関する条例にも明記されています。それを踏まえて今後どのような保健センターにすることが望ましいという、明確な目標というものはございますか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 お答えいたします。

この御質問につきましても、保健センターの中のホールの運用と保健センターとしての機能とはまた少し異なるものがございます。保健センターの中に先ほど村長の答弁でも申し上げました母子についての機能で

すね。こちらにつきましては国が主導で、皆様に分かりやすく言いますと、児童虐待ですとか、子どもが命を落とす事案ですとか、それから様々な保護者の病気による子どもたちの不幸なできごとというのを踏まえて国が主導している母子及びその家族たちの支援というのがございます。これの機能はもちろんセンターとして持っていますが、さらに強化するということに今なっておりますので、それを子ども家庭センターの設置という目標がございまして、これは令和8年度を目指しております。皆様が使いやすい保健センターという意味は、恐らくホールを開放したりホールの中で何かできることをもっと充実させるということなのではないかと思っております。それについては、このトイレの問題はもちろん、できる限り早急に解決をいたしますけれども、たくさんの方に利用していただけて、またそれが健康増進であったり長寿の健康の延伸であったりというところに利用していくために様々な企画はさせていただくつもりではありますが、そのホールで行われる各種健康事業というのも、もちろん考えてまいりたいと思います。ですけれども、何度も申し上げますがトイレの問題が解決した後に進めさせていただきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 現在、強化項目がたくさんあるということで、ぜひ進めていっていただきたいと思えます。②のほうですが、多くの高齢者が社協やミニデイサービス、サロン、介護予防事業へたくさん参加していただいていると思いますが、中にはそういう大勢の中に入っていくことが非常に苦手だという方がいらっしゃる。そういう方には非常に支援が届きにくいという状態があると思えます。そうすると社会的孤立、そしてフレイルリスクというのが高まります。もちろんそんな方だけではなく誰もがふらっと立ち寄れるような場所として保健センターの活用について、村はどのように考えているか改めてお伺いしたいと思えます。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 まず、高齢者にかかわらず困りごととか悩みを抱えている方たちにお越しいただく場所、これが保健センターでございます。その高齢者の中でフレイルでありますとか、様々な予防につながるために、まず真っ先に地域包括支援センターが機能しております。その中で医療につなげるべきであるとか、施設入所が必要であるとかという介護の分野については、そこで一括的に受けております。そこまですではなくて、現在健康ではありますけれども、もう少し運動をしたほうがいいのか、もう少し人と関わったほうがいいのかというところが、先ほど説明しました通いの場ということで介護保険の中で位置づけております。この通いの場というのは、これは全国的に歩いて通える所という定義がございます。そこに基づいて我々も各地区公民館を設定して、そこで元気な方も、それからそうでない方も一緒に支え合って進めていくというのが通いの場の活動でございます。ですけれども、これが思ったように全て機能しているかといえば、もちろんそうではなくて、この通いの場の活動は制限されているものではなくて、どのような形でよろしいのですが、例えば食事に関する地域食堂であったり、例えばみんなでちょっと集まって体操しましょうであったりしています。ただ万全ではありませんので、そういう活動を広げていくためには指導したり助言をしたりする方が出てくるのが望ましいと考えております。ただいまはそのサポーターだったりリーダーだったりという方々が出て来ていただけるように、少しずつ事業展開をしているところでありますので、お家から出づらいつつ、大勢の人の中には行きづらいつつという方には、またその方たちに特化した通いの場をつくっていくというのが望ましいかと思っております。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 通いの場、非常にいいところをたくさんやっつけてくださっているようなのですが、

ぜひ保健センターとの両立、両方が良好な関係で同じように活用できる場所として整備を整えていただきたいと希望をいたします。

そして③のほうなのですが、これは②にリンクしている内容とはなりますが運動機器の導入、何も大きな設備を導入してほしいというわけではなく、またニーズを把握するために、例えば簡単な健康づくりアンケートや試行的な機器の設置。例えばお試しでこういう機械を使いませんかみたいな、何か小さく始められるような取組をするなど、検討で終わらせずトイレが直ったらすぐにでも取りかかれるプランを準備することはできませんでしょうか。トイレが使えない状態では何もできないとは思いますが、これを機に新しい保健センターに生まれ変わらせるためにはどうするかを考える時が来たということではないでしょうか。社会福祉協議会も築何年になりますでしょうか。建物が老朽化しています。順番的にはまだ先になるかもしれませんが、福祉の向上を図るということであれば総合計画の中にある設備、施設の集約化、そして効率的な運営というのが掲げられています。社会福祉協議会との複合的な福祉設備健康拠点として、再整備するような構想というものはございますか。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 社会福祉協議会にございます老人福祉センターにつきましては、確かに老朽化も激しく、今後公共施設の設備の中にももちろん盛り込んでいくべきだと思いますし、あちらは大規模修繕になりますか、それとも建て替えになりますかの議論につきましても今後進めてまいりたいと思っております。老人福祉センターと保健センターは複合的に行うことは可能ですが、一つの事業施設という認識ではありませんので、両方とも並走させながら活用していくことになると思いますが、老人福祉のみではなくて児童福祉、障害者福祉が福祉の柱となっていますので、そちらの児童、それから母子保健、そして障害者福祉、その家族というものを現在は保健センターが担っている機能でございます。もちろん高齢者の中に同じく障害をお持ちの方というのもございますから、全て総合的に私たちも考えていますけれども、少し今のところは場所の関係もあって機能を分けているところは若干ございます。ただ、高齢者福祉と介護福祉、それから後期高齢者医療保険、こちらは様々な福祉の中でも国の制度が安定して行われている関係で、少し進んでいるところはございます。私たちの村が進んでいるわけではなくて、国の整備状況が進んでいるということもあって、ここで取り残しというのが大変少ないものでございます。ですので御理解いただきたいのは、障害福祉と児童福祉、こちらに我々は重点を置いていくことになっていますので、私の答弁が十分でございませぬのも、そういうことも鑑みてのことでございます。よろしくお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 最後の④なのですが、保健センターの活用強化とその波及効果についてということですが、もちろん介護予防の効果は短期的には非常に見えにくいものとなっています。しかし今、何を始めるかが5年後、10年後、財政をも左右します。費用対効果だけでなく住民の健康寿命や暮らしの質をどう守るかという観点からも他市町村、そして他府県にモデルとなるそういうセンターがたくさんあります。うるま市に「うるみん」という、すごい施設があると思いますが、ぜひ見に行ってみてください。そういうところをぜひ手本に、新しい保健センターの在り方に期待したいと思います。

では最後に、この村が子どもたちにとって願いがかなう場所であり、あり続けるために今こそ私たちは変える覚悟というのが求められています。やらない理由ではなく、小さくてもやる理由を持って村民の声を政策に反映し、実行に移す。その一步一步が信頼を生み、やがてこの村を動かす大きな力となることを私は信じております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○ 山城弘一 議長 これで1番 島袋晴美議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。（午前11時48分）

再開いたします。（午後1時30分）

次に、6番 与儀一人議員の一般質問を許可します。6番 与儀一人議員。

〔6番 与儀一人議員登壇〕

○ 6番 与儀一人議員 通告に従い一般質問を行います。

令和7年度施政方針について。

1. 本島北部豪雨から復旧・復興について。

所信表明では、河川や村道の災害復旧工事への着手、比地キャンプ場等施設の応急対応工事に向けた設計業務の実施について言及がありました。

（1）それぞれの工事の具体的なスケジュール感と、村民への情報共有の方法についてお伺いいたします。

（2）被災された村民の生活再建に向け、今後どのような段階的な支援策を検討されていますでしょうか。特に、長期的な視点での心のケアやコミュニティの再構築に向けた取り組みについて、具体的にお聞かせください。

2. 人口減少対策について。

人口減少対策として、子育て支援、住環境の整備、雇用の確保を重視し、新たなビジョン・総合戦略の策定に取り組むとのことですが。

（1）これらの要素を具体的にどのように連携させ、相乗効果を生み出していく考えでしょうか。

（2）移住・定住促進として、大阪・関西万博への出展や移住体験住宅の活用などが挙げられていますが、これらの取り組みを通じて、具体的にどのような層の移住・定住を期待されていますか。また、その目標数についてもお聞かせください。

3. 産業振興について。

農林水産物の生産振興と販路拡大、新たな組織の編成について言及がありました。

（1）新たな組織は具体的にはどのような体制で、どのような目標を持って運営されるのでしょうか。

（2）ふるさと納税の新規返礼品開発や新たな特産品・商品開発において、村民の意見やアイデアをどのように反映させていくお考えでしょうか。物流による販路拡大の具体的な構想についても、可能性のある範囲でお聞かせください。

4. 観光振興について。

アストロツーリズムの開発、二次交通実証事業の継続、マリンスポーツの活性化、辺戸岬拠点施設の指定管理への移行など、多様な取り組みが示されました。

（1）これらの観光振興策全体を通して、どのような観光客層をターゲットとし、どのような滞在体験を提供することを目指されていますか。

（2）辺戸岬拠点施設の指定管理者移行により、具体的にどのような機能強化やサービス向上を期待されていますか。

5. 教育環境の整備について。

学校施設の長寿命化の策定、GIGAスクール構想における端末の更新、新たな総合体育館の建設など、教育環境の充実に向けて様々な取り組みが計画されています。

（1）学校施設の長寿命化計画において、児童生徒や教職員の意見はどのように反映されるのでしょうか。

(2) 新たな総合体育館の建設に向けた具体的なスケジュールや、どのような機能を持たせる構想をお持ちでしょうか。

6. DXの推進について。

ガバメントクラウドへの移行、戸籍附票システムの標準化、親子健康手帳アプリ「くにも」の導入など、行政サービスの効率化と村民の利便性向上に向けた取り組みが示されました。

(1) これらのDX推進における、村民への情報提供やサポート体制についてどのように考えていらっしゃいますか。特に、デジタル機能の操作に不慣れな高齢者や子育て世代への配慮についてお聞かせください。

以上、答弁において再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 与儀一人議員の一般質問にお答えをいたします。

令和7年度施政方針について。

1点目の本島北部豪雨からの復旧・復興についてであります。

災害復旧工事については、河川1件、村道4件が激甚災害の指定を受けております。簡易査定後の3月に詳細設計が完了し、現在、沖縄県を通して国との変更協議・調整を進めているところでございます。変更協議完了後、復旧工事の速やかな着手に努めてまいります。

比地キャンプ場施設の復旧工事に向けた設計業務については、現在入札に向けて調整を進めているところでございます。去る5月19日「比地キャンプ場等リニューアル基本計画策定委員会」を開催し、比地キャンプ場施設の現在の状況や今後の復旧・復興に向けたスケジュールを委員の皆様へ共有しております。復旧は令和8年度までを予定しており、復興は令和9年度以降を予定しております。

また、村民への情報共有に関しては、発注後、周辺住民へチラシ等での工事概要の周知を行い、村HPへの掲載も検討してまいります。

生活再建の取り組みについては、これまでに村独自の災害見舞金や住家の応急修理などの災害支援金を支給してまいりました。また、県独自の災害見舞金や住宅の応急修理支援金、義援金の支給がございました。しかしながら、現在も1世帯2人の方が住宅修理のため避難生活を送っていることから、元の生活に戻るよう引き続き対応を進めてまいります。今後、村独自の支援金支給の予定はございませんが、県から2回目の義援金が予定されており、手続が確定次第、速やかに支給できるよう対応してまいります。心のケアなどの対応につきましても、引き続き福祉課での相談体制を確保し、保健所との連携を含め長期的な視点で対応してまいります。

2点目の人口減少対策についてであります。

質問の(1)と(2)については関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

出産・子育てのできる環境の整備、住む場所の供給と働く場の創出を行うことで、子育て世代を中心とした現役世代の方に選ばれる村を目指してまいります。

そのためには行政の担当部署はもとより、村内の事業所との連携を図り、イベント等を通して本村の魅力をPRし認知度の向上に努めることも重要な手段としております。

人口目標につきましては、「第2期国頭村人口ビジョン・総合戦略」で示すとおり、2065年には5,000人から5,500人規模を目指しております。

3点目の産業振興についてお答えします。

質問（１）の新たな組織については、令和7年4月1日付で「振興策推進室」を設置いたしました。同室には職員3人、会計年度任用職員2人に加え、令和6年度で任期を満了した地域プロジェクトマネージャーとプロジェクト推進支援雇用契約を締結し、計6人体制で業務を進めているところでございます。

主な業務内容としましては、ふるさと納税事務局の運営、農産加工場の整備検討、特産品等の開発・流通の推進を図る3点を柱としております。

ふるさと納税業務においては、適正な運営体制の構築を図るとともに、村産品の魅力を積極的に発信してまいります。また、農産加工施設につきましては、農業者の新たな収入源となるとともに、地域の雇用拡大にも資するよう、慎重に検討を進めてまいります。特産品開発においては、企業との連携により付加価値の向上を図り、高単価での取引を促進することで、新たな需要の創出と販路の拡大を目指してまいります。

これらの取組を通じて、収入源の多様化を図り、持続可能な一次産業の構築につなげていく所存でございます。

質問の（２）についてお答えします。

今年度より、コンサルティング契約を締結し、企業との連携による新たな特産品・商品開発の推進を予定しております。この取り組みは、地域資源を最大限に活用するとともに、多様な御意見やアイデアを反映できるように、関係機関や地域関係者の皆様と十分に連携・調整を図りながら試作品の開発や販路開拓等についても段階的に検討を進めてまいります。

また、農作物の物流につきましては、これまで実施してまいりました首都圏での委託販売を一層強化し、その過程でつながった企業との取引実現に向けた調整を進めております。高単価での取引が可能となる販路の拡大を図り、農業者の所得向上につながるよう、引き続き努めてまいります。

4点目の観光振興についてお答えします。

質問の（１）についてお答えします。

観光振興策により地域住民と地域事業が稼ぐ力を生み出すには、滞在型観光を推進する必要があると感じており、日帰り観光から滞在観光へとつなげるために、日中のネイチャーガイドや集落散策に加えて、夜間のコンテンツとしてアストロツーリズムの開発を行っているところであります。また、現地移動手段の課題解決のために、二次交通実証事業を継続実施するほか、マリンスポーツではテザー全日本選手権大会を6月に開催し、来年はテザー世界選手権大会を開催し富裕層をターゲットとした長期滞在を見込んでおります。

若者層は日帰り型から滞在型へ、シニア層は短期滞在から中・長期滞在へとつながるようなターゲットを設定して、観光施策を展開してまいります。

質問の（２）についてお答えします。

辺戸岬拠点施設の機能強化策として周辺観光施設と連携した地域周遊の促進やSNSを活用した最新情報の発信、独自イベントの企画・実施を計画しています。さらに、サービス向上のため、スタッフの接遇研修を実施し、新たな観光コンテンツとして短時間で辺戸岬周辺を巡るクイックツアーや、レセプションパーティーなどのイベントによる施設、2階のカフェの貸切利用が可能なユニークベニュー、多目的スペースを活用したキッチンカー出店、さらにはヘリコプターによる観光周遊体験の導入を進めていました。また、辺戸、宜名真、宇嘉3集落の農産物を中心とした販売を引き続き1階のフロアにて実施しております。

これらの取り組みにより、通過型から滞在型の観光を促進し、地域の観光価値を高めることを目指してい

ます。

5点目の教育環境の整備についてお答えします。

質問の（１）についてお答えします。

今年度において、老朽化した学校施設の更新時期の把握・維持・更新コストの削減、財政負担の軽減及び平準化を目的として、新たに長寿命化計画を策定いたします。

御質問がありました児童生徒や教職員の意見については、新たな長寿命化計画に基づき、実施する改良工事等の基本設計や実施設計の段階で反映させていただきたいと考えております。

質問の（２）についてお答えします。

現在、新たな総合体育館の建設に向けて、昨年度に基本計画の策定を行い、国の事業認定に向けた手続を行ったところでございます。

防衛省の補助事業が活用できるよう防衛局と調整を行っているところでありますが、今後のスケジュールとしては今年度に基本設計、令和８年度に建築設計・解体設計、測量調査・土質調査を行い、令和９年度から現体育館の解体工事、令和１０年度に建設工事を行う予定となっております。

新たな体育館の機能につきましては、現体育館の機能を踏襲しつつ、運動施設としての機能のほか、地域コミュニティ活動の場として多目的室を広くするなど多様化するニーズに応えるとともに、災害時の一時避難場所としての機能も検討しております。

6点目のDXの推進についてであります。

DXの推進によりオンライン行政手続などデジタル化が進み、また、マイナンバーの普及に合わせパソコンやスマートフォンを操作する場面が増えております。行政サービスの効率化や住民の利便性向上が図られる中、デジタル機器活用などの不安解消も必要な取組だと考えております。特に高齢者の中には、パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方が多いと感じており、昨年度は社会福祉協議会と連携し２回の「スマホ教室」を開催いたしました。総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したもので、参加者の評判も高かったと伺っております。参加できなかった希望者もいたことから、事業が継続できるよう取り組んでまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 丁寧な答弁ありがとうございました。復旧・復興工事については、本村において県の対応の遅れから災害救助法の適用に至らなかった点がございました。それについて今後の課題として、県との話し合い等をいろいろ持たれたと思うのですが、今後それについてどのように対応して、今回の場合というのがいろいろ数年に一度の災害だと言われていると思いますが、本当にそうだとはいえないと思うのです。その中で今回も１１月に災害が起こって、今までにまだ１世帯が残っているという状況であります。そして１回目に６千万円ですかね、県が５千万円ですか。そして村が６千万円という形で、莫大な財政負担になっております。そして、そのみならず、やはり被害における復旧・修繕と床上浸水で出した被害の対応等で、恐らく総額では多大な金額になっていると思います。その辺、約１世帯を残して幾らぐらいの、最終的な支払いとしてはまだ完了はしていないと思うのですが、幾らぐらい残っているのか。メカニズムについては、本当に浚渫が行われなかったからこういう状態に至ったのか。それとも浚渫のみならず今後、原因をしっかりと究明して堤防のかさ上げも必要なのか。森林の木の強化も必要なのか。奥間川と比地川の話の前々回、一般質問で行いました。合流地点の川幅の現状で本当に対応可能なのかどうか。両方からの河川の水量がすごいです。その時の奥間川の上流における被害がすごく大きいです。その辺においてはなかなか皆さん周

知されていないと思います。自宅ではないですからね。苗畑とあとは工事中のウフギー自然館ですか。その辺の被災がすごかったです。その後もまだ農地等も続いております。そういった面を勘案した場合、確かに人災害には至らなかった。しかしながら、これを復旧するためにこれだけの財産とエネルギー、そして今回、令和7年度への繰越明許、ほぼこの災害における繰越しという形で、対応が難しかったというのがほぼです。財政運営に対しても相当な影響があった、この災害だと思います。そういう面からこのメカニズムとか、我々で今ある河川においても宇良川、上島においてもそうです。なおかつ今の三差路、辺士名からの出口における冠水がまだ起こっております。そういう面というのをどのように捉えるのか。今後その辺というのをしっかりと防災に結びつけていかないと、財政出動そして職員マンパワーという形で対応はできるのですが、後への影響がすごく大きいと思います。そういうことをいかに県に伝え、国に伝え、実際今の指示においては県の管理にあります。そういう面をどのようにして我々は自分たちの被害、県は実質お金を出せばいいという考え方であるかもしれません。しかし被害を受けるのは村民ですから、その辺においてどう捉えて、どういうふうな今後の計画。今後、村が担う防災計画というもの。そして今の状況で本当に可能なのか、防災に対して。今の自然災害、要するに集中豪雨や異常気象ですよね。それで海水面は上がってくる。そういうものに対して本当にメカニズム等も国・県を巻き込んで、彼らにさせてもいいと思います。こういうのをもう一度、再度投げかけて行っていくということが必要だと思うのですが、どう考えていますか。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

まず今回の災害を受けて、災害救助の適用等、そういうところができなかったということに関しましては、もちろん県のほうも振り返りながら、その当時どういう対応をしていたのか。我々市町村も当時の対応状況を伝えながら、実際にこの時点ではどういう行動が行われていて、どういうところが課題だなというところの整理というのを県のほうもきちんと進めていて、情報も共有させてもらって県で言うタイムラインというところも共有させてもらっております。災害救助の適用についても説明会を県のほうで実施しておりました。その中で今回の教訓を生かしたところで、同じようなことが起こらないように市町村もどういう対応をしていくというところと、県ももちろん連絡体制ですね、そういうところのお話を確認したというところであります。村としてもそういう県のタイムラインがあるのですが、これまで実際に台風もそうなのですが、起こってきた災害に対してのその対応について、もちろん振り返りながらその役割分担の明確化であったり、そういうものをきちんと構築した再確認というのですか、そういうことは庁舎内でさせていただいていますので、梅雨どきは過ぎたのですが、また台風シーズンに入っていきますので、そういうところをきちんと踏まえて対応していけたらと思っております。

次に、今回の災害における再建支援における財政というのですか、どういう形の支援をしてきたかという予算的なところになります。まず今回国頭村のほうで実際に対応してもらった決算の見込み額というところになります。村のほうでは独自の見舞金、あとは村独自の支援金として建物、住家の応急修理と、あとは非住家ですね。車とかそういうもろもろに対して支給しているというところがございます。特に大きいのは、今も続いていますが住宅の応急修理もあるのですが、そういうものを含めると今、決算の見込み額では約6千万円で、応急修理は続いていますので、実際には最終的な実績の見込み額としては1億1千万円。この繰越しですね、住宅の応急修理については約5千万円を見えていますので、実績の見込みとしては1億1千万円になるのかなと思っております。さらに県のほうで支援金、見舞金ですね、そういうものを支給しておりまして、こちらの総額は3千5百万円となっております。これは被災者の方に直接行き渡るものです。そう

ということになります。今、出る側のほうの見込みですが約1億1千万円というお話をさせていただきました。これの財源というのですか、そういうところなのですが、これまでは本当にたくさんの方から寄附、支援をいただいて、令和7年の今の実際の決算の額としては、ふるさと納税等も踏まえて約7千4百万円となっております。ですので、実績見込み額、約1億1千万円。今、その財源としてきちんと被災者に直接渡りような寄附金というところが7千4百万円でありますので、残りさらに1億1千万円で約3千6百万円程度というところではあるのですが、そこについてはこれまでもお話ししているように、支援金をいただいている中でまだ足りない状況が続いているのですというのは、そういう所でのお話でございます。

あと次に、私のほうで答えられる部分、比地川の河川になりますかね。整備、浚渫についてというところでございます。これはまず県の土木事務所の説明会というのが12月に比地区で行われております。そのときに実際にはその中でも今後の河川整備計画についてというところまで質問も出ておりました。まずは浚渫等、そういう応急対応というのを進めていきながらというところをお話しされておりました。その河川計画については今言うメカニズムも含めて、質問は実際出ていました。ただ、それについては県のほうからの具体的な回答というのはいませんでした。どういう形でメカニズムを解析して河川整備計画に生かしていくか踏み込んだ話はなかったです。ただ、そういうハード的なものと合わせて地域住民の不安を払拭するというところで、河川への監視カメラ、簡易なカメラになるのですが、そういうソフト整備も進めていきますよと、そういうお話がありまして、実際に現在河川のカメラも設置されております。水位が上昇するとパトが回るというところの簡易な装置ではあるのですが、そういう所の設置が完了しておりますので、そのカメラの映像については我々も、一般の方も見れるという状況にはなっております。この梅雨時に私もよく見させていただいたというところがございます。あと、河川の今後の県の整備計画等は具体的には聞いていませんので、そこはまた建設課とも共有しながら確認していければいいのかなと思っております。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 丁寧な答弁ありがとうございます。河川1件、村道4件が激甚災害に指定されたと。村長は一生懸命国のほうに出向いて激甚災害指定という形で動いてもらいました。ありがとうございます。北部市町村、本当に助かったと思います。御苦労さまでした。それにおいてもですね、いろいろまだ工事があると思うのですが、この激甚災害指定されることにおいて、どれぐらいのメリットがあるのでしょうか。例えば県のほうに聞いてみると、財政支援というのが全然足りない。村独自で、もう仕方ないからふるさと納税等、いろいろなものを生かして拠出し続けるという形なのですが、その辺において、結局指定されなかったことにおいて災害救助法の適用が受けられなかったことにおいて、これだけやはり自分たちの負担が増したわけですから、その辺というのをもう一回しっかり県へ責任をきちんとしてくれという形で取ってほしいと思いますし、この激甚災害においてどれぐらいのメリットがあるのか。もしこれがなければどういう形で拠出、例えば持ち出し、財政の負担というのが本村においてどれぐらいのしかかるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

通常ですと災害復旧工事に係る補助率が80%でございます。今回、激甚災害に指定されまして92.1%まで上がっております。その分はとてもいいことだと思います。あと、工事の流れとしまして3月に詳細設計を終わらせて、それから国と今は変更協議の調整中なのですが、ここへ来て国のほうから新たな宿題といいますか、様式の変更等がございます。当初は6月末で完了予定だったものが若干変更、完了が今

のところ少し延びるとの見通しということです。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 今回の河川、そして村道の激甚災害の指定を受けた上での工事を速やかに進めて、村民のインフラ等の整備、そして災害対策における後次的なものも含めて考えつつ行っていただきたいと思います。

次に行きます。人口ビジョンにおいてなのですが、今回また前回と同様5,000名から5,500名という形で示されております。これにおいて前回も評価等がなされておりますが、今回、前回の第1期の人口ビジョンにおいての計画、そして実行においての問題点。そして予算実動に伴う効果というのはあったのかどうか。今回、国調が入ります。人口等の交付税算定も含めて調査を行うと思いますが、そういう面においてこの人口ビジョンがどのように成果として、交付税の跳ね返りとかいろいろな面に関して出てくると思うのですが、例えば学校も2校が廃校になりましたよね。そして病院も1医院はもうありません。2医院ですか、村内では。いろいろなものがあると思います。そういうものにおいて、この人口ビジョン戦略において、人口を5,000名から5,500名に上げるメリット。例えば各自治体においては、もうコンパクトな自治体に向かうという自治体も実際にあるわけなのです。そして差別化して我々はその地向かうのだという形の自治体もあります。我々はしかしながら人口を維持するなり増やしていく中で、やはり戦略を持っていくということでありますので、その戦略の中でそのメリット、そしてその中で学校が廃校になったという影響、本当に人口というのは全体を見るのか、それとも各字を見てコミュニティの形成に寄与するような人口への持って行き方とか。本村には超高齢化人口の集落がたくさんあると思っております。しかしながら宇嘉区がすごい地元の努力で若返りを図っているわけです。地元の努力です。こういうところを参考事例に、ほかの区も考えるべきところがあるのではないかと。辺土名だけに集中しても結局は過疎地域。人口が増えない限りなかなか経済効果や、そこに住む上で全体的なコミュニティの形成とか、例えば農地がありますよね。その活用とかがなかなかできない状態もある。ここにおいて空き家対策とか、いろいろ示されておりますが、それにおいていろいろな考え方があるので跳ね返りとかがあるのかどうか。例えば今回、宅地造成しましたよね。それにおいて人口増を目指すという形を取った。その中でいつ頃それが反映され、そしてそれはすごくいいことなのですが、例えば固定資産税に跳ね返りますよね、住民税でも跳ね返る、しかしながら古民家というのですか、全然税収には跳ね返ってこない。空き家対策の場合ですよ、では何なのかといったら、やはり住んでもらうことにおいて交付税なのかなと、私の感覚です。財政的な跳ね返りとして。しかしながら、ああいう過疎地域に若い人が住んでくれると、全然また違ってくるわけですよ。実際、お年寄りたちは本当に喜ぶますよ。今、辺戸区においても外国人が空き家を借りたりしているそうです。畜産で働きながら。それでもすごく喜んでいるのです、周りのお年寄りたちが。そういうコミュニティの形成と、そして今ある実際の人口ビジョンの中において、地域というものの考え方。どこどこに増やしたらもっといいのではないかと。例えば今言う宅地造成で辺土名に造りました。それはそれでいいでしょう。しかし、減少しつつあるところにおいての宅地造成。前には宇良でやりましたよね。それで宇良がすごく活性化したのです。今なお進んですごく若い方々が活躍して、そのコミュニティを支えています。そういうものというのがすごくいい状況。だから考え方としてはすごくいいと思います。宅地造成というの。そういう考え方の下において、各集落のいろいろな面で若い人が住むことにおいて、その集落がどのようになるのかとか、例えばリーダー的な存在も生まれると思います。そういう中でどのように戦略的に持っていくのかというのを一つ持っていたいただきたいと思います。その辺はもともと考えがあったのか、これから考えを出してもらえるのか。そ

して各集落とそういう面で話し合ったことはあるのか、これから話し合うのか。その辺というのをどのように考えていますか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 とても幅広い質問というところで受け取っております。人口ビジョンの件につきましては、丁度今年度改定の時期に来ております。改定する上において、現状、国頭村がどうかであるのかの前に人口について今、国頭村だけの問題ではありません。これは日本国全てです。日本自体が今この問題に直面しているというところがございます。全国的に人口が増えているのは東京都のみです。それ以外全て人口は減少しているのが現状です。ですので、パイが小さくなった上で国頭村も人口をどのように増やすかというような、少しまた相反する部分はございます。

先ほど村長の答弁でもあったように、どういう方々を国頭村としては増やしていきたいのかという部分で、今後人口が増えるであろう子育て世代をどうにかして増やしたい。そのためにはどうしたらいいかという部分で今、事業に取り組んでいるところです。まず子育てについては大分力を入れてやってまいりました。当初、数年前に子どもの医療費無料化について国頭村独自ということで、子育て世代の方々に来てほしいという部分で始めましたが、今はほとんど北部12市町村の18歳までについての医療費の補助は、無料化になっていったと。そういうところで独自色がだんだん薄れてきている。そういうものも国頭村にとっては一つ問題ではあります。

また新たにいろいろな施策のほうですが、今北部地域において人口増となっているのが宜野座村。皆さん御承知だと思います。宜野座村の村長が話をされていたのが沖縄県の中心部で利便性があって高速道路も通っていると。近くには名護市や恩納村、そういうある程度職場がある所、近隣20分程度でそこに通えるもので、交通体系についてはストレスがかからないと。それにプラス子育てに力を入れていった。それが人口増になっている要因であるというふうに話をされておりました。その次はどうしても立地条件、国頭村と宜野座村ではやはり違う。アパートの建築についても国頭村ではここ3年ぐらいですかね、アパートが3棟建ちました。それによって令和5年度は人口が増になっておりました。そういう形で宜野座村についてもアパート、マンションが建つことによって人口が増えてきたという話をされておりました。それから名護市については毎年200名程度増えていっています。理由は一つです、名桜大学です。そういういろいろな要因があって増えるところ。国頭村では今後我々がこの人口ビジョンを立てる場合に、2065年までに5,000人から5,500人へという、大きな目標を立てております。そのために何をしていくかというようなことを今後、先ほど議員がおっしゃった各地域のバランス。そういうものも今日本の国では東京一極集中。これと似たような現象が国頭村でも起こっています。結局、辺士名一極集中と。これをどう回していくかという部分になってくると思います。いろいろなところでいろいろな産業、そういうものを構築しながらどんどん広げていければいいと思います。これは住宅のものについても、空き家活用住宅もずっと宇嘉区のほうに3戸ございます。その空き家活用住宅によって若い方々が宇嘉区のほうで生活するようになって子どもを産む。そういったところが活性化されていったという事例等もあります。今年度からは安田のほうにも1軒できました。宜名真のほうに1軒、奥1軒、安田については今年度新たにまた1軒増やす予定にしております。そういうものに若者世代、そういう方々が住んで、選んでくれれば活性化に近づいていくと思います。

このように今年度この人口ビジョンを立てる上において、我々の地域、西側、東側の均衡であって、そういう部分も十分反映できるような形で、様々な地域住民の意見も取り入れながらこのほうは策定する予定としております。今後の国頭村の人口はどれぐらいが本当に妥当なのかというところも、今回の第2期人口ビ

ジョンにおいて2065年に5,000人から5,500人と示しておりますが、本当に今の社会情勢の中においてこれが妥当なのかどうなのかというところも検証する必要があると考えております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 1つ、住むところを確保しましたということですが、では仕事というのはどのように。やはり職場があるのか。その辺はどう考えていますか。住むところがあっても仕事がなくは、そこにずっと住み続けることは不可能でしょうし、若い方が住むのであれば、ある程度の所得が必要です。そして独り者ではなく夫婦をターゲットにこういう空き家を改造して住んでもらうわけですから、その辺というのはどのように考えているのか。例えば今、安田にももう1軒建てるとか、あちこちに建つのですが、その辺というのは職場として問い合わせとかはあるのですか。そこに入りたい方々が来て、住みたい方々というのは。そういうところでどのような職場がありますよというような、あっせんをしているのか。例えば役場の前のほうにもありますよね。何々の仕事がありますよと。臨時職も含めてなのですが、そういうものもあっせんしているのでしょうか。やはりその人たちの考え方において仕事とかではなく、例えば所得がある程度あれば国頭に住みたいのだという意識なのか。住み続けたいという意識なのか。住み続けた後、よりここにずっといたいと思っているのか。そういう意識調査というのは、ここ何年間、もう2期ですから10年間近くになりますが、そういう意識調査等々をしたことがありますか。その中で出た方も何名かいらっしゃると思うのですが、そういう理由というのは何なのですかね。その辺というのはどう認識し把握していますか。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 確かに国頭村に来られる、また国頭村から出ていく。そういう部分で今、移住相談で一番多い相談はやはり住宅です。コロナ禍のときに大分変りまして仕事はリモートワークでできることから、去年のデータで言いますと住宅についての相談件数が74件、仕事についての相談件数が13件です。これだけまず移住を考えている方については、仕事よりもまず住むところがあるかというのが1位です。実際、これだけの開きがございました。これは昨年度も同様です。やはり一番は住宅です。今は空き家活用住宅の整備、それをするによって1軒に1組の応募ではないのです。家族複数がございます。それだけまだまだ国頭村においては空き家であって、住む場所というのはまだまだ足りていないというのがあからさまに見えてくるところでございます。また我々は移住フェアについても年に3回から4回、東京へ行って、移住フェアでの相談件数も年々増えてきました。昨年度は95件の相談を実際にフェアの中で受けております。今のフェアの中においても役場だけではなく漁協が一緒に行ったり、北斗園が一緒に行ったり、あとオクマビーチリゾートが一緒に行ったり、人が足りないというところは積極的に我々と同席しながら、そういうところで移住フェアで「実際にこういう職がありますよ、やってみませんか」というような相談等もその場で行っていると。そのほうから実際に国頭村に移住された方もいらっしゃいます。そういうところを徐々に増やしていく。先ほどの村長からも認知度の向上、ただでも今は日本国の人が減っていると。沖縄県を知らない方というのはほとんどいないと思うのですが、沖縄県に国頭村があるということを認知している方というのはごく僅かです。その認知度を上げることによって、実際に移住を考えている方々。我々はいろいろな施策ですね、子育て政策の施策を行っているのですが、まず国頭村というのを知らない限りにおいては、選択しにすら入らないわけです。ですので、しっかりと土台を固めた上で、しっかりと認知度を上げる。そのことによって国頭村として、こういう若い子育て世代を中心とした現役世代に移住してもらうために様々な施策を講じていますということをまず知ってもらおうと。そして実際に移住を考えている方に先手の中

のほうに国頭村を挙げていただくということによって、人口でも社会増減のほうが自然増減を上回るぐらいになればいいのかなと思います。まずは住む場所の確保が一番大事な施策ではないかと思っております。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 国頭村の認知度がまだまだだということでありましたが、大阪・関西万博への出展において、テーマ「世界が認めた“自然”と“星空”と暮らせる村」という形でありましたが、どうでしたか感触としては。大分今の課題がありましたよね。国頭村はまだまだ認知度が低い。ただ世界自然遺産に登録されているのですがね、なかなか低いのですかね。アンケートのほうではそうになっていました。あるのは知っているのだが、どこにあるか分からないとかが多かったように思います。その辺においてどうでしたか。これだけ出展、予算が新聞に載っていましたが旅費等として、どうでしたか、その予算においての成果というのですか、効果というのはどう捉えますか。

○ 山城弘一 議長 樋口淳一 振興策推進室長。

○ 樋口淳一 振興策推進室長 お答えいたします。

今年度から立ち上がりました振興策推進室のほうで今おっしゃられたイベントを統括させていただきました。その事業には企画政策課、商工観光課職員も同行し、イベントを行い御存じかと思いますが、桃太郎電鉄というゲームイベントとコラボレーションしたことにより、主催者発表ではありますが約4万1,450人の来場者が5日間でありました。そのうちゲームアプリを活用したカウントではありますが、国頭村のブースに訪れた方々の人数が3,900人ほどいらっしゃいました。その中で星空のVR体験、あと生き物VR、街並みを御紹介しながら、先ほどは場所。国頭村は本島の最北端であるということを説明するのがすごく難しかったのが現状です。やはり美ら海水族館のほうが最北端だと思われる方が多く、それは見越しておりましたので、タペストリーで地図をつくって国頭村の場所をしっかりと示したものを貼り出して周知しました。あと、国頭村という地名は認知が低かったのですが、意外とヤンバルクイナについては反響があったと思っております。イベントのほうに副村長、企画課長もしっかりと来ていただいて確認をしてもらった中で、副村長のほうからも意外とヤンバルクイナの認知が高いのだなということがありましたので、やはり戦略としては「国頭村」あとこれからは「やんばる」という名前もそうなのですが、正直やんばるもまだまだ知られていないです。イベントの中を通して感じておりますので、「やんばる・国頭村」「ヤンバルクイナの里」であるということも含めて周知をしながらイベントのほうを開催できればいいのかなと思っております。このイベントにつきましては、来場者からは大阪万博の中でも現時点ではすごく有意義なイベントだったのではないかと感想が多く寄せられているということで聞いております。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 本村は国立公園世界自然遺産地域です。奄美から西表にかけて広大・広域な場所でありながら、なかなか認知度がないということは、我々は前に世界自然遺産になるとすごい経済効果が生まれて潤うのではないかと考えるの下で動いてきていると、私はそう思って動いてきたのだと思います。保護・保全における事業執行、財政負担、いろいろ含めてもそれ以上に跳ね返りがあるのではないかと、経済効果として。道半ばなのですが、ここからまた頑張っていかなければならないと。星空観光アストロツーリズム。星空特区。その前に、やはり世界自然遺産における森林ツーリズムとか、住む環境。例えばいろいろな宿泊施設の構想とか、そういうものというのは、当初はすごく必要だということで動き出したのですが、なかなかそこはうまく進んだようには思えないのです。その辺というのをまた飛び越してアストロツーリズムというのも分かるのですが、確かに夜の宿泊に結びつくというのも分かります。しかしながら、そこ

においてなかなか森林セラピーもなのですが、前から言っているようにこの事業を行うことによって所得。要するに食えるのか食えないのか。それというのはなかなかまだ追及されていないのかなと。確かに仕事を持ちながらそれをサイドビジネスとしてやる方はいらっしゃるかもしれませんが、なかなか難しい。そこになぜそうなっているのかという原因というのと、もう一つ何が本当に必要なのかというのをもう一回検証すべきかと。そうしないと、またアストロツーリズムでも同じようなことになってしまわないかなというのが心配です。そののところがしっかりともう一回検証して、人をつくるというのがとても大事だと思います。絶対これを成功させて自分はこれで生活するんだという人をつくり出す。そして施設がそこにバックアップしてもらおうと。森林公園も含めてです。安田もそう、安波もそう、辺戸岬もそうですよね。辺戸岬観光の指定管理も申し上げましたが、その中でも辺戸の1人の方はすごく活用して事業をしているという方もいらっしゃいます。そういうのを先進事例として、そういう人たちに倣うということも必要だと思います。そういうのを進めない限り、今ある世界自然遺産の経済効果、人口も含めてそうです。あとは宿泊施設が必要だと思います。前からの懸案事項ですよ。この辺をどう進めていくのかというのを、もう一度考えていただきたいと思います。

次に総合体育館の建設なのですが、その計画。事業計画において1番議員からもありましたが、まだ恐らく公共事業等の総合管理計画との整合性という形でうたわれておりますよね。公共施設の老朽化は社会的問題となっている。本村においても将来、公共施設等に係る建て替えや修繕などの更新費用が増加することが今後予測される。さらなる厳しい経済状況が続く中ですよ。人口減少等により公共事業等の利用需要が低下していくことも見込まれると。海邦国体から40年ですか、その頃において6,500名近くですか。今は4,500名近くで横ばいですよ。その中で規模的にどうなのかとか、あと既存の体育館等も含めて、これにもやはり計画にも委員が懸念事項として持っていますよね。そういう体育館の活用も含めて考えるべきではないとか。本当に必要性があるのかとか、ここにおいて村民にやはり周知せざるを得ないと。事業概要、事業費概算というのはやはり示しつつ、後継もです。事業スケジュールも。進めるのであれば、やはり見える化して村民にきちんと説明すべき点かなと思います。今回、基本構想計画等の策定等も実施計画に移行する。ここではですね、新たな基本計画の策定を行いという形になっておりますし、防衛費の活用というのを見込んでおります。この辺の見える化、村民への説明とこのスケジュールです。事業計画スケジュール含めてどのようにしていくのか、もう一度この予算の総額が現在30億6千2百万円。これは物価の上昇において上がる可能性はあるでしょうという見解が示されています。それというのをどのように村民に周知していくのか。そして防衛の予算としてそれを見込んでいますが、その予算というのは十分取れるのか。もう走っているわけですから、これだけの予算ですよ。過疎債等もどのように使って、それも県との調整もあると思います。そういう予算というのはある程度固まって予算というのは出来上がりつつあるのか、見通しとして。お伺いします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

総合体育館の件なのですが、去年から防衛局と様々な調整を行ってまいりました。実は去る5月15日に北部医療センター、基幹病院の要請があったときに総合体育館の件で空いている時間に防衛省の幹部とお会いさせていただきました。その幹部の話では非常に前向きで、次年度からできるような方向で持っていきたいという返事の下、補助率に関しては今後まだまだ調整は必要だけれども、基本ベースは3分の2ですかねと。解体についても同じ場所でやるのだったら、その解体費用も今は4億円から5億円を見ているので

すが、それについても補助金の対象にしましょうという返事があって、これから防衛省がまた財務省と交渉もするのですが、防衛省としては次年度から進めていきたいという返事をいただきました。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 解体費用でも4億6,200万円を見込んでいますよね。これも一般財源から全額を持ち出すのもすごく厳しいでしょうし、いろいろあろうかと思います。

終わりに生活環境は目まぐるしいスピードで変化を告げておりますが、今後も多種多様化する行政需要や様々な課題に、職員一人一人が柔軟な発想・スピード感を持って村民の期待に応えるよう職員と一丸となって行政運営に取り組み、人と自然が調和する村づくりに邁進しますという村長の最後の施政方針でありました。それに向かって全職員頑張っていたきたいと思います。終わります。

○ 山城弘一 議長 これで6番 与儀一人議員の一般質問を終わります。

次に私の一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

10分間、休憩いたします。(午後 2時36分)

○ 渡口直樹 副議長

再開いたします。(午後 2時47分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わり、山城弘一議長の一般質問終了まで議長の職務を行います。

これより10番山城弘一議員の一般質問を許可いたします。10番 山城弘一議員。

〔10番 山城弘一議員登壇〕

○ 10番 山城弘一議員 皆さん、こんにちは。では通告書に従って一般質問を行いたいと思っています。

まず1点目、台風時における高潮対策についてです。

昨年11月9日、10日にかけて猛烈な雨が与論町から本島北部に記録的な豪雨で河川の氾濫、村内では比地区を中心に辺士名上島地区をはじめ村内各地域で床上、床下浸水。また自動車などの浸水も出ている。甚大な被害は村道、林道にも土砂崩れも発生した。連日マスコミでも大きく報道されました。最近の気象は想定外が想定内になっており、これから台風シーズンを迎えるに当たり台風時における高潮も心配される。宇嘉区においても台風の高潮で住宅が冠水する災害が発生しており、区民総出で片づけをおこなっている経緯がある。今後、地球温暖化により海面が膨張し高くなっているという報道もあり、大きな災害が起きる危険が増している。①宇嘉区宇嘉川の河川の護岸のかさ上げについて、区から要請が出ているが、村から沖縄県北部土木事務所に要請は行ったか。また、②北部土木事務所と宇嘉川の現状について協議は行ったのか。

2番目、有害鳥獣の被害対策について。

カラス、イノシシの被害は農産物や家畜にも及ぶ生産者の営農意欲を阻害している。村も鳥獣害対策には取組の強化を行っているが、なかなか被害が減らないのが現状ではないか。①令和5年度、令和6年度の有害鳥獣による農産物の被害額はいくらか。②令和5年度、令和6年度のカラス、イノシシの捕獲羽数、頭数はいくつか。③捕獲箱の設置状況と管理状況はどうなっているか。④駆除隊員は、現在何人いるか。また、活動状況はどうなっているか。⑤村内で捕獲された猪の利活用を進めるために、ジビエの処理加工施設整備はどうなっているか。なお、質問への答弁により質問席より再質問を行います。よろしくお願いします。

○ 渡口直樹 副議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山城弘一議員の一般質問にお答えいたします。

質問1 台風時における高潮対策についてであります。

恐縮ですが質問１の①と②は関連しますので、一括でお答えします。

行政懇談会であった宇嘉区からの要請を受け、令和６年１０月２１日付で北部土木事務所へ要請書を提出しております。その後の協議において、宇嘉川の護岸は砂防指定地域内に位置していることから、砂防事業については北部土木事務所に対応することを確認しています。しかし、宇嘉川が普通河川であることから、高潮事業については本村で実施することとなりますので、北部土木事務所と協議を行いながら対策を検討してまいります。

質問２ 有害鳥獣の被害対策についてであります。

質問２の①の被害額についてであります。

令和５年度の有害鳥獣による農作物の被害額は５，９９２，９６９円となっています。令和６年度については５，２０３，４４３円となっております。

質問２の②の捕獲実績についてであります。

令和５年度の有害鳥獣駆除活動によるカラスの買取数は１，１９３羽、イノシシ７７２頭、令和６年度がカラス８８７羽、イノシシ５１０頭となっております。

質問２の③の管理状況についてであります。

カラスの捕獲箱は２１人が許可従事証の交付を受け管理しており、イノシシの捕獲箱は実施隊が８基設置、囲い罟も３基設置しております。イノシシの捕獲箱は良好に管理されておりますが、カラス捕獲箱は前年度未報告者もいることから、現在管理状況を確認しているところであります。

質問２の④の活動状況についてお答えします。

有害鳥獣被害対策実施隊員は、現在８人となっています。昨年度の活動実績としては、カラスを１，２３６羽（内未回収５４５羽）、イノシシを３１９頭駆除しております。また、駆除の許可を受け集落等で駆除活動を行っている方が１２人います。

質問２の⑤のジビエの処理加工施設整備については、村内事業者が管理・運営をする方向で国、県の担当者と意見交換を行っております。実施する方向性が定まれば、国の補助事業を活用し、実施事業者の意向にもよりますが、早くて令和９年度には事業化出来るものと考えています。

○ 渡口直樹 副議長 １０番 山城弘一議員。

○ １０番 山城弘一議員 高潮対策についてですが、宇嘉川の現状というのは、国道が上がって中のほうの橋も上がっていますので、ちょうど真ん中の河川自体がへこんでいるのです。そこが非常に危険というか、よく氾濫しているのですが、昨年台風の時にも氾濫すれすれまで来ていました。大きな氾濫があったのは今から十三、四年前、そのときは辺野喜も氾濫していて、部落総出で片づけを行ったのですが、最近では５か年ぐらい前ですかね。河川左側に部落が管理しているアパートがあるのですが、そこで夜中、高潮が入ってきて、住民から私のところに連絡があり、私の家に避難した経緯があって、非常に危険な状態ではあるわけですよ。そこで北部土木事務所と協議を行いながら対策を検討するとあるのですが、まずはこの宇嘉川の現状というのを確認してもらえたらいいと思うのです。どういう状況になっているのか。冬場になって北風が吹いたら海面すれすれにまで来るという現状もありますので、現場を確認して地域の区長あたりと情報交換をするのも必要ではないかと思うのですが、まずその辺からお願いします。

○ 渡口直樹 副議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

以前の氾濫の写真は見ております。それで、先ほど山城弘一議員がおっしゃったように、再度区長と現状

を確認して県を交えて協議するのかどうか、検討したいと思います。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 私たちが想定しているのは、今両サイドにガードレールがありますよね。それを擁壁に変えられたらいいのかなと思うのですが、これを擁壁に持ってくるのは構造上、難しいのですか。

○ 渡口直樹 副議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 この高潮については河川管理者の村で行うということになっておりまして、土木事務所に確認しております。どういう補助メニューがあるのか、土木事務所と調整をしながら委託設計を入れるのに調査をしていきたいと思います。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 最近の記事は、去る11月の大雨による災害や、また今年の7月5日には大きな災害が起きるという何かSNSで流れていますので、それが本当かどうかは分かりませんよ。そういう噂があるということがありますので、国には国土強靱化という予算もあると思うのです。それで村内でどの箇所に災害が起きやすいのかどうか。その辺もう一度、20か字チェックする必要があると思うのですが、どの場所で災害が起きる可能性があるのかどうか、チェックする手だてはないですか。

○ 渡口直樹 副議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 昨今の気候変動に伴う災害というのは顕著に表れています。行政含めて村民の皆さんも意識を持って災害に備えていただくというところがまず大事なのかなと思います。全てどこがどういう形で危険地域なのかというところは、以前配布していただきましたハザードマップがございまして、そこにある程度のことは書かれておりますが、実際に最近の異常気象、急変に伴う災害はそのハザードマップだけでは分かり得ないというところも多分出てくると思いますから、そこら辺はやはり見直しといいたいでしょうか、いろいろな現象も踏まえて、もう少し詰めて考えなければいけないのかなと思っています。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 これも質問に入れてないのですが、関連します。この災害を未然に防ぐ。または軽減化するためには地域での防災訓練、また地域から消防団員を出す。そういう活動も必要だと思うのですが、総務としてその辺、各区に対して啓蒙は行っているかどうか。

○ 渡口直樹 副議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

消防団員については各区から1人とか、そういう積極的な案内というのは私が総務課に来てからでも、そういう案内はしていないというところはございます。ただ、地域の防災というのはそれだけではないというところがあるのかなと思っておりまして、自治防災という組織ですね。ああいうものについては、今回に限ったわけではなくて、これまでも組織の形成についてはお話しさせてもらって、全ての集落ではないのですが、その組織が形成されている集落ももちろんございます。そこには役場として入って、集落ごとの対策というのを話合ったというのは経緯としてはあります。また、そういった少し役場が主導するものとは別で、地域の方で防災に関心があって防災士の資格を取得して、そういう事業展開というところを行っているというのも実際にございますので、村としてもそういうところ、自助・共助・公助とあると思いますので、そういうところをそれぞれしっかり機能できるような形で見ていければいいのかなと思っています。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 分かりました。

それとですね、昨年の大雨のときもそうなのですが、どの時点で役場の総務課に緊急的な参集をするのかどうか、基準等あればお願いします。

○ 渡口直樹 副議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

気象庁が発表する大雨警報が最初のきっかけとなります。注意報から警報に代わるのですが、警報が発表されると、まずは我々総務の職員で役場に集合するというのをこれまでも実施しております。その大雨警報があって、その後さらに雨が続いて土砂災害警戒情報というそういう状態に陥るというのも想定されますので、その場合には今言う総務で集まって情報収集して、対策本部を立ち上げるのか、準備体制からさらには警戒体制というふうに格上げする検討もしながら、前回の豪雨災害を生かして、土砂災害警戒情報に切り替わる際には役場に集まる人数も総務課だけではなくて建設課、パトロールを含めてそういうところで、体制のほうは確立していくというところになっております。ですので昨年の北部豪雨が、その時に大雨警報が出て土砂災害警報が出てという流れで、一番ひどいという流れだったのですが、役場のほうでの対応としては、それ以前から一緒でございます。警報が出れば、まず役場に集める。役場を避難所としてきちんと解放すると。その上で次の土砂災害警戒情報等に備えた形で体制の格上げを検討していくと。そういう中でどんどんそのステージに合わせて対応しているというところがございます。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 これから台風シーズンに入ってきますので、いつ大雨、高潮が発生する可能性があるかもしれませんので、その辺緊張感を持って対応してほしいと思っています。

次に、有害鳥獣の被害対策についてなのですが、令和5年度の農作物の被害額は5,992,669円。令和6年度が5,203,443円になっています。この統計はどういう形で統計を取ったのか。JAからの回答なのかをお願いします。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

この統計については長いこと実施している統計調査ではありますが、JAのほうで各農家へ聞き取りするという作業が毎年行われているということで、そこからデータを頂いてまとめているところであります。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 ちなみに平成26年の農作物の被害額が972万9千円。平成27年度が69万6千円と。かなり多くなっていますよね。これだけ被害が増えているという感じなのですが、私の経験からいきますと、昔みたいにパインや果樹関係は大きな面積を持つての営農というのは非常に難しくなっていますので、コンパクトに管理できるぐらいでカラスを抑え込むぐらいにしていかないと、非常に厳しい状況が農家の段階では強いと言えらると思います。

それで次に、令和5年度の有害鳥獣活動によるカラスの買取り数は1,193羽、イノシシが722頭。令和6年度はカラスが887羽、イノシシが510頭となっている。ちなみに、これも平成26年ですが、カラスが1,561羽、イノシシが227頭で、イノシシの捕獲が大分多くなっていますね。それぐらいイノシシが多くなっているという感じなのです。毎日畑に上がるときに、道沿いでイノシシを見かけます。それと、カラスの捕獲箱の実績なのですが、カラスの捕獲箱は21人が許可の交付を受けて管理しているのですが、イノシシ捕獲箱は実施隊が8基設置、囲い罠も3基設置しています。イノシシの捕獲箱は良好に管理されていますがカラスの捕獲箱は前年度末報告者もいることから、現在、管理状況を確認しているところと

あるのですが、この捕獲箱については役場のほうで把握しているのですか。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

捕獲箱がどこに設置されているかについては、しっかり把握はできているものと考えております。ただ、その管理している方が実績としてその報告がなかったということについて今、詳細を確認しているところがあります。頭数については確かに平成26年当初と比べて、年度にもよりますけれども増えたり減ったりがありますが、依然としてなかなか少なくならないというところは事実であります。令和5年度、令和6年度に比べても若干減っているように見えるのですが、依然として被害の額は出ているというところがあります。動向としては、実施隊の皆さんの肌感ではありますが、カラスは少し減っているような気がするというような話であります。イノシシについては畑のみではなくて民家や住宅地にも最近出没するということもよく聞かれていることでありまして、これは自然界でどのようなことがあって、そうなっているかについてはまだ分析まではやっていませんが、依然として多い状況でありますので、そこら辺についてはしっかり実施隊の皆さんと情報共有しながら、その対策に取り組んでいきたいと考えているところがあります。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 次は実施隊の関係なのですが、現在8人ですか。村の実施隊に入って活動しているのは、それ以外にもいますよね。それ以外の方は各区の区長が許可すれば、捕獲活動ができるというお話があるのですが、以前は十四、五名いたと思うのです。それが8人まで減ったという理由が分かればお願いしたいのですけれども。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

実施隊も任意の団体でありますので、聴いたところのお話でしか説明できませんが、どうも人数が増えたところで詳細なルールであったり、あるいは報告の義務であったり、そういうところがなかなか組織の中でしっかり統制が取れていないということで、地域からそういうことに対する苦情とか、そういうことも実施隊の中の話でよく聞かれるということがありましたので、一度解体をして再出発をするということで、現在の人数に落ち着いていると伺っております。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 安波のほうは中南部から来ている赤嶺さんグループですか。現在もまだやられているのですか。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

赤嶺さんのグループについては、以前、区のほうから要望が上がって、それで許可していたという経緯がありますが、現在については区のほうからそのような要望は上がっていませんので、この許可というのは年度更新ですから、その切れたところで今は終了しているところです。その後については要望が上がっていませんので、現在は許可を与えておりません。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 全国農業新聞に「カラスと人との摩擦」ということで連載されていたので、ひとつ読み上げてみたいと思います。「農作物の食害、家畜感染症、伝染病など農業現場でカラスがもたらす被害は大きい。人からすれば被害だが、カラスからしては単に食べ物を求めるだけである。これはある意

味、カラスと人との間の摩擦とも言える。では、その摩擦はなぜ起きるのか。それはカラスの生活圏が人と被るためだ。両者の接点の多さが摩擦を生む機会を増やす。両者がすみ分けできると摩擦は減るだろうが、カラスは空を飛ぶための策なので、物理的に駆除するのは難しい。カラスはなぜ農業現場に来るのか。最大の要因は、栄養価の高い食べ物があるからだ。農作物は品種改良で山林の木の実などに比べ圧倒的に栄養価が高い。飼料は家畜を短期的に肥育することを目的に作られており、栄養価を問わず魅力的な食べ物があるためカラスが農業現場に来る。これで探求コスト、捕獲コストが低い点がカラスが農業現場を好む原因だ。時期になれば農地には大量の食べ物、作物が現れ、畜舎には季節を問わず栄養価の高い飼料が豊富にある。自然の中で十分な量の食べ物を見つけることは大変で、探すコストは高いが食べ物のある場所が明確な農業現場はコストが低い場所と言える。また、農業現場は土地が広く防鳥網など物理的な侵入防止対策が難しい場合も多い。結果、カラスは簡単に侵入でき食べ物を得るのも容易だ。つまり獲得コストが低い場所と言える。要は農業現場はカラスにとってとてもよい餌場なのだ。」というふうに専門家が書いているのですが、それを聞いて何か感じる点がありますか。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 これを聞いて感じることは「ごもつとも」という意見しかないのですが、当然カラスが多い所というのは、餌場の問題があります。特に都市地区であると残飯であるとか、ごみ収集のために蓄積されたごみをあさるとか。そういう所にカラスが集中して来る傾向がありますが、当然、その都市地区ではない国頭村や山間部になると、どうしてもその餌場というのは、そういうごみとかよりも人間が捨てた残飯よりも農作物のほうに行くのかなというふうに考えますが、これは一般的に言われていることでありまして、私たちはそれをどのようにしてそれから被害を防止していくかということに尽きるかと思えます。ですから農林水産課が取り組んでいるのは、この防鳥網の設置に補助をつけるだとか、あるいは追い払い機械、新しい仕組みなのですが、それを試験的にやりたい。あるいは導入したいという方々について、補助のメニューを創設するとか、そういうふうにして対策をしているところであります。その中には全てを防除するということは大変難しいかと思えますで、できることを一つ一つ農家の協力を得ながらやっているところであります。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 先ほど農林水産課長が話したとおり、対策としてはネットを張ったり、テグスを張ったり、カラスが嫌う音を拡声器で出したり、そういうことは農業誌などで紹介されているのですが、何か役場の事業で追い払い機ですか。その実証実験をやったという話がありますが、その辺何かありましたら。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

このカラスの追い払い機については、補助事業を創設する前に試験的に一度やったことがありまして。その農家の肌感でありまして、一定の効果はあるのではないかということの認識でありました。昨年度のその補助事業の中ではカラスの追い払い機、1基を農家が導入しておりますので、その期間がまだ浅いものですから、それについて聞き取り等を行いながら、その効果について今後検証していきたいと考えております。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 カラスは小学校3年生ぐらいの知能があると言われてますよね。何か村が放送しているのも分かるみたいです。その放送をした翌日カラスはいなくなりますよ。これはみんな笑いごと

みたいに言うのですが、これは農業現場で確認している範囲では、そういうふうに放送した翌日は、カラスは上空を飛ぶなり、どこかに隠れるなりして、なかなか鉄砲での駆除は難しいような感じを受けるのです。

1羽捕獲したらその音で10羽は逃げていきます。そういう観点から、確実に捕獲して減らせる方法は、幼鳥期に捕獲箱で捕るほうが一番いいというふうに専門家も言っているのですが、以前は捕獲箱を設置している皆さんを年に1回集めて、管理状況とか、どういう餌を入れればカラスが入るかとか。こういう情報交換もやっていたのですがコロナ禍もあって、最近ではこういう情報交換もなくなっているのですが、できれば捕獲箱を設置しているみなさんを年に1回程度集めて管理状況やどういう餌を入れればカラスが入ってくるとか、そういう情報交換というのも必要だと思うのですが、どうですか。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

今、その情報交換会が過去にはあったということですが、これについては私も今日初めて聞きまして、私は農林水産課のほうに着任したのがちょうどコロナ禍の真ただ中でしたので、それ以前にどういうことがされていたかということについては詳細までは分かりませんので、今後、その時の状況を知る者からある程度情報を収集しながら、その勉強会とかそういうものを今後やっていって、効果が上がるような方法やアイデアがあれば、それを導入していきたいと考えております。また、カラスは学習能力が大変高いということもありますので、もしかすると設置している場所、そういうものをしっかり覚えているとか、そういうことも考えられますので設置場所の変更をするとか、あるいはそういうことの可能性を一度確認しながら、今後またしっかり検討していきたいと考えております。

あと、放送の翌日にはいなくなるというお話もありましたが、確かに今、有害鳥獣の一斉駆除ということで、月初めの日曜日に設定して北部圏内、各市町村一斉に活動する機会があります。その時に実施隊の皆さんは法令で基準があって、ベストの着用があります。それを着用しての活動になりますので、そういうところもこのカラスからすると、同じ人たちが同じ時期に歩いているというのも学習しているのかなということもありますので、そこら辺についてもどのような方法がいいのか、実施隊の皆さんたちと意見交換会をやりたいなと考えております。確かに彼らが言うには、自分たちが歩くと見えなくなるということは伺っております。そこについても知恵比べになろうかと思いますが、いろいろと方法を変えながら、どのような方法がいいのかということを経験していきたくて考えております。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 カラスについては以上なのですが、次はイノシシです。

令和6年度からですかワイヤーメッシュを無料化していますよね。前は3割、次は1割になって、農家に支給していたのですが、この農家負担をなくした理由というのは、予算が厳しい中で農家負担をなくして、それを被害対策に充てているということは農家からすれば非常に助かるのですが、負担金をなくしたという理由をお伺いします。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

この負担金を徴収していたという経緯が、過去からずっと来ているものですので、なぜ徴収していたかということについては不明なのですが、なくした理由としては県のほうから、これは全ての補助で県がやっているわけだから、個人から徴収するというのは好ましくないという、そういう指導がありましたので、それで徴収しないという形になっております。過去には一部負担しているから、これは自分のものであるから自

分の自由にできるという感覚があったのか、役場のほうに相談なしに場所を移動したりとか処分したりとか、そういうものも過去には見られたということで、県としてそれは好ましくないということなのです。これは県のほうが、元々は国からの予算が投じられているかと思いますが、これは公的な所有物を貸しているのです、しっかり管理してくださいと。そこが要らなくなれば返してください。あるいは別の所に計画変更して移動するなりして活用してくださいというのが基本的な考えであるということを県のほうからそのような内容の指導がありましたので、現在のところは個人の負担は頂かずに設置させているところでもあります。また、それに伴って設置の基準というのものすごく厳しくなっております。これは1つの市町村で3戸以上の農家が1つの団体、塊としての農地をぐるっと取り囲むという形でやらなければいけないというふうな、そういうハードルについても県のほうから説明がありましたので、これは過去からあったらしいのですが、そこまですべて県のほうも厳しくしていませんでしたので、これまでは大分緩く許可を頂いて各農家一人一人が個人個人の畑をしっかりぐるっと取り巻くような活用の仕方ができていたのですが、県のほうから指導がありまして、3戸以上で一塊の農地をぐるっと巻かなければ該当しないという指導もありましたので、これがちょうど村内の農家が活用できる方々が大分少なくなってしまうということから、昨年度については村独自の補助メニューを創設させていただいたところでもあります。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 基本的に7か年は設置した場所から移動できないですね。

○ 渡口直樹 副議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 年数についてはちょっと確認できませんが、基本的には設置した場所から移動してはいけないというのが基本的な考え方です。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 この邪魔者のカラスを資源に変えるためにはジビエなのです。答弁には早ければ令和9年度から事業化できるのではないかと答弁があるのですが、その辺ですね。この事業をやりたいという農家というか実施隊の1人なのですが、非常に積極的に行政にもアピールしているみたいですが、なかなか行政のほうで少し腰が重いのではないかと意見もあるのですが、その辺は農林水産課なのか、または振興策推進室で新規メニューとしてやるのかどうか、その辺はどうですか。

○ 渡口直樹 副議長 樋口淳一 振興策推進室長。

○ 樋口淳一 振興策推進室長 関連のある私のほうでお答えします。

今、実際に私たち振興策推進室のほうで本事業を見ているわけではないのですが、6月に入って、和牛改良組合の国頭支部の若いメンバーで、経産牛の商品化に向けて動いています。実際にめどが立ってきていて、その肉についての出口戦略の中で視察の申出があって、その視察者のほうからジビエの話が出ました。それに急遽対応するために、今おっしゃられた方との意見交換を私たちと、その時は急遽だったので農林水産課の職員が参加できず、懇親会の中で参加していただいて意見交換をさせていただきました。今、感覚としては確かにやりたいという気持ちはあるのだけれども、実際の出口を明確に持っていないというのが実際の感想です。やはり作りたいから作って売れるだろうという考え方では、なかなか厳しいのかなと思っています。予算規模も大分大きいのかなと思っていますので、そこら辺の精査も進めながら。実は今日もお話しする機会があったので、せっかくながつながった方々の意見もしっかり聞いて、出口戦略も練りながら実際に予算規模も含めた形で事業化が検討できればと思っています。令和9年度ということなのですが、あくまでも現段階での活用する予定のメニューが使える事業として、それぐらいがめどなのかなという感じの計画だと思います。

うのですが、恐らくもう少し具体的な事業展開をしっかりと今後詰めていきながら、やはりジビエは必要ではないかなと個人的には思っておりますので、しっかりと意見交換をして進められればと思っております。

○ 渡口直樹 副議長 10番 山城弘一議員。

○ 10番 山城弘一議員 最後に、高潮対策からカラス、イノシシというお話をしてきたのですが、村長の考えというか、決意を聞いて私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 渡口直樹 副議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 答えいたします。

先ほど答弁したとおり、高潮について私どもは県と一緒に現場にも行きました。宇嘉地権者と県の土木建築部との行政懇談会があります。そういうときにまた要望としてしっかりと訴えていきたいと思っています。

○ 渡口直樹 副議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 イノシシの対策の件ですが、行政施策としてのジビエの考え方というのはまだ具体的に煮詰まってはおりません。ただその加工施設含めて、今から想定されているのは農作物なのです。いわゆるその加工施設というところを十分検討しているところであります。ただ肉系については今後のことだと思います。先ほど関係課長から答弁させていただきましたが、今は例えば計画性、資金面、資金繰り、あるいはその加工をする体制づくりであったりということがまだ熟度が足りないということが今からなのかなというところがございますので、しっかりと熟度が高まった時には取り組めたらいいのかなと思っております。唯一の有害鳥獣対策等、いわゆるジビエができたときには特産品になりますので、一石二鳥というものもありますから、そこは有効的な施策かと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○ 渡口直樹 副議長 これで10番 山城弘一議員の一般質問を終わります。

山城弘一議長の一般質問が終わりましたので、議長と交代いたします。

しばらく休憩いたします。（午後 3時34分）

○ 山城弘一 議長

再開いたします。（午後 3時36分）

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（午後 3時36分）

令和7年第4回国頭村議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 1 3 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 議	6 月 1 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分	議 長	山 城 弘 一
	散 会	6 月 1 9 日 午 後 0 時 2 8 分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	5 番	渡 口 直 樹	6 番	与 儀 一 人
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 、 氏 名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩	振興策推進室長	樋 口 淳 一
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1	一般質問 ① 大 田 孝 佳 議員 ② 山 川 安 雄 議員 ③ 山 城 正 和 議員
会 議 に 付 した 事 件	1. 一般質問	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

○ 山城弘一 議長 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開議（午前１０時００分）

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１ これから一般質問を行います。

初めに、２番 大田孝佳議員の一般質問を許可します。２番 大田孝佳議員。

〔２番 大田孝佳議員登壇〕

○ ２番 大田孝佳議員 おはようございます。通告書に沿って３点質問を行います。

１．奥間土地改良区鏡地水門改修計画の進捗状況について。

昨年１２月の定例議会で鏡地水門の改修についての質問回答で、沖縄県から本村の要請を受け、対応可能な事業メニューの提案があり今後調整を進めていくとの回答がありました。現在の進捗状況を伺う。

２．農産物加工施設の進捗状況について。

一次産業の所得の向上につなげる為の加工施設は農家が期待している。以下の３点質問を行う。

２－１、加工する作物の選定は行ったのか伺う。

２－２、選定した作物農家との調整は、いつのタイミングで行うのか伺う。

２－３、施設設置場所（案）は現時点であるのか伺う。

３．農業振興補助金について。

令和６年度まで農家に対する村からの補助金はＪＡ窓口で支払いの際に、補助金分が差し引かれて農家請求となり領収書でその場で確認ができた。今年度から１か月分まとめて補助金分はＪＡ通帳振込になると窓口で聞いたが、なぜ変更したのか、農家はどのようにして、補助金額の確認をするのか伺う。

以上３点ですけれども、答弁いかんによって質問席より再質問を行います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 おはようございます。大田孝佳議員の一般質問にお答えいたします。

まず、質問１の奥間土地改良区鏡地水門改修計画の進捗状況についてであります。

鏡地水門の上流側に設置された格子扉の作業省力化については、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金や緊急自然災害防止対策事業債の活用を検討しており、改良工法など先行事例を含め確認しているところでございます。

質問２、農産加工施設の進捗状況についてであります。

１点目の加工作物の選定についてお答えします。現在、計画を進めています農産加工施設につきましては、一次加工を主たる機能とする予定でございます。取り扱う作物につきましては、県内において加工品としての需要が高いマンゴー、シークワサー、パインアップル、バナナ、さらに拠点産地作物であるタンカン等の柑橘類を中心に想定しているところでございます。

また、農業者の皆様からは、スイートコーンや各種野菜類の加工についても御要望をいただいております。こうした声を踏まえた出口戦略の検討が必要であると認識しています。引き続き、関係者と連携を図りながら計画の具体化を進めてまいります。

２点目の農家との調整等については、関連業務に係る体制の整備や技術者の育成といった課題を整理した上で、事業実施に必要な補助金メニューの見通しが立った適切な時期に、関係者との調整・情報共有を図っていくことが重要と考えています。

3点目の施設の設置場所（案）につきましては、交通アクセスの利便性、インフラの整備状況、土地利用に関する規制、周辺の社会環境との適合性、従業員の居住環境、さらには将来的な拡張性など、複数の要素を総合的に勘案し、現在のところ、給食センター跡地や道の駅ゆいゆい国頭周辺、学校跡地等の複数を候補地として検討しているところでございます。

質問3、農業振興補助金についてであります。

J A窓口での支払方法の変更については、J A国頭支店へ問い合わせたところ、過去に北部管内の支店で補助金対象者の偽名で不正を働く、いわゆるなりすまし事案が発生したことから、その被害を防止するための対策だと伺っています。なお、補助金額の確認は、購買店舗で発行する明細書で確認することができます。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 まず1点目、奥間土地改良区の件で確認していきます。

村長答弁の中で、格子扉の作業省力化ということで、その補助金で対応していこうという考えであろうかと思うのですが、12月の議会の中でも私伝えましたが、やはり鏡地橋下の水門の幅を広げるべきではないかと。いつも私はバケツで例えるのですが、バケツにいっぱい水があります。そこに10センチの穴を開けます。それと、改良して20センチの穴を開けたら減る時間というのはどうなりますということです。やはりあれだけの水の災害があった場合に、そして畑が冠水したときに、水はけがよくないと植物というのは根っこが腐っていきます。この前、洪水があったときの比地川の氾濫、奥間川の氾濫、奥間土地改良区には想定されないほどの氾濫水が流れ、冠水した泥水が引くのによ場所によって2日から3日ほどかかったことは当然承知されているかと思います。作物被害調査を行ったと思いますが、その後の被害状況が分かるのであれば答弁をお願いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

その時点での作物の被害調査については、J Aのほうで取りまとめたものと、あとJ A以外の大口の農家については、農林水産課のほうで聞き取り等を行った調査がありますが、J Aのほうでは主にサトウキビの影響について確認したそうですが、その時点では影響は見られないという回答をいただいております。そして今、そのときの収穫、1月から3月までの収穫期が終わりましたので、その全体の統計の結果から影響というのは見られないかということで対応したところ、前年度に比べると村全体では500トン弱ですが、収量が増えているという回答をいただいているんですね。地区別に見ると、比地地区、奥間地区でどうであったかということについては詳細な分析結果は持ち合わせておりませんが、全体では増えているところでありまして、ただ、その水害によってサトウキビ自体が駄目になったということは聞いていませんけれども、作業の中では畑の中に雑木が入り込んでいるとか、あるいは倒れてしまってハーベスターをどかすのに少し苦労が生じたということは想定されるところであるかと思います。あと野菜農家については、その植えたばかりの作物が全部駄目になってしまったという情報はありますが、それを被害として金額にするとどれぐらいかということの聞き取りをしたんですけれども、農家についてもそれは計算できない、分からないという回答をいただいているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 サトウキビのほうも根っこがしっかり張りつくまである程度時間がかかります。そうするとその分、成長しないという部分は私にはそういうふうに見えました。そしてカボチャを私も植え

ていますけれども、結局私の畑はちょっと土地が上がっていますけれども、1日10センチメートルほどの苗が浸かりました。水引かないです。とすると何が起こるかという、先ほど言った病気。そうしたら畑に植えている4分の1ぐらいは自分で引っ張り抜くしかない。それをそのまま置いておくと伝染病が広がっていく。そういう状況です。また、ほかのカボチャ農家は全滅です。水が引くまで2日、3日かかる。その対策として、消毒して雑菌を殺すとかいろいろやるんですけども、基本的には冠水しないほうがいいのですが、やはり大雨が降るとしょうがない。だけれども水を吐き出す方法はしっかり考えないと、今奥間の土地改良の下の方では毎回これが異常気象で出てくる可能性が十分ありますので、ぜひこの鏡地のほうの水門の、扉ではなく、少し大きくするとか。この水量もしっかりと調査を入れてほしい。やはり今でやっておかないと、そこからあふれ出したら鏡地集落のほうに前回は氾濫まであと少しでした。ぜひ農家の生産基盤の整備と、そして鏡地地域の災害が起こらないようにということで、そこはしっかりと検討してほしいと思うのですが、どうですか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

まず、その畑が水浸しになるということを防ぐ方法の一つとして、水門の大きいのをもっと強化するという意見については、少し時間と経費をかけて調査をして、その調査の結果に基づいて検討すべきだと考えていますので、今後調査に向けて作業を進めていきたいと考えています。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 ぜひ、調査を早めにやっていただきたいと思います。

そしてこの土地改良区の状況でもう少し話をすると、去年、石垣島での研修の中で国立研究開発法人国際農林水産業研究センターで大規模なサトウキビの植え付け研究を行っていました。そこでは畝を上げていない平らな農地に50センチの苗を打ち込む。その目的は台風に強く、一度植えたら5年間は植え替えなしで農家の労力を減らし、反収を増やす研究をやっていると。実証実験の成果も出ており、今後この植え方を推奨していきたいとのことで、農業機械のメーカーも大型トラクターに取り付ける附属機械も開発して今年から取り組む予定と去年聞いてきました。この話を農家にすると、奥間の土地改良では平らにして植えると、20センチからは芽が出るけれども下は腐るよと。そのために畝を上げているのだと。もともと田んぼだからそれだけ湿地帯ですよ。そういうのも考えると、やはり根っこが呼吸できる環境。1日、2日でやられますので、そこも十分考慮しながらこの要望については調査をしっかり入れて早めの対応。それをやることによって農家の意欲も変わってきますので、その辺はぜひ頑張りたいと思っています。

続いて2点目、加工施設については今後いろいろな形で、作物はある程度選定したという部分がありますが、やはり大宜味村にもシークワサーの施設があるという状況もあります。そういう形で重なり合って、競争することはいいのですが、そういう状況も生まれてくるかなという部分で、どのような形で販売するかという部分を強化するために、今度旅費あたりの予算も取っているかと思うんですけども、販売もしっかりとやりながら、農家をどのように育成するか、ある程度確定したら今後やっていきたいと、そこについては農林水産課としっかり情報を交換しながら作物の設定をやっていくと思うんですけども、そういうことは細かい情報を選定しながら、国頭村はどれだけ出るよと。この加工施設の規模にもよりますけれども、大きくつくり過ぎて赤字になったらどこの会社も多分入ってこないと思うんですよ。その業者選定というのはすごく重要なことだと思いますし、そして農家の育成というのもすごく重要になってきますので、そこはしっかりとタイアップした形でやってほしいと思いますが、どうですか、伺います。

○ 山城弘一 議長 樋口淳一 振興策推進室長。

○ 樋口淳一 振興策推進室長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり今回の加工場の検討につきましては、加工品の販売をすることにより農産物の付加価値を高めるなど、農家の収入の多様化が図れると考えています。近隣市町村、大宜味村にはシークワサー、東村のほうにはパイナップルを中心とした加工施設がありますが、今回の加工施設につきましては一次加工をメインとした加工施設を想定しています。一次加工というのは、搾汁だとかペーストにするまで。その後、各お菓子メーカーがお菓子にしていけるという加工施設なので、県内の各メーカーともいろいろヒアリングをした結果、現在ほとんどが県外に出して加工している状況で、県内でできるところがあれば本来は県内でやりたいんだというのが実は1社、引く手あまたで受けている業者が豊見城市にあります。皆さん御存じのとおり国頭村出身の方が経営している会社ですけれども、そこも十分ヒアリングをしながら、需要については十分あると。ただし、先ほどありましたように農家の育成で物を集めること。ここもすごく重要であると認識しています。ですので、物を販売する出口戦略も含めて総合的にこれから判断するために調査も進めながらできればと考えています。農家とのタイアップもそうですが、農家の育成につきましては、現在も農林水産課のほうとはいろんなイベント等の情報交換をしながら進めていますので、引き続き行っていきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 ぜひ、この加工施設ができると判断する場合には、やはり入ってくる企業も儲からなければ意味がない。継続できないと、後の維持管理はまた村が負担しなければいけないという状況にならないように。そして農家もしっかりと育成、タイミング的に調整しながら、しっかりとした団体組織をつくること、そういう形の育成にぜひ力を入れていただきたいと思います。

次に質問3の農業振興補助金について。答弁の中では北部管内の支店で補助金対象者の偽名で不正を働くと、なりすまし事案が発生したということで、国頭村のほうであるかないかは別として、そういう理由で変わりましたと。そして補助金の確認は購買店舗で発行する明細書で確認することができますとなっていますけれども、4月で買った分が農家のほうに、この明細書が届いているのかいないのか。これは確認していますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

この件については、JA国頭支店の支店長に直接私のほうからお伺いしたところでありますけれども、通知についてはJAのほうでは行わないと聞いています。紙代、封筒代、切手代、事務量等を勘案すると、現在の職員体制では難しいということです。では、どのようにして該当者が補助金をどれだけいただいているのか確認することができますかと聞いたところ、JA購買店舗のほうでは月締めの明細書をプリントアウトして見るができるそうです。これで確認することができるということですが、これは無料でもらえるのかと聞いたところ、これについては本店とも相談しなければ支店だけで判断できないということをおっしゃってありました。もしかすると、今後希望するものについては手数料等をいただいて発行するのかどうかということを今後検討していくと伺っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 とすると、この手数料というのは農家負担、それとも補助金から差し引かれるのか。そして4月で農家として買った分は店舗へ行かないと分からない。そして通帳を見ないと分からない。

J Aからは何も通知が来ないという状況になると思うんですけども、実際、農家の皆さんに4月分入っているかと聞いたら、ほぼ誰も把握していないと私は認識していますが、そこら辺の流れ、管理、補助金を流すのは村が流しますので、そうしたらその手数料はどうなりますとか、補助金額はどうなりますというのはしっかりと農家に説明するのはどこですか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

この補助金の内容については、全戸配布の農林水産だよりの中でもこの制度がありますということの周知はしているところであります。そしてその補助金の交付の方法について、間にJ Aを挟んで補助金を交付する仕組みを取らせていただいているのですが、これについてはこれまでと変わらないと考えています。ただ、その補助金を活用する方法と支払いの方法がJ Aと利用者の間で変更があるということで伺っていますので、支店のほうには農家から不安であるとか、よく分からないとか、そういうふうな支障を来さないような方法での説明であるとか、方法をしっかりと周知することは大事だと思いますということで、そのようにして取り組んでいただきたいということの申し入れは担当課から支店には伝えているところであります。ただ、今後支店のほうが組合員にどのように説明していくのかについては、明確な返事をいただいておりますが、その必要性については農林水産課のほうからJ Aの支店に伝えているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 今の答弁では、J Aに任せているという捉え方でしか持てないのだけれども、補助金を流す村として、それが本当に適正で、しっかりと農家にこの補助金の使い方が周知されているかされていないかを今問うているわけであって、そして行政としてしっかりとJ Aが、うまく動いているねというチェックは必要かなと。そして農家に対して行政側がやるのか、J A側がやるのか。それはしっかりお互いに話し合って農家に説明しないといけないのではないかとということですけども、どうでしょうか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

この件については、もう一度J Aとしっかり話合いの場を持って、その中で確認していきたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 ぜひ、農家のためにという形で、村も財源の中から補助金を流していますので、しっかりとそれが農家に伝わる。そして農家が気持ちよく、やはり自分のお金も払いながら補助金をあそこからいただいているよと感謝の気持ちを持つという意味では、しっかりと農家にも説明しないと、J Aと行政側が密に連携しながら農家を守るという考え方で、ぜひその辺はしっかりと早めに確認してください。以上で私の質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで2番 大田孝佳議員の一般質問を終わります。

次に、3番 山川安雄議員の一般質問を許可します。3番 山川安雄議員。

〔3番 山川安雄議員登壇〕

○ 3番 山川安雄議員 おはようございます。通告に従い一般質問を始めますが、字句の訂正をお願いします。通告書の4番の「核兵器廃絶平和の村」宣言決議の碑の「決議」という字句を削除お願いします。それではこれから始めます。

1 世界自然遺産の利活用。

1-1 世界自然遺産に登録されて7月26日で4年目を迎える。

令和30年12月議会においても世界自然遺産「保全と利用」の特に「利用」の視点から農林水産業・建設・環境・教育・企画商工観光課の各分野におけるメリットに対する質問をしました。現実に世界自然遺産に登録された。

やんばる国頭村の大きな魅力の一つとして世界自然遺産「保全と利用」がある。「守ることが活かすことに繋がる」「活かすことが守ることに繋がる」の視点を現時点で、これからのビジョン、利用にどう位置付け、検証し、村民の豊かさにつなげるために、どのようなアクションが必要と考えているか？ 農林水産業・建設・環境・教育・商工観光、企画課、推進室の各課、室から見える所見を伺う。

また、世界自然遺産の利活用について村長の所見を伺う。

1-2 平成23年に国頭村森林ゾーニング計画ができた。国立公園指定、世界自然遺産登録になる前に国頭村民、自らの想いで仕上げた計画だ。

持続可能な森林資源管理を実現するために、

①「残すところ」②「守るところ」③「再生するところ」④「利活用を図るところ」の区分分けをした。

地域住民は③「再生するところ」特に「流域の再生、藻場の再生」に関心と期待を寄せていた。現在、赤土対策協議会が立ち上がり、土地改良区においても沈砂池の浚渫が行われ、海域では国頭漁協が漁獲高を上げるために海藻を植え付け藻場の再生に取り組んでいる。

世界自然遺産登録地としてIUCNに対しても自らの取り組みとして、好印象を与える事例だと考える。

「森は海の恋人」と言われ、森と海は流域でつながっていることを認識し活用する事が大事と考える。行政として「流域の再生」赤土対策、藻場の再生はKPI（重要業績評価指標）の数値目標をどう位置付けてアクションにつなげ、ゴールをどのように考えているか伺う。

1-3 「再生するところ」のモデルとして森林公園を外来植物・生き物を防除し在来植物園・生き物園に再生する。このことは国頭村の世界自然遺産「保全と利用」に対する一つの姿勢を示すことになると思う。

森林組合との協働や指定管理者の理解・協力と環境省グリーンワーカー事業等を活用し、まずは1ヘクタールからスタートし、森林公園エリアを在来動植物園にして、世界自然遺産エリアの外来植物防除のキックオフ的位置づけにする。来訪者にも参加料を頂いて協力してもらう。

以前からその必要性を関係者含めて論じる機会があった。そのことは森林公園の質、価値をさらに高めることに繋がると考えるが所見を伺う。

2 KPI（重要評価指標）に基づくP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルの検証。

各事業を行う際、KPIの目標数値を設定して、PDCAサイクルによる検証は効率的な業務を行うための手法の一つとして、行政や民間企業で幅広く使われている。

これまでも議会で各事業についてPDCA視点での検証、評価、改善の必要性、実行度合いを確認してきた。

国頭村の基本計画、基本構想、総合計画にはPDCAサイクルによる検証を行う、と記述されているが、計画年間の長さに対し、変化のスピード感や変革の早い現代社会において、行政内部や継続的な協議会、委員会でどのような体制、形でPDCAサイクルを活かし、検証されているか伺う。

また、KPIの設定、PDCAサイクルの検証は、行政事業における効率的な業務遂行の必要性について、どのように考えるか村長の見解を伺う。

3 住居不足問題。

多くの村民が人口減少からくる将来の国頭村を心配している。負のスパイラルになる前に、いやすでに入っているかもしれないとの声も聴く。

それと同時に、IT技術が急速に進化している現代においては都会の喧騒から逃れ、国頭のような田舎の自然環境でも二拠点住居を持ち仕事ができる時代になった。

やんばる国頭の自然環境、子育て環境、人の魅力を感じた県内外の都市部から個人や企業がこの国頭の空間で住みたい、子育てしたい、起業したいとの声を聞くのも多くあります。関係人口が増えている現実も実感として感じます。

しかし、なかなか定住に結び付かない、「住むところが無い」、一番の課題は何か？ 住居問題、「住むところが探せない問題」である。負のスパイラルが深化しない、村民が「仕方ないさあ～」とあきらめないためにも、この問題をどのように認識し、位置づけて、スピード感ある課題解決に向けて今、何をすべきか？ 伺う。

4 「核兵器廃絶平和の村」宣言の碑建立の実現を。

昭和61年9月27日国頭村議会は全会一致で「核兵器廃絶平和の村」の宣言を決議、採択した。沖縄県民は戦後80年を迎え、平和の尊さをあらゆるチャンネルを使い訴えている。

5月30日の新聞「戦後80年」で知念那覇市長は沖縄における核配備の歴史、県民脅威の事実に対し、「体験」から「歴史」へと記している。また、非核協総会で「若い世代が戦争の悲惨さや平和の大切さに関心を持つ環境をどうつくっていくかが非常に重要だ」と述べている。

3か月ほど前に、知り合いから国頭村は辺戸岬の「復帰記念闘争碑」はあるが「核兵器廃絶宣言の碑」はどこにあるの？ 「大宜味村、東村はあるよ」と尋ねられたのがきっかけで調べてみた。

令和4年の6月議会定例会において現在4番議員の一般質問も確認した。現在、世界を見渡すとロシア、ウクライナ紛争をはじめ中東や東アジア、核保有国による世界が望まない方向の動きもある。

一方2024年のノーベル平和賞は世界で唯一の被爆国である日本の「日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）」が受賞し、核兵器廃絶を訴える活動をしている長崎の高校生も授賞式に出席した。

日本で唯一の地上戦を体験した沖縄だからこそ、無念の思いで亡くなられた戦争被害者の想いもこめて、平和の尊さを発信する意味でも、辺戸岬の「復帰記念闘争碑」の近くにでも国頭村として「核兵器廃絶平和の村」宣言の碑を建立する必要があると考えるが村長の見解を伺う。

答弁をいただいて、質問席から再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山川安雄議員の一般質問にお答えいたします。

質問1は、世界自然遺産の利活用についてであります。

その中の質問1の1について、令和3年に世界自然遺産に登録され4年目を迎えます。この間「保全と利用」「守ることが活かすことに繋がる」「活かすことが守りに繋がる」という視点を念頭に村としても取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、観光としての利用部分において、観光客が目に見えて増加している実感は当初の予測どおりには至っておらず、登録当初から続いた新型コロナウイルスの影響が大きかったと認識しています。そのため、現段階では、これからに向けた基盤づくりが重要であると考えています。

今後は、世界自然遺産の価値を村の強み・魅力としてさらに高めていくために、情報発信や地域資源の磨き上げを行ってまいります。

また、農林水産業や教育、地域づくりなど様々な分野に波及効果をもたらすよう、庁内での連携を深めながら、持続可能な地域づくりを進めていく所存です。村民の暮らしの豊かさにつながるよう、今後ともバランスの取れた「保全と利用」を追求してまいります。

商工観光分野においては、アフターコロナとなった令和5年度以降、本村への入域観光客数も増加しており、その中でも外国人観光客の増加が見受けられます。

世界自然遺産をパワーワードとして、観光プロモーションにおける世界自然遺産イメージムービーの作成、ネイチャーガイドの育成、ツアー造成、アストロツーリズムの推進など国頭村観光協会をはじめ観光関係団体とも連携を図りながら進めているところであります。

質問1の2についてであります。

営農の赤土流出対策として、緑肥や心土破碎、ベチパー植栽、沈砂池の土砂撤去を実施しています。この評価指標は、赤土流出の削減見込量としています。

さらに、赤土などの土壌流出に対応するため、調査と科学的な分析に基づいて対策を行い、赤土流出の抑制を可能にするための取組を目指してまいります。

また、国頭漁業協同組合において、民間企業と連携した藻場の再生に取り組むと伺っています。

こうした取組は、自然を守る強い意志と実行力を保持していることをIUCN等内外に示すものであり、自然遺産地域としての評価にもつながると考えています。

今後とも、国や県、関係機関などと連携しながら、取組を進めてまいります。

質問1の3についてお答えします。

森林公園の在来植物園・生き物園の実現については森林公園の価値をこれまで以上に高められるよう、指定管理者をはじめ関係機関と連携し取組を検討してまいります。

質問2 KPI（重要評価指数）に基づくP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルの検証についてであります。

PDCAサイクルに基づく効果検証の実践は、目標設定や課題解決において効果的であり、計画の策定から実行、その結果の評価と次への改善策への反映を行うなど、施策の推進に必要不可欠なものであると考えています。

各計画においては、有識者や関係者からなる委員会において事業の効果を検証し、必要に応じて計画を改訂する一連のプロセスを実行しています。

質問3 住居不足問題についてであります。

人口減少は本村にとって最も重要な課題であり、住民や移住希望者等から多く寄せられる住居に関する相談に対応し、解決策を講じる必要がございます。そのため、さまざまな移住・定住施策に取り組んでいるところであります。

具体的には、子育て世帯や若者世帯をターゲットとした宅地分譲地の整備や空き家の有効活用を促進する空き家活用事業並びに空家バンク制度の推進に努めています。

今後ともこれらの施策を引き続き推進するとともに、民間事業者の力もお借りしながら、第2期人口ビジョンの目標達成に向けて取り組んでまいります。

質問4 「核兵器廃絶平和の村」宣言の碑建立の実現について。

核兵器の廃絶は全世界が望むものであり、言うまでもなく、核兵器の使用はあってはならないことです。被爆国である我が国では、核兵器廃絶と非核平和を求めた国民平和大行進が全国各地から被爆地である広島・長崎へ向け毎年行われています。また、今年は被爆80年自転車平和リレーとして辺戸岬を出発するイベントも予定していると伺っています。去る5月28日には、原水爆禁止国民平和大行進沖縄県実行委員会の本村への訪問があり、核兵器禁止条約の批准を求める署名にサインをさせていただきました。

質問にあります「核兵器廃絶平和の村」宣言の碑の建立については、今年が被爆80年の節目の年でもあり、辺戸岬を含めた建立場所など検討するいい機会だと考えています。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 まず1番の世界自然遺産の利活用から行きますが、1週間前にすばらしい情報を確認しました。環境省の国立公園の面的魅力向上、いわゆる4つの全国国立公園のモデル事業にやんばる国立公園が選ばれました。ホテル誘致を含む環境省の事業であります。令和7年度のやんばる国立公園、国頭やんばる学びの森ですね。利活用策定業務概要及び企画書策定事項を目にする機会がありました。合わせてインタープリテーションの全体計画仕様書を確認しましたが、基本構想においては国頭村の利用拠点、国頭村環境教育センター、やんばる学びの森を令和7年度から宿泊施設などの誘致を含む高付加価値化の取り組みに着手する。そのために利用拠点として選定された。国頭村は環境省との情報共有はできていると思うが、学びの森のエリアにとってすばらしい、またとないチャンスだと。これまで投資してきた整備事業が費用対効果として活かされるチャンスだと考えるが、どのような理解、評価位置づけをしているか伺います。

○ 山城弘一 議長 平良政幸 環境保全課長。

○ 平良政幸 環境保全課長 今、環境省のほうで先端モデル事業、令和6年度から実施させていただいています。それで基本構想を令和6年度で策定して、今月中に環境省審議会を通して正式確定になると伺っています。今年度においては、先ほどおっしゃっていただいたとおりインタープリテーション全体計画及び利用拠点計画を策定していくという方向になっておりまして、国頭村としては利用拠点として学びの森という部分を推薦させていただいて、それが具体的に利用計画を今年度まとめていく所存です。まとめていくに当たって、民間企業が実際にそのやんばる学びの森を民間資金を活用してやっていただけるかどうかというサウンディング調査を重点的にやっていただくことを環境省のほうにはお願い申し上げておりまして、国が実施している事業ではあるんですけども、これはすばらしくいい機会だと国頭村としても捉えていますので、積極的に関与していきながら、環境省と一緒に頑張っていきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 先ほど村長の答弁にも世界自然遺産の価値を村の強み、魅力としてさらに高めていくと。要は地域資源の磨き上げを行ってまいりますということがありました。まさにそのいいチャンスだなということを感じていますが、今課長からあったように、これは単に環境省の事業だけではない。やんばる国頭村にとってビッグチャンスが来たと私は感じています。一昨年の首里城公園において、当時の岸田総理と面談した国頭村の観光協会会長は、県道2号や東部エリア、学びの森エリアの電線地中化、地中埋設を訴え総理も確認を、約束をしています。これは2023年8月25日です。沖縄県は観光立県ですが、やんばる国立公園や世界自然遺産エリアを示している看板の、県道2号もそうです。そこで写真を撮ろうとしたら必ず電線が入ってきます。景観上もよくありません。さらに安波や安田集落を含めた東部エリアは台風が来ると決まって3日から4日は停電します。景観上も東部エリアの生活環境、ましてや今回はほぼ確定している環境省事業の利用拠点ですね、選定された学びの森エリアの民間事業者の参入に関連する各種の与条件と

ありますけれども、土地利用ゾーニングにこの電気停電問題、それからもう一つ大きな問題が水道水、現在は安波集落から200メートルの高低差をポンプアップで上げていますけれども、これも停電と同時にかなりお金もかかるし故障も多いです。それを、安波ダムというせっかく大きな水がめがあるわけだから、その安波ダムからの取水、水源地問題のその解決においても形にしなければならないとこの際思います。国の無電柱化推進計画事業補助制度を市町村が活用するには、無電柱化推進計画を策定しなければならないということが新聞報道にもありましたが、国頭村はこの策定に急ぎ取り組み、この絶好のタイミングで政治力を駆使して要件整備に尽力してもらいたいが、所見を伺います。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

無電柱化推進計画につきましては、令和3年から令和7年までの5年間で各市町村策定することとされています。国頭村につきましては、今年度、令和7年度策定予定でございます。ちなみに沖縄県内で41自治体のうちに策定済みが22市町村、残り19市町村が未策定となっております、国頭村も令和7年度で策定予定でございます。それから安波ダムからの取水についてですが、以前にもそういう話がありました。これはどうしても距離の問題もありまして、今後また安波ダムと協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 この前のお話ですけれども、今年から、これからは環境省の事業の中にホテル誘致という大きなチャンスがあるということです。環境省が言っているのは地域の自治体も含めて課題解決のために一緒に検討しよう。だからこの時期に電柱の地中埋設と水の問題を解決してもらいたいんだけど、そこに政治力を使ってでもやる必要があると私は感じますが、村長はいかがですか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 ありがとうございます。先ほどあった無電柱化、電柱の地中化については二、三年前ですか、台風16号の大きな被害があったときに、北部地域、国頭も含めて大分長い間停電したので、その後北部市町村会の会長、北部振興会の会長である私、それから北部広域市町村圏事務組合理事長の名護市長と3名で沖縄電力、沖縄県知事、総合事務局にその地中化についての要請を行ってまいりました。そのときに言われたのが、市町村でまず計画をつくってくださいということであったので、それを早急につくりながら話をしていきたいと思っています。それと先ほど課長からもあった安波ダムの水を使えないのかというのは、昨年、ダムの統監の所長に話をしました。以前は使えない規制というか何かがあるというのは聞いていたんだけど、どうなんですかと聞いたら、調べてみますと、使えないこともないのではないのかということを受けたんだけど、あれから返事がまだ来ないので、再度確認して、今おっしゃるとおりホテル誘致の条件整備をしっかりと進めてまいりたいと思います。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 行政用語の「検討します」ということは、やはり追求して形にしないといけなかったので、ぜひしっかりと追求していただいて、一日も早く条件整備も考え方に載せて、民間のホテルを計画する人たちが来やすくなるような環境をどうつくるかが我々の仕事かと思っておりますので、よろしくお願いします。

2番目のKPIに基づくPDCAサイクルの検証ですけれども、先ほどの答弁のところで、世界自然遺産の村の強み、魅力、庁内での連携を深めながら、持続可能な地域づくりに世界自然遺産のネーミングを活かすということもありましたが、これも含めてPDCAという考え方ですよ。様々な事業でこの重要評価指数

KPI、目標の数字をきちんと持つと。ゴールはやったということだけじゃなくて、ゴールの数字にどれくらい近づくのかというチェックが大事です。その計画、実行、評価、改善、PDCAの必要性は記述されているが、果たして絵に描いた餅になっていないか。委託事業者やコンサル任せになっていないか。大きな失敗事例がもしあったとしたら、その根拠にPDCAサイクルの検証をおろそかにしたことにつながっていないのかという見方。私個人もNPO活動やいろんな委員会を通じて感じたが、案外前年度の上書きになってすらいない場合もあります。昨年度の数字がまだ残っていたり、前年主義みたいなものになっていないのか。いま一度緊張感を持って意識して実践する必要があるのか。あるいは職員研修にしっかりとPDCAというものを意識して取り組むようなことはできないのか。再度伺います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 確かに議員御指摘のとおり、KPIに基づくPDCAサイクル、それを活用しておのおのソフト面、ハード面、いろんなところでいろんな計画がございます。そういったところの検証、改革、また新たにそれを踏まえた形で新たな政策という、このサイクルというのはとても大事だと認識しています。我々企画政策で携わる部分におきまして、1つの事例として、今年度、国頭村人口ビジョン総合戦略、この改訂時期にきています。おのおのこの人口ビジョン、総合戦略の中においては各数字目標を持っています。大きな目標として、2065年に人口5,000～5,500人というのが一番大きな目標です。それを達成するために5年ごとにこれは改訂しているわけです。それをするために小さな目標、例えば空き家解消を何件するであったり、そういったもろもろの計画を立てています。そのほうについて今年度、再度これを検証すると。その検証いかんによってこの5,000～5,500人、これが本当に正しい最終的な目標になるのかどうか。それも含めながら今年度は検証していくという形になってきます。基本目標のほうとして4項目、それらの4項目を達成するのは、我々企画政策のみではないです。全ての課が1つの目標値を持っています。それらを今年度検証し、またそれを推し進めることによって、本当に目標達成が可能なかどうか。今の社会情勢は頻繁に変わっています。そういったものも含めながら検討していくというのが大事ではないかと考えています。ひとつ事例としてはこういった形で考えているということでございます。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 この答弁書にも各計画において有識者は関係者からなる委員会において事業の効果を検証し、必要に応じて計画を改訂する。これはこれでいいですよ、上の皆さんは。実際に役場職員の皆さんが日々の仕事の中で常にその意識をどう持つ必要性を感じるかどうか。これを村長か副村長答弁してください。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 細かい研修の話というのは後ほど総務課長が述べると思いますが、PDCAサイクルの意味というのをもう少し充実させないといけないのかなというふうには常日頃から感じているところです。KPIを含めてPDCAサイクルという意味で、いわゆる組織目標達成というところがあると思います。その組織目標を達成するためには何が必要なのか。今、質問していただいているPDCAサイクルというのはとても重要で、そこは細かなそれぞれの業務の中でしっかりと意識しているかどうかということだと思います。昨今、いろいろな課題、問題もございました。それをしっかり評価して、どう改善につなげるかということだと思いますが、評価、検証までするんですけれども、それが次につなげられているかというところはもう少し足りないのかなと思っていますので、御指摘のとおり今後も確認しながらPDCAサイクルというところを職員一丸となって確認しながら進めさせていただきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 職員研修というところの話がありましたので、今あります事業等の実施、検証ですね、そういったところに特化した研修であったり、あとは施策、そういったものの立案、研修については幅広く用意されているというところがあります。それについて今回参加しようとかそういったところの職員の意識も伴ってきます。ただ、それとは別で庁内研修という形を総務で積極的にやりたいと考えています。ですので去年もそうですが、今年も実際に仕事に向き合うときに、事業を実施するときに、自分のこととして捉えて進めていくというところを議題とした研修も2年連続で実施していますので、そういったところを通して企画等に対しての向き合い方と、これについての評価というところは各職員磨いていただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 かなりいい課長の答弁を聞いたような感じがします。庁内研修の中で自分事として捉えて、自分の中でやっていくということがすごく大事だろうと思います。

次、住居不足問題について行きます。住居不足問題は喫緊の課題、住む家が探せないという問題。先ほど村長答弁にもありましたが、それは村長の施政方針のを中心として書かれておりましたけれども、東村の村営アパートというのはPFI事業の形態を取っていると聞いています。投入した資金は10年で取り戻すと自信を持って話していた東村役場の幹部の顔を今も思い浮かべますが、それだけではなくて、県内大手の建設会社や設計事務所もその事業手法を取り入れているとつい先日も聞きました。民間の資金と経営能力、技術力、ノウハウですね。それを活用して公共施設などの設計や建設改修、方針や維持管理、運営を行う公共事業の手法であります。また、役場がアパートや建物を造るのではなくて、民間に投資させる、それに協力できる事業者には何らかのインセンティブを与える。投資した企業には固定資産税の一定期間の減税措置を行うなどのインセンティブを与えたらどうだろうかということも考えたりします。日本政府は今大きな問題である米対策の協議会を非常にスピード感持ってつくって答えを出しましたが、これは企画課が分かる話だと思うんですが、東京の移住フェアで、夫が国頭への異動があり、国頭に住みたいと事前に情報収集にこのフェアに訪れました。しかし、来てみたら住む家が見つからず大宜味村のアパートに現在住んでいるが、この奥さんは国頭の地元の人たちと一緒に活動もしています。この事例も直近4月の初め頃の話です。国頭村において住む家が探せない問題は喫緊の課題であるが、そのようなことをスピード感持って協議する協議会をつくって課題解決するためには、その必要性についてどのように考えているか伺います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 協議会設立という形、我々も企画政策の中の職員同士、そういった分野で想定する必要性というのは十二分に感じています。実際に移住相談、昨日も6番議員へ返答いたしましたけれども、まずお問合せが一番多いのが住宅についてということはあからさまに事実でございます。そういったところでまだまだ足りない。空き家解消住宅を昨年度3戸新たに整備しました。そちらについても複数の応募があると。比地の定住促進住宅、そのほうについても今1戸の空きに対して2世帯の応募がございます。そういった形で複数の世帯の申込みがあるということはやはり足りていないというのはあからさまであると考えます。我々中のほうだけではなく、民間事業者の力を借りるというところも十分に今後考えていかなければならない方策だと思います。そういった部分においてどういう形のメンバーを集めて協議という形も念頭に踏まえながら今後の住宅問題の解決に取り組んでいきたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

- 3番 山川安雄議員 スピード感を持ってということに対する返事はどうでしょうか。
- 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。
- 與儀光浩 企画政策課長 住宅問題のほうについても一丁目一番地の政策でございますので、スピード感を持った形での対応を考えていきたいと思います。
- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 課長の皆さんの中にはP F Iについても調べた方もいると思うんだけど、この可能性は国頭村においてはどうですか。誰か答えられる人がいますか。
- 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。
- 宮城明正 副村長 民間主導型の施設の整備だと考えています。仮の話ですけれども、土地は村有地で、建物はP F I、民間事業者建ててもらおうと。その間、民間アパートに住むのであれば、説明については民間にさせてもらうという形でやって、最終的に村有地の上に民間のアパートを建てるところ、最終的には村に規制させるという流れになっていると理解しています。ですのでそこをしっかりとやる民間の事業者がいるのかどうかというところをまずは精査しないといけないというところですから、もし、参入を希望する民間の皆さんがおられましたら、それは検討の余地があるのかなと思っています。
- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 参考になるかどうか分かりませんが、この前商工会の総会で隣に座った方が、国頭に住みたいということで国頭商工会の会員になった事業者がいました。中部で新しく会社を起業して、彼女が国頭村に引っ越したいと、だけどなかなか見つからないのでどうでしょうか、大宜味村に行こうとかそんな話もあったんですけど、たまたま商工会の方が私が今やっているところをこの人に譲ってもいいという話になったわけです。そういう機会もあるのであらゆるところにアンテナを張って、スピード感のある協議会をどうつくるかということに関連すると思うんだけど、情報を取るときにいろんな角度から取って行って、空いているところがないのか。本当に深刻な問題ですよ、よく聞きます。住みたいけど家がないという話を。ジャングリアの関係で目星もなくなってきていて、そこはP F Iの考え方も、インセンティブの話をさっきやったけれども、何らかの財源的な有利な措置を与えるということも含めて、本当にそういうことを議論してもらいたい、スピード感を持って。それに対してはどうですか。
- 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。
- 宮城明正 副村長 行政があらゆる手法で空き家の調査をさせていただきました。その中ではかなりの空き家があったと。それが使えるか使えないかというところの整理をさせていただいています。行政の調査の仕方、あるいはそうじゃなくて、今言う協議会のやり方というのはまた違ってくると思います。住民側で見たときに、空き家はたくさんあるじゃないかという感覚はたくさんあるわけです。ただ、実際それが使えるか使えないというところの議論というのは、住民個々だけじゃできないと思っています。ですのでしっかりと各々の有識者を集めての、その協議会というのは有効な手だてなのかなと思っていますので、その中で情報の共有化、収集を含めてまずつかむことが大事かなと思っていますので、今後検討させていただきたいと思っています。
- 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。
- 3番 山川安雄議員 それでは4番の「核兵器廃絶平和の村」宣言の碑建立の実現をというところに行きますが、村民の負託を受けた国頭村議会議員が昭和61年、今から39年前ですか、9月定例議会において全会一致で決議した宣言は、残念ながら国頭村のホームページで検索してもなかなかその関連が出てきま

せん。私が調べたところ出てきたのは、沖縄県の平和祈念資料館、平和学習の項目に非核宣言集、非核宣言を集めたところの中に国頭村が紹介されて、その内容は、このときの決議したものです。「恒久平和は、人類の願いであり、平和を愛する国頭村民の願いである。核兵器は今日人類とあらゆる生命の存続に深刻な脅威を与えている。世界で唯一の被爆国民として、また悲惨な戦争を体験した沖縄の住民として、この地球上から核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えるものである。緑豊かな美しい郷土国頭村の自然を守り永遠の平和を願い、幸せな村民生活を守る決意を込めて、ここに「核兵器廃絶平和の村」を宣言する。以上、決議する。昭和61年／1986年9月27日」と、平和祈念資料館のホームページの非核宣言集に掲載されていました。この文言というのは39年前にできたんですが、現在も十分に分かりやすく、すばらしい宣言だと感じました。今、村のホームページの中にないということは残念であるのですが、さっきの村長答弁の中に、今年是被爆80年の節目の年、戦後80年の節目の年ですね。辺戸岬を含めた建立場所などを検討するいい機会だと考えていますということは、建立する前提で考えているなという感じを受けましたけれども、村長の核兵器廃絶平和の村宣言の碑に対する、その碑は辺戸岬の復帰記念闘争碑にあってもいいし、役場の前にあってもいいと思います。村民憲章の、4番議員が前にも質問している中にもありましたけれども、それは別に2つあってもいいと思います。それは村の姿勢を示すものだから。村長の核兵器廃絶平和の村宣言の碑に対する熱い思いをいま一度伺います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

山川議員からの御意見、御質問、大変ありがとうございます。先ほど答弁したとおり、今年是被爆から80周年、全世界でも唯一の被爆国であるということと、今年はまだ戦後80年という節目の年でございます。核を全世界からなくしてほしいというのは、それが私の強い思いであります。そして当然いつまでも平和であってほしいというものと、過去にあった戦争を後世に伝えていくというのが非常に大事であろうと思っています。今、国際社会は、ウクライナとロシアとか、最近ではイスラエルとイランの非常に悲しい、出来事が起こっています。そういった中においてもこれからも平和を訴えるということが非常に大事なことで、私も調べたら昭和61年ですか、県議会が核兵器廃絶平和の村を宣言しているということで、これまで何で碑がないのかちょっとその理由は分かりませんが、今年80年という節目の年なので、ぜひ前向きに検討していきたいと思っています。先ほどからあります辺戸岬は国立公園になっていて規制もあるので、どの場所がいいのか含めて、いろんな人の意見を聞きながら、予算も伴いますので、そこは9月議会までに調整して前向きにやっていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 3番 山川安雄議員。

○ 3番 山川安雄議員 ありがとうございます。村民誰一人反対する者はいないような内容だと思うので、ぜひ実現しましょう。

今日は世界自然遺産の利活用とKPI、PDCA、それから住居不足問題と核兵器廃絶平和の村宣言の碑について質問しましたが、世界自然遺産の利活用は森林公園のことだとか、それから流域再生の話とか、本当に大事なことだと思います。さらに学びの森はすごい金をかけて補修もしましたが、それを活かすチャンスが来たという考え方において、環境省の仕様書を見たらたくさんのステークホルダーが集まってからやろうというふうにしか見えないわけです。必ずしも環境省だけではできない話なので、さっき空き家のときにも言いましたが、造る側にインセンティブを感じさせるような、来てよかったなというふうなインセンティブを感じさせるような誘致の仕方をみんなでやっていって、あそこは非常に可能性が高いと、

世界自然遺産を指さして、そこが世界自然遺産だよと言えるのは、恐らく日本の世界自然遺産の中でも国頭の学びの森のエリアだけだと思います。あそこに来た人がアメリカの国立公園にすごく似ているなといって涙を流して喜んでた人もいましたけれども、それぐらいのすごく優位性のある場所だと思います。自然保護団体もいろいろありましたけれども、そのいいところをちゃんと計画性を立てて、地域住民まとまってしっかりと形にしていって、どんなホテルが誘致されるのか分からないが、最初はインバウンドの超富裕層の話でしたけれども、最近はどうでもありません。ちゃんとそのエリアを理解してくれる人が来たらいいなというふうな話になってきているので、そこは情報収集をしっかりとやって、3村の国立公園の中から1か所を選定し、正式にはこれからやるのかな。したと私は聞いたんだけど、だからああいうふうな仕様書ができているわけです。学びの森のよさを最大限に活かそうと、そういうふうなものをこれから1年かけてつくっていくということなので、環境と商工観光と、一次産業をどう使うか、このホテルでもってどう活用するかということも含めて、環境省とはよくこんな話もしていますが、村長の水問題と電気問題、そこをこの際一気に片づけたら、あの学びの森に莫大な金を投資したものが費用対効果も取り戻せるかなと思いますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。これで質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで3番 山川安雄議員の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。（午前11時22分）

再開いたします。（午前11時30分）

次に、4番 山城正和議員の一般質問を許可します。4番 山城正和議員。

〔4番 山城正和議員登壇〕

○ 4番 山城正和議員 では、通告に従いまして一般質問を行います。通告は7項目であります。

1、半地上原線の用地交渉の結果は進展があったか。

土地所有者である（株）コービックと所有権移転の交渉された結果と所有権移転の登記手続等はどう進展しているか。

2、比地川両護岸堤体の樹木伐採除去の要請結果は進展があったか。

沖縄県に要請した結果の内容と今後の進展はどうなるのか。

3、比地川河川改修計画と鏡地区創立100周年記念桜植栽計画について。

（1）沖縄県の比地川改修計画は、策定されているのか。その内容や地域住民への説明会の早期開催を求めたい。

（2）令和7年度鏡地区常会が5月14日に開催され鏡地区創立100周年記念事業期成会が発足しました。次年度の創立100周年記念事業に鏡地運動場周辺での桜植栽計画があり、鏡地運動場周辺の堤体の樹木伐採除去や比地川の改修計画で鏡地運動場にどう影響が出るのか。早期の県対応が求められるが村がどう支援できるのか。

4、国頭トレイルランニング大会の終了を決定するに至った経緯と理由等について。

国頭トレイルランニング大会の実行委員会が5月23日開催の会合で大会の終了を決定したとの新聞報道があったが、何故この時期になって大会の終了を決定するに至ったのか、その経緯と理由等はなんであったのか。

5、国頭トレイルランニング大会運営補助金支出と参加者の推移について。

第1回から第10回まで国頭トレイルランニング大会運営補助金支出の各年度別実績と大会参加者数の推移はどうなっているか。また大会の目的や目標及び波及効果について、諸々の課題等について検証評価はど

う総括されたのか。

6、公文書開示請求の個人情報漏えい事案へどう対応すべきか。

今般の新聞報道で数回も取り上げられ社会問題になっている公文書開示請求書の個人情報漏えい事案に村民からも行政に対する不信感や不安の声があるが、再発防止策の徹底や行政の監督責任などについてどう適切に対応されているのか。

7、国頭村の戦争遺跡調査実施について。

終戦80年の節目に国頭村内には、監視哨や避難壕、炭焼部隊が使用した炭焼がま跡など山中に多くの戦争遺跡が散在し残されている。県内の戦争遺跡1077ヶ所中、文化財指定は28ヶ所あるという現状で国頭村も戦争遺跡調査を実施して、必要なヶ所については、平和学習への活用など含めて、文化財の指定に向けて取り組んでももらいたいのが決意を確認したい。

以上、答弁を受けて質問席より再質問させていただきます。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長 山城正和議員の一般質問にお答えいたします。

質問1の半地上原線の用地交渉の結果の進展についてであります。

株式会社コービックと協議した結果、コービック名義となっている現村道部分と村名義で残っている旧村道部分の用地については、お互いに所有権移転を前向きに行う旨の確認をしました。

しかしながら、旧村道部分には個人2人の私有地が合計4筆あり、その4筆に関しては村で用地売買、所有権移転等を行った上で土地の交換を行いたいとのことでございました。

地権者2人へ用地売買の意向確認を行った結果、1人の方は固辞され、1人の方は検討中となっています。用地売買を固辞されている方がいることから、現況に合わせた形での完全な整理は難しいと思われますが、引き続きコービックとも協議を行いながら、できるだけ現況に即した形で用地整理ができるよう取り組んでまいります。

質問2の比地川両護岸堤体の樹木伐採除去の要請結果の進展でございます。

比地川については、北部豪雨による浸水被害を受け、現在、北部土木事務所において集落付近の浚渫作業や流木撤去を優先して進めているところでございます。

要請のあった樹木伐採除去については、管内全河川の緊急度や優先度を考慮して予算の範囲内で順次対応していきまると回答がありました。

質問3、比地川改修計画と鏡地区創立100周年記念桜植樹計画についてであります。

質問3の(1)と(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

比地川は、流路延長7.7キロメートル、流域面積18.8平方キロメートルの2級河川でございます。県では、北部豪雨による浸水被害を受けた比地川の現況を把握するための水位観測等の基礎調査を実施することとしており、また、比地川水系に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定へ向け取り組んでいると伺っています。

説明会の開催については、計画策定のスケジュール等を整理した上で今後検討していきたいと回答がありました。

鏡地運動場の桜植栽計画に影響が出ないよう、沖縄県の河川改修計画に合わせ村から情報提供を行ってまいります。

質問4、国頭トレイルランニング大会の終了を決定するに至った経緯と理由等についてであります。

国頭トレイルランニング大会は、国頭村が取り組んでいるエコツーリズムの振興と豊かな自然環境を生かした、国頭村ならではの新しい森林観光プログラムの普及と啓発を行い、地域活性化に寄与していくことを目的に2014年（平成26年）に第1回大会を開催し、昨年には第10回記念大会を開催しています。

県内外からの参加者やリピーターも増えて大会は大変盛り上がりを見せましたが、ここ近年では自然保護に関する意見なども増えているのが現状でございます。

大会実行委員会としては、目的の1つでもあった世界自然遺産のPRなどがある程度達成できたこともあり、当イベント自体が一定の役割は終えたのではないかと考えるに至り大会の終了を決定いたしました。例年であれば6月1日から9月30日まで参加者を募集しておりましたので、5月23日に大会実行委員会を開催し大会の終了を決定いたしました。

質問5、国頭トレイルランニング大会運営補助金支出と参加者の推移についてであります。

2014年に第1回大会を開催し、補助金1百万円、参加者1,189人。第2回大会補助金8百万円、参加者1,723人。第3回大会補助金598万3千円、参加者1,776人。第4回大会補助金493万円、参加者1,761人。第5回大会補助金120万1千円、参加者1,801人。第6回大会補助金84万6千円、参加者1,707人。第7回大会補助金84万8千円、参加者1,783人。第8回大会補助金378万1千円、参加者1,273人。第9回大会補助金361万6千円、参加者1,544人。第10回大会補助金304万8千円、参加者1,654人となっており、全10回の合計で補助金3,325万3千円、参加者1万6,211人となります。財源は一括交付金、企業版ふるさと納税を活用しました。

波及効果につきましては、大会前後の村内宿泊、飲食店利用など経済波及につながり、村内の観光PRにも効果があったと認識しています。

課題としては、自然環境の保全と活用の両立を図るため、関係団体や関連部署と連携し、持続可能な事業として取り組むことが重要だと考えています。

質問6、公文書公開請求書の個人情報漏えい事案への対応についてであります。

今回の事案につきましては、役場で保管がない請求資料に対し、事業者へ資料の有無を確認し、公開する過程で発生したものであります。公開期限が迫っている中、委託事業者から請求者へ持参による公開を問い合わせたことが要因となっています。

対応として不適切であり、公文書公開請求をした方には、不安と恐怖を与えおわびを申し上げます。また、役場に対する信頼を損ね深く反省をしています。

今後は、役場に保管がない不在文書については、不在による請求拒否決定を通知し、公開方法についても、条例に規定する閲覧、または写しの交付によるものとし再発防止を徹底してまいります。監督者としての対応としましては、事案発覚後速やかに国頭村情報化推進会議の開催を指示し、報告を受けた事案の発生要因と再発防止策について全職員に通知をしています。また、個人情報保護に関する役場内研修を実施するなど信頼回復に努めてまいります。

質問7、国頭村の戦争遺跡調査実施についてであります。

沖縄県は平成27年3月に発刊した「沖縄県の戦争遺跡」の調査報告書によると、本村においても住民の避難地として伊地銅山の防空壕跡や比地と奥の避難壕跡が記載されています。その他にも御質問のとおり、桃原の監視哨跡や伊部岳の旧日本軍炭焼き部隊の窯跡など、本村の山中には当時の痕跡を残すものが多く点在していると思われます。

現在、教育委員会では村内の遺跡詳細分布調査を毎年実施していますが、戦争遺跡調査については行っておりません。戦後80年を迎え、戦争遺跡に対する調査の必要性はありますが、調査に係る予算や人材の確保を含め検討してまいります。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 では、再質問させていただきます。

まず第1点目です。半地上原線の用地交渉の結果の進展ですが、答弁によると先方から条件提示があったわけですね。要するに以前使っていた村道部分に対して個人所有地が存在していると。そのことを解決した上でということですね。これは先方にとってはあの地域の将来の跡地利用を見越したときにはいろいろあると思うんです。だけど現在向こうは、道路台帳上は里道ということになっているわけです。村道台帳では今言うコービックの道路が、現道が村道だということですので、この辺の絡みを含めてもう一度コービックと十分調整した上で早めにその現道部分は村道に移管できるような、所有権を村に移転できるような交渉を進めながら、今向こうから提示されている里道部分である私有地については交渉していくという形の合意を早めにもう一度、第一段階、あと第二段階と踏み込んだ形で進めていかないと、またこういう回答があったから当分静観するという形になると困りますので、この辺は引き続き役場としては整理して臨んでいただきたいと思います。どうお考えでしょうか。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

1人の方が今検討中でございまして、その回答を待つて再度コービックの本社、専務のほうに連絡して協議を進めていきたいと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 これまであの旧道を長い間使ってきた経緯があるわけです。ただ買収がされていなかっただけということです。その辺も地主には十分理解していただいて、またいろいろそうなった経緯もあると思うんです。その辺は地主が理解しているのかどうか。だからもう少し膝を交えてしっかり交渉を積み上げていただきたいと思います。その結果、コービックにはその回答ができるように進めてほしい。将来、あの里道部分は里道を廃止してコービックに、村から所有権移転というふうな交換条件となるのかどうか、その辺も少し気になる場所ですが、しっかりとその辺は村としての考えも十分持った上で交渉に当たってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

この区域の変更につきましては、平成6年に区域の変更、その当時に所有権移転できていなかった理由が、経緯が分からないんですけれども、そのときに所有権移転をしていればスムーズに行っていたかと思います。現在の所有者につきましては、子ども、それから孫の代になっていまして、ここに土地があったというのも知らないお孫さんもおりました。その辺もう少し整理してコービックと調整をしていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 そういう経緯等もよく分からないようなこともあろうかと思っています。少し時間がかかるとは思いますが、その辺は鋭意行政のほうに前に進めない地主も対応できないと思いますので、前向きに対応して早めにあるべき姿に持っていっていただきたいと思います。

次、2番目に行きます。比地川の両護岸堤体の樹木伐採除去です。私、比地川については緊急性があると

思うんです。護岸は既に一部崩壊したり、あまりにも樹木が大きくなって、そういう箇所が現に発生しているわけです。ですから、県は優先順位をつけて対応していきたいという回答のようではございますけれども、やはり村としてはああいう現状を放置できないと私は見えています。議員の皆さんもその現地を見ましたので分かります。そういうことがありますので、村はその緊急性を訴える必要があって、ぜひ優先順位もここはこういう現状だからということで、県の職員も皆さんも現地に立ち会って、やはりその共通認識を持っていただいて対応してほしいと思うんです。ただ、電話で問合せとかそういうことじゃなくて、実際に担当に現地に来ていただいて、そういう現状ですということを現地で立ち会いをしてやると。場合によっては地域の方の意見を聞くとか、そういう懸念材料があるわけですから、それは早めに除去してもらいたい。

それと関連して運動場側、今記念事業との関係があるわけですから、これもまだはっきりした計画が村にも示されていないという状況です。鏡地の100周年事業というのはもう発足をしてスタートしているわけです。そういう準備に入っていますので、それができるのかできないかも。場合によっては計画を変更せざるを得ないということも出はしないかという懸念があるわけです。ですから早めに情報提供するということの答弁はあるわけですが、やはり早めに、県の担当も実際に現場を見ていただいてね。というのは河口側の夕日橋、あの部分の右岸側は比地ダム、奥間ダムなしの計画で向こうは用地取得をされているというふうなことも以前聞いて、そして既に県有地として取得されていて、今モクマオウとかが生えているわけですが、そういう形になっているんです。それからダムなしということであれば、左岸側の半地川は改良されていますので、そうすると右岸側の鏡地側に拡張が入ってくるということは十分想定されるわけです。そうするとあの河川形成からすると、現に右岸側の先行取得されている用地から延長すると、鏡地川の堤体がそれにバックするんじゃないかというふうに十分懸念されるものですから、あえて私は今回その問題を取り上げたわけです。ですからその辺の情報をいつ提供するのか非常に気になるわけです。その計画案というのが本当に示されているのか、どうでしょうか。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

県のほうに確認しますと、村長の答弁にもございましたけれども、河川整備計画については、これから策定を考えていくということでございました。再度、県のほうに確認をして、こちらからも情報を共有しまして、さきの鏡地の運動場、桜の植栽計画があるということです。この植栽場所もまだ位置が分かりませんので、確認した上で県の職員と現場を調査したいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今、課長から答弁があったように、ぜひ県の担当職員が直に現場に来ていただいて、そして鏡地の100周年事業の実行委員会も立ち上がっていますので、その辺の面々と意見交換をして進めていただきたいということを申し上げておきます。

次、4番目の国頭トレイルランニング大会の終了決定に至った経緯と理由ですが、これは今なぜこの時期にということで非常に疑問があって、村民も、そして我々議会も新聞報道でしか知ることができなかった。事前の相談も何もない。しかも村長、国頭村広報194号、これに国頭村長の令和7年度の施政方針が全部載っています。村民と議会に約束した施政方針。その中にスポーツ振興については、「リピート率の高い国頭トレイルランニング大会を継続し、スポーツツーリズムを通して交流人口の増加に向けて取り組んでまいります。」ということが、第11回のトレイルランニング大会を開催しますと、継続してやりますということを議会と村民に約束して公表しているわけです。しかもその関連する予算305万円を議会は承認してい

ます。にもかかわらず、第10回大会まで成功裏に収めてきたと。それで目的である世界自然遺産の観光PRも達成したと。この事業の成果というのは十分達成されたという評価をして、実行委員会で中断を決意したと。これは議会、村民に対する信頼を裏切ることになります。こんな重要なことを、しかも政策として村長が進めてきた事業を、しかも3月議会で約束していますでしょう。しかもこの問題については私も以前にも取り上げました。で、4月の大会がありますよね。第4回を数えました。この第4回は5月23日にもう既に終えているわけですよ。第11回はもうやりませんという決定の経緯ですよ。おかしいじゃないですか。4月の大会はやって、村民への周知がほとんどないような状態で大会が運営されているわけですよ。しかも4月というのは環境的にいうと、公共事業の、国頭村の森林作業だとかそういうのを環境に配慮して、野生生物や野鳥の繁殖時期であるというふうなこともあってね、そういう公共事業についても配慮をしてやってきていないわけですよ、これまで現在も。そういう中で4月の大会をやりました。だからそれは問題じゃないかなと。それでしかも年間行事計画もないということですね、今年度はそういう指摘を受けて年間行事表に入っていますよ、それで実行した。そして第11回大会も年間行事表に入っています。そういう経過からすると、責任説明というのが果たされていないんじゃないですか、議会に対しても。この辺どうお考えですか。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、去年の12月の大会を終えまして、当然次の大会に向けても検討しまして、当初予算にも計上しました。幾つか、特に去年の12月の大会から、その前の大会からも当然ありましたが、自然保護に関する意見等を踏まえて協議する場面も多くなっています。実際、去年の10回大会からはコース上での自然保護に関する意見を持った方々がプラカードを持っていたり、そういうものをアピールしたり。参加者に確認しても不快な思いをさせたというところもあります。当然これら全て事務局の中で不備が多々あったと猛省しているところでございます。その間、民間からもこういった環境計画に対する公開請求があったり、それが去年の11月からずっと続きまして、延べ30件ほどの公開請求もありました。その中で回答していくうちに、環境の保全と利用、そういったところに事務局としては不備が多かったと認識しています。その中で今回、5月23日のトレイルランニング大会の実行委員会の中で、毎回5月の時期に第1回目の実行委員会を開いていますけれども、これは6月1日から募集が始まるという中で毎年5月です。その中でいろいろ協議もしてまいりました。最終的にはこういった観点から大会を終了せざるを得ないという形になっています。村民、あるいは議員に対しても本当に御迷惑をおかけしたと反省しています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今の答弁を聞いて納得するわけではないのですが、どうも環境保護団体の動きが活発になってきたと。そしてそれに対する公開請求の件数も増えてきたということ。もろもろの対応に行政としても対応不備があったのではないかという反省等があったわけですが、ちなみに去る12日の全員協議会で皆さんのほうからトレイルランニング大会についてなぜ中止したかというものに対して、職員の皆さんから議員に対して資料が渡されて説明を受けたわけですが、その資料を見ても公文書開示請求実績が令和5年度1件、令和6年度20件、令和7年度10件というふうに数字も皆さんのほうから示されているわけですが、その内容等について一度も議会は説明を受けていない。そういう請求に対して環境保護団体も担当課長がおっしゃる説明、今初めてそういうのがあったということが分かるわけです。村民も知らない。なぜ大会を中断しなければならないかという、あのマスコミ報道、新聞報道等を見る限り、要するにそういう対策

が十分取れていなかったと。だから環境保全、この大会を継続することができないということでは受け取れないわけです。ましてや新聞報道によると樹木を伐採して、村長は環境省に文書で謝罪したということまで報道されている。「何で?」、いろいろ疑問が湧くわけですよ。そうしたら今までやってきたこの努力は何だったのか。これだけ予算も投じて、議会もそれを見てきた。しかもこれは前村長から継続してきた事業です。これは重たいわけです。議会も承認を得ながらやってきて相談もない。村長、あなたどう考えますか。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

今年の施政方針でトレイルランニング大会をしっかりと継続してやっていきますと示しましたが、先ほど商工観光課長からあったとおり、様々な御意見や指摘、多くの情報公開等がありまして、確かにおっしゃるとおりこっちは不備があったということでありました。そういった中で5月中に実行委員会を開きました。その前に本来なら、議会に説明をすべきだったと思うのですが、なかなか日程が非常に窮屈な状態で、例年6月から募集もかけていると。どうにか5月に結論を出したいということで議会へ説明が遅れたことは誠に申し訳なく思っています。10回という非常に歴史があって、世界自然遺産になる前からその大会は始まりました。先ほど答弁したとおり、国頭村ならではのイベント、スポーツ大会ということで非常に人気があったのですが、やはり世界自然遺産にもなって、それからコースをも変えて、世界自然遺産の地域が入らないようにしようということで様々な工夫もしていますが、なかなか厳しいところがありました。それを1つの教訓といいますか、自然環境の保全と地域活性化を図るために自然を活用したイベントなり行事なりについてはきめ細かくやっていく必要があるだろうなということは、非常に今回の件で痛感をしているところであります。議会、村民の皆さんには今回で終わることに対しては、私も非常に苦渋の決断でございましたが、こういうことをまた御理解をお願いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 村長、これは村民にも説明責任があるわけです、議会をはじめ、その機会を事前になかなかつくれてこられなかったと。そんな問題じゃないですよ。これだけ重みある大会、実績を見ても相当の努力を重ねてそこまで継続してリピーターも増えてきた。その方々に対しても大変失礼な話です。こういう理由で辞めると。11回大会も計画している中で、予算も議会の議決も得ながら。この重みですよ重み。時間がなくて説明できなかった。本当に時間がなかったんですかと言いたいですよ、はっきり言うと。こんな重要な問題を。要は行政の認識なんですよ。相談していろいろやればクリアできる話だと私は思っています。だから今、令和3年に世界自然遺産となって4年目を迎えるんだけど、国頭村の世界自然遺産を今後利用保全、どうしていくかという。今、村の構想もまさに作成中でしょう。これから自然を生かしたいろんな村づくりに利活用して、村民を豊にしていって、若者定住につなげていく。そういう施策であり対外的に大きなPRをしながら内地からもいっぱい参加者が来ているわけですよ。大きな効果があると思うんですよ。マスコミ報道を見る限りは保護団体への対応のまずさでこの大会が潰されたというふうな印象しか持たない。しかも村長まで環境省に文書で謝罪したということまで掲載されている。帳消しされていますよ。私も、世界自然遺産、やはり希少なものだということで前から認識して議会でもいろいろ取り上げてきました。議会も真剣ですよ真剣。しかも国頭村はほかの世界自然遺産地域と違って私有地が圧倒的に多い箇所なんですよ。林業を昔からやってきた。山林で果樹を作ったり、山地開発もやっている。今も森林組合があつて森林施業も毎年やっています。伐採造林を含めて。そういうもろもろのことを考えて、今回のこういう対処の仕方。はっきり言って私は納得できない。大変ですよこれ。いろんな波及効果のあるイベントを中止し

たことに。大変ですよ、これは。どう事後処理するかも今後の事業計画をどう立て直してやっていくか含めて、こういう難題はクリアすべきなんですよ、クリアすべき。そのために大学とも連携していろいろやっていますでしょう、産官学で協定を結びましたよ、和歌山のね、向こうは世界自然遺産の熊野古道を使ったトレイルランニング大会を以前やっていましたよ。それも世界自然遺産に登録されると同時になくなって、そういうことも議員みんなで研修へ行きましたよ。その代わりこういう世界自然遺産をどう活用していくかというもののビジョンもいろいろ聞きました。だからいろんな先進事例等を含めていろいろあるわけです。そしてそういうたけた知恵を持っている方々もいらっしゃいますので、相談しながら実行委員会でこんな結論をすぐ出すかということに対しても、非常に疑義がある。ということですよ。村長、副村長もそうなんですよ。自然関係の業務で職員時代に携わってきていますでしょう、保護団体も関わってきていますでしょう。分かると思うんですよ。その手法というの。異議を申し立てるのはほとんど村外の方ですよ。しかもこれ圧倒的県民がその大会を中止せよとせがんでもないわけですよ。村民が辞めなさいと言うことはないでしょう、トレイルランニング大会。我々が決めるべきなんだよ。いろいろ問題があるわけですが、今後禍根を残さないようにいろいろ行政は最良の配慮をやって議会にもきちんとしかるべき時期に相談し、説明するなり進めてください。

それで、これとも関連するわけですが、個人情報の漏えい事案。これは予算書にも研修会予算44万円ぐらい計上されていますけれども、総務課長、この補正予算はそのための職員研修ということですか。それも含めて今後の防止対策を含めて、基本的な考え方をしっかり、もう一度お願いします。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

今回の事案について、今後の再発防止の徹底というところもそうですけれども、実際にこういう事案が発生した場合にどういった対応が必要なのか。速やかに対応すべき事項というところも進めさせていただいたところではございます。村長の答弁の中で今回の事案が発生した理由ですね、要因や再発防止策について記載させていただいたんですけれども、今回の一番大きなところは公文書の請求を受けて、その受けた請求資料について保管がないと。そういったところについては単純に保管がないというところでの通知を出すべきであったと思っています。これについては全く悪気はありません。そういった書類について、できるだけ真摯に対応していきたいというところがあったのかなと担当課のほうでは考えています。ただ、そういった中で対応させてもらった結果、相手方がいて、その方に不安をおかけしたというところでもあります。ですので今回の事案については、今話したところと答弁させていただいた内容、要因、再発防止策というところは担当した課だけではなくて、全職員に対してきちんと通知も行った上で対応していくと、そういったところを徹底してまいりたいと思っています。

今回、研修予算も計上させてもらっています。これは実際には個人情報の安全管理というところでは去年も実証させてもらっています。さらに今回、大事な案件というところでも考えていますので、さらに役場内の庁内研修というのはきちんと実施させていただきながら、我々は二度とこういうことが起こらないようにというところに努めていきながら、信頼回復ができないかと思っています。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 最後になりますけれども、7番目の戦争遺跡調査について。これは50周年、令和4年にも、核兵器廃絶の碑を建立すべきだというものを提案したわけですが、今回3番議員のほうも取り上げて、前向きな答弁をいただいたわけですが、やはりこういう節目節目に、今マスコミでも戦後80年の

連載の企画をいろいろやっていますが、村内ではどうですか、平和学習、教育についての実態について、概要をお願いします。

○ 山城弘一 議長 宮城尚志 教育長。

○ 宮城尚志 教育長 山城議員の質問にお答えします。

平和学習についての現状ですけれども、昨今の新聞で戦争体験者が少なくなって、その体験話を聞くというのは少なくなっているという話でした。先々週、村内の校長研修会がありました。その中でも校長先生方として地域人材から戦争体験の話を聞くのが今難しい状態であるという話が私のほうに投げられたときに、私が返したことは、体験者の話が聞けないから平和学習ができないというのは教育じゃありませんということを宣言しました。その後、学校訪問の機会がありまして、奥間小学校、辺土名小学校、あとへき地の学校へ行ってきました。実は慰霊の日、戦後80周年に向けて各学校がすごい取組をしていました。いろんな写真やパネル、資料を置いて。あるいは校長先生の講話を聞いて、そして地域の人。体験していない人ではあるんですが、その人の話を聞いていた。あと読み物の資料、図書館に置かれている戦争に関連する資料がずら一と廊下に並べられている。みんなで平和の歌を歌って、そして最後に、これは安田小学校でしたけれども、平和を願う詩を作ろうと、全校生徒で言葉をつづって詩を作っていました。このように戦争体験者が減る中で各学校、平和学習担当者という校務分掌がありますので、その担当者がいろんな工夫を凝らして、平和の尊さや戦争の悲惨さを伝えていくような平和学習が続けられている状況であります。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 国頭でもそうですけれども、戦争を体験した人たちが急激に減少していく。そういう中で語り部が少なくなっている。それをどう継承していくかという大きな課題を抱えているわけですが、今回私があえて取り上げたのは、100周年の記念で「くんじゃん」が編さんされたわけですが、この中でもいろんなことが出てきています。私、読ませてもらいましたがね。ですからこの必要性を私は痛感しています。ぜひね、教育委員会、この必要性については認めていますので、早めに聞き取り調査ができる時期が限られていますので、ぜひ調査を進めて、やはり必要な箇所をちゃんと指定をして、今後生かしていくという取組をぜひしてほしい。そういうことですが、その辺の決意はどうですか。

○ 山城弘一 議長 宮里 光 教育課長。

○ 宮里 光 教育課長 山城正和議員の質問にお答えします。

やはり戦争遺跡については沖縄戦においては地上戦もございました。来週は慰霊の日を迎えます。それにおきまして、私こういった痕跡については必要なものだと考えていますので、文化財の保存調査委員会等ございます。そういったところからの意見も聞きながら検討していきたいと考えています。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 ぜひ、前向きにこの件は進めてほしい。反対する方はいらっしやらないと思います。これだけの避難民を受け入れて、もう遺跡が残っていますので、それは申し上げて私の一般質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで4番 山城正和議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全て終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会（午後 0時28分）